求職者支援法の検討２

No	対象文書の名称
1	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月10日内閣法制局説明資料）
2	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月13日内閣法制局説明資料）
3	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月14日内閣法制局説明資料）
4	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月17日内閣法制局説明資料）
5	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月21日内閣法制局説明資料）
6	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月22日、23日内閣法制局説明資料）
7	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月25日内閣法制局説明資料）
8	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月27日内閣法制局説明資料）
9	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月28日内閣法制局説明資料）
10	求職者支援法の検討２（うち平成22年12月30日内閣法制局説明資料）
11	求職者支援法の検討２（うち平成23年1月4日内閣法制局説明資料）
12	求職者支援法の検討２（うち平成23年1月5日内閣法制局説明資料）
13	求職者支援法の検討２（うち平成23年1月6日内閣法制局説明資料）

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の名称について

1　基本的な考え方

○　本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

①　必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会の確保

②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③　公共職業安定所による就職支援の実施

等、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定するものとなっている。

○　このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2　具体的な規定ぶりについて

（1）「職業訓練の実施等による」

①必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会の確保、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援については、給付の支給及び就職支援が、いずれも職業訓練の受講を前提としていることから、職業訓練を例示とし、「職業訓練の実施等による」とするものである。

（2）「特定求職者」

○　労働関係法令において、「求職者」という用語は多数用いられているが、法律上定義が規定されているものは見当たらず、一般的に職業に就くために求職活動を行っている者を指すものとして用いられていると考えられる。

○　また、「特定」という用語は、法令上、指し示す範囲の広さにかかわらず、より広い範囲のうち一定の範囲を指し示すものとして用いられていると考えられる。

○　本法律案では、一般的に職業に就くために求職活動を行っている者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者であって、労働の意思及び能力を有していること、公共職業安定所に求職申込みをしていること等の一定の要件に該当する者を対象としている。

○　このため、職業に就くために求職活動を行っている者を指す用語として労働関係法令において多数用いられている「求職者」のうち、一定範囲の求職者を指すものとして「特定求職者」とするものである。

（3）「就職の支援」

本法律案は、就職に関して必要な支援を行うことを目的とする法律であるが、法律名においては意味の通ずる範囲で端的な表現とすることが適当であることから、「就職の支援」とするものである。

【法の目的を法律の名称に関している例】

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律百二十三号）

【対象とする範囲が広範な「特定・・・」を法律の名称に用いている例】

○　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）
（定義）
第二条　この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

【「～の実施による」を法律の名称に用いている例】

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

【「就職」を法律の名称に用いている例】

○　経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）

【「～の支援に関する法律」の例】

○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

【「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例】

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）
第三十条
2
三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

求職活動支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

以下の理由から、「求職活動支援事業」については、雇用安定事業及び能力開発事業を規定する条に規定するのではなく、新たに条を設けることとしたい。

1　対応する問題の性質の相違

○　「雇用安定事業」（雇用保険法第６２条）及び「能力開発事業」（同法第６３条）は、
- 当該事業によって対策を講じようとする問題が、我が国の企業における雇用慣金慣行その他企業の行動に起因するところが多く、事業主の共同連帯の責任によりその解決を図ることが適当な場合が多いことから、
- 事業主に対する給付という手段を通じ、事業主に措置を講じさせることによって、労働者の雇用の安定を図るとともに、その能力の開発及び向上を促進するものである。

○　他方、「求職活動支援事業」（仮称）は、
- 当該事業によって対策を講じようとする問題は、国、事業主、労働者の共同連帯の責任で解決することが適当なものであり、
- 増大する雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者に直接給付する等により訓練期間中の生活支援等を行うことで、訓練機会の増大を図り、就職の支援を行うものである。

○　すなわち、「求職活動支援事業」が対応する問題は、雇用安定事業及び能力開発事業が対応する問題とは性質を異にするものであり、また、その解決手法も異なることから、同一の事業として実施することは適当でない。

2　目的の相違

○　現行の雇用保険法第６２条、第６３条においては、その柱書きにおいて、雇用安定事業の「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」という目的や、能力開発事業の「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」という目的を規定している。

○　これらと目的を同じくする事業であれば、いずれかの事業として位置付け、当該事業を規定した条項に追加することが適当であるが、「求職活動支援事業」の目的は、
- 訓練機会の確保等を通じ「訓練機会の増大を図ること」
- 対象となる求職者の能力を開発し、向上させるという手段を通じ、「就職を支援すること」である。

○　すなわち、求職活動支援事業の目的は、雇用安定事業の「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」という目的や、能力開発事業の「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」という目的の、いずれとも異なるものであることから、第６２条、第６３条に「求職活動支援事業」に相当する規定を追加することは適当でなく、別途新たに条を立てることが必要と考える。

法人の根拠法の成立が当該法人名を引用する作用法成立時において不確定であった例について

（例１）

第 164 回通常国会において成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号。同年 6 月 2 日公布。）第 22 条（公布日施行）において、同国会において審議中であり、かつ、同法の交付時において成立前であった健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号。同年 6 月 21 日公布。）第 4 条の規定による改正後の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき新たに設立されることとされていた全国健康保険協会に関する規定が置かれているもの。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

第二章　重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等

第三節　特別会計改革

（船員保険特別会計の見直し）

第二十二条　船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

2　この法律の施行の日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　号）第四条の規定の施行の日の前日までの間における第二十二条の規定の適用については、同条中「健康保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）第四条の規定による改正後の健康保険法」とする。

（例２）

第 169 回通常国会に提出された株式会社地域力再生機構法案は、同国会においては成立せず、第 171 回通常国会において議院修正を経て株式会社企業再生支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）として成立（施行日は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日。）。

この間、第 171 回通常国会において成立した我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 40 号。以下「産活法一部改正法」という。）附則第 28 条において、株式会社地域力再生機構法の一部改正を規定していたところ（施行日は、株式会社地域力再生機構法の公布の日又は産活法一部改正法の施行の日（公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日）のいずれか遅い日。）、株式会社地域力再生機構法は産活法一部改正法の公布の日より後に、上記のとおり議院修正を経て成立したため、当該議院修正において、株式会社地域力再生機構法の附則に一条を加え、すでに成立していた産活法一部改正法附則第 28 条を改正（株式会社地域力再生機構法の修正に伴う改正）したもの。

○我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十号）（抄）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中産業活力再生特別措置法第二十四条の次に一条を加える改正規定並びに次条及び附則第十三条の規定　公布の日

二　附則第二十八条の規定　株式会社地域力再生機構法（平成二十一年法律第六十三号）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第十九条　施行日が株式会社地域力再生機構法の施行の日前である場合には、前条中「第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」とあるのは「第八十四条の六」と、同法附則第七条中「第八十四条の六」とあるのは「第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」とする。

（株式会社地域力再生機構法の一部改正）

第二十八条　株式会社地域力再生機構法の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第六十二条の見出し中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、同条中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「共同事業再編計画の認定、同法第九条第一項の」を削り、「第十一条第一項の技術活用事業革新計画の認定又は同法第十三条第一項の経営資源融合計画」を「第九条第一項の経営資源融合計画の認定、同法第十一条第一項の資源生産性革新計画の認定又は同法第三十九条の二第一項の中小企業承継事業再生計画」に改める。

第六十四条中「産業活力再生特別措置法第二条第十八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第二十五項」に改める。

○株式会社地域力再生機構法案に対する修正案（抄）（平成二十一年四月二十二日）

附則第八条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「株式会社地域力再生機構法」を「株式会社企業再生支援機構法」に改める。

附則第十九条中「株式会社地域力再生機構法」を「株式会社企業再生支援機構法」に、「附則第七条」を「附則第六条」に改める。

附則第二十八条の見出し中「株式会社地域力再生機構法」を「株式会社企業再生支援機構法」に改め、同条中「株式会社地域力再生機構法」を「株式会社企業再生支援機構法」に改め、同条のうち株式会社地域力再生機構法第二十四条第三項の改正規定中「第二十四条第三項」の下に「及び第二十五条第三項」を加える。

附則第二十八条のうち株式会社地域力再生機構法第六十二条の改正規定中「同条」を「同条第一項」に、「改める」を「改め、同条第二項中「産業活力再生特別措置法第四十一条第二項第一号又は第五号」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十一条第二項第一号」に改める」に改める。

特定求職者の就職に資する教育訓練の名称について

（名称について）

○　職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 特定求職者を対象とするものであること
- 就職に結びつけることを目的とするものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定特定求職者職業訓練」とする。

（認定を受けたものであることについて）

○　既存の法律上、厚生労働大臣等の認定又は指定に係る職業訓練又は教育訓練の名称には、冒頭に「認定」又は「指定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 条。以下「能開法」という。）第 24 条第 1 項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第 3 項）
- 同法第 26 条の 3 第 1 項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第 26 条の 5 第 1 項）
- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者→「指定教育訓練実施者」（第 10 条の 4 第 2 項。指定対象となる教育訓練自体については、個別の名称は規定されていない。）

○　求職者支援法上の教育訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

（特定求職者を対象とするものであることについて）

○　能開法上の職業訓練又は雇用保険法上の教育訓練において、その名称に対象者の類型を付した例は見られない。

○　これについては、能開法は労働者全般に対する職業訓練の在り方を規定した法律であり、求職者支援法が特定求職者を対象としていることとは位置づけが異なるものである。

○　また、仮に訓練名称に対象者を明示しない場合又は「特定求職者」ではなく「求職者」という文言を付する場合、訓練の対象として本来想定している範囲を超えるかのような印象を与えるおそれがある。

○　このため、求職者支援法上の認定に係る訓練については、法律が特定求職者に対するものとして置かれていることを踏まえ、対象者である「特定求職者」の文言を明示することとする。

（就職に結びつけることを目的とするものであることについて）

○　求職者支援法上の訓練、能開法上の認定職業訓練及び認定実習併用職業訓練並びに雇用保険法上の教育訓練については、いずれも労働者（求職者を含む。）に知識又は技能を習得させ、その職業能力の開発及び向上を図る結果、雇用の安定（就職の支援を含む。）に結びつけるという点は共通しており、求職者支援法上の訓練においてのみその目的を名称に反映させる必要性は低いものと考える。

（職業訓練であることについて）

○　既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練としては、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 13 条第 1 項に規定する適応訓練
- 同法第 20 条第 5 号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 23 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練
- その他、雇用以外の分野（教育、福祉、防衛等）の法令に規定される各種の訓練

等がある。

○　このため、求職者支援法上の訓練についても、当該訓練の類型を明確にする観点から「職業訓練」の文言を付することとする。

求職活動支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

以下の理由から、「求職活動支援事業」については、雇用安定事業及び能力開発事業を規定する条に規定するのではなく、新たに条を設けることとしたい。

1　対応する問題の性質の相違

○　「雇用安定事業」（雇用保険法第６２条）及び「能力開発事業」（同法第６３条）は、
- 当該事業によって対策を講じようとする問題が、我が国の企業における雇用慣行その他企業の行動に起因するところが多く、事業主の共同連帯の責任によりその解決を図ることが適当な場合が多いことから、
- 事業主に対する給付という手段を通じ、事業主に措置を講じさせることによって、労働者の雇用の安定を図るとともに、その能力の開発及び向上を促進するものである。

○　他方、「求職活動支援事業」（仮称）は、
- 当該事業によって対策を講じようとする問題は、国、事業主、労働者の共同連帯の責任で解決することが適当なものであり、（雇用安定事業、能力開発事業は事業主の共同連帯によるもの）
- 増大する雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者に直接給付する等により訓練期間中の生活支援等と訓練機会の増大を図ることを併せて実施することで、就職の支援を行うものである。

○　すなわち、「求職活動支援事業」が対応する問題は、雇用安定事業及び能力開発事業が対応する問題とは性質を異にするものであり、また、その解決手法も異なることから、同一の事業として実施することは適当でない。

2　事業目的の相違

○　現行の雇用保険法第６２条、第６３条においては、その柱書きにおいて、雇用安定事業の「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」という目的や、能力開発事業の「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」という目的を規定している。

○　これらと目的を同じくする事業であれば、いずれかの事業として位置付け、当該事業を規定した条項に追加することが適当であるが、「求職活動支援事業」の目的には、訓練機会の確保等を通じ「訓練機会の増大を図ること」が含まれる。

これは、現在の能力開発事業において「能力の開発」の概念に含まれる訓練に関する概念は、職業能力開発促進法第９６条において規定される国が行うこととされている訓練等の実施であるのに対して、「求職者支援事業」における訓練に関する概念は、雇用保険の非受給者に対して適切な訓練の機会を開拓し、訓練機会を増大させることが含まれる点で、性格を異にするものである。

○　このため、現在の目的規定の中には含まれていない「訓練機会の増大」を第１条の目的規定に追加し、併せて第３条における第１条の目的を達成するため行う事業として「求職活動支援事業」を追加することすることとしたい。

また、「求職活動支援事業」に関する規定を新たな条として追加することとしたい。

一　交通機関等が定期乗車券（これに準ずるものを含む。次号において同じ。）を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間一箇月の定期乗車券の価額（価額の異なる定期乗車券を発行しているときは、最も低廉となる定期乗車券の価額）

二　交通機関等が定期乗車券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通所二十一回分の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

5　次の各号に掲げる日のある月の通所手当の月額は、第二項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。（P）

一

二

第ａ条　求職者訓練受講支援給付は、求職者訓練受講支援手当及び通所手当とする。

（求職者訓練受講支援手当の支給）

第ｂ条　求職者訓練受講支援手当の額は、三千三百円とする。

2　求職者訓練受講支援手当は二年を限度として支給する。（「ただし・・・」として、連続受講の場合の例外を規定）

3　求職者訓練受講支援手当の支給を受けようとする特定求職者は、支給単位期間（求職者支援訓練の開始の日（当該特定求職者が求職者訓練受講支援手当の支給を受けることを希望する旨の申出をした日が当該開始の日の翌日以降の日である場合は、当該申出をした日。以下この条において同じ。）又は各月においてその日に応当し、かつ、当該求職者支援訓練を受講した期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該求職者支援訓練が終了した日の属する月にあっては、当該求職者支援訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに、法第〇条の厚生労働省令で定める者に該当することについて、厚生労働大臣の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

4　特定求職者について、支給認定をしようとする支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に、第一項の規定により求職者訓練受講支援手当の支給を受けた現に受けている求職者支援訓練以外の求職者支援訓練に係る最初の支給単位期間の初日がある場合には、求職者訓練受講支援手当を支給しない。（「ただし、・・・」として、連続受講の場合の例外を規定）

5　求職者訓練受講支援手当は、第三項の規定により認定を受けた支給単位期間について支給する。

6　支給単位期間に支給する額は、第一項の額に当該支給単位期間に係る日数を乗じて得た額とする。

（通所手当の支給）

第ｃ条　通所手当は、次の各号のいずれかに該当する特定求職者に対して、支給するものとする。

一

二

三

2　通所手当の月額は、次に掲げる特定求職者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が四万二千五百円を超えるときは、四万二千五百円とする。

一

二

3　運賃等相当額の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃等の額によつて行うものとする。

4　運賃等相当額は、次の各号による額の総額とする。

求職者訓練受講支援給付の種類の法律上の規定ぶりについて

○　求職者訓練受講支援給付の種類については、厚生労働省令上規定することとする。

（求職者訓練受講支援給付の支給等）

第Ｄ－１条　求職者訓練受講支援給付は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定求職者支援訓練及び雇用保険法第１５条第３項に規定する公共職業訓練等（以下「求職者支援訓練」という。）を受ける特定求職者が、当該求職者支援訓練を受けるためには当該給付の支給によりその生活を支援する必要がある者として厚生労働省令で定める者に該当する場合に、当該求職者支援訓練を受ける期間について支給する。

第Ｄ－２　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者が、正当な理由なく、出頭日に公共職業安定所に出頭すること又は公共職業安定所の紹介する職業に就くことその他の公共職業安定所が行う就職のための支援を拒んだときは、その拒んだ日以降、当該求職者支援訓練に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。

第Ｄ－３条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該求職者訓練を受けている間、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

（返還命令等）

第Ｄ－４条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

２　前項の場合において認定求職者支援訓練実施者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定求職者支援訓練実施者に対しその求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

３　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

省令イメージ（「厚生労働省令で定めるところにより」）

（求職者訓練受講支援給付の種類）

IR資料

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の名称について

1　基本的な考え方

○　本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

①　必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会の確保

②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③　公共職業安定所による就職支援の実施

等、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

○　このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2　具体的な規定ぶりについて

（1）「職業訓練の実施等による」

○　①必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会の確保、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、これを例示とするものである。

○　その際、用語としては「教育訓練」又は「職業訓練」が考えられる。民間機関が自発的に行う「教育訓練」は、従来、一般的な教育や個人の能力開発機会として位置づけられるが、本制度の訓練は、求職者の「就職」という明確な政策目的を前提に、就職に必要な知識又は技能を付与する訓練を国が認定するものであり、公共職業訓練と同様の位置づけが適当であるため、「職業訓練」とするものである。

○　なお、「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

（2）「特定求職者」

○　今般の制度の対象者たる失業状態にある者を指す用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられる。いずれも法律名に用いられている例は見当たらないものの、本制度においては、失業状態にある者のうち「求職の申込み」をした者を対象とすることとしていることから、同様に失業状態にある者のうち「求職の申込み」をした者に給付を行う雇用保険において、基本となる給付（「求職者給付」）の名称に「求職者」を用いていることを踏まえ、「求職者」とするものである。

○　また、本制度においては、広い範囲の求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の要件に該当する一定範囲の求職者を対象としている。「特定○○」という用語は、法令上、広い範囲のもののうちの一定範囲のものを指し示す場合に用いられている（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

（3）「就職の支援」

○　本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業の雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。このため、雇用量そのものを増大させる措置を想起させる「促進」（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）、船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号））ではなく、「支援」（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成14年法律第165号））とするものである。

○　ただし、「雇用」という用語は、雇用する側の事業主も当事者として想起させるところ、本制度は、職業訓練の提供、給付の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

○　なお、労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」）等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であり、本制度が失業状態にある者を職に結び付けていくことに主眼を置いた制度であることにかんがみれば、法律案の名称として適当でない。

【法の目的を法律の名称に関している例】

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律百二十三号）

【「特定・・・」を法律の名称に用いている例】

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一　道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車

二　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条に規定する建設機械に該当する自動車（前号に掲げるものを除く。）その他の構造が特殊な自動車であって政令で定めるもの

２・３　（略）

○　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）

（定義）

第二条　この法律において「特定都市河川」とは、都市部を流れる河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川をいう。以下同じ。）であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもののうち、国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定により区間を限って指定するものをいう。

２～９（略）

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

（定義）

第二条　（略）

２　この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一　エアコンディショナー

二　冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

3　この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

4　この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

5　（略）

【「～の実施による」を法律の名称に用いている例】

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

【「～の支援に関する法律」の例】

○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

【「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例】

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

2R資料

「職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律案」の名称について

1　基本的な考え方

○　本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

①　必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会の確保

②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③　公共職業安定所による就職支援の実施

等、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

○　このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律案」とするものである。

2　具体的な規定ぶりについて

（1）「職業訓練の実施等による」

○　①必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会の確保、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、これを例示とするものである。

○　その際、用語としては「教育訓練」又は「職業訓練」が考えられる。民間機関が自発的に行う「教育訓練」は、従来、一般的な教育や個人の能力開発機会として位置づけられるが、本制度の訓練は、求職者の「就職」という明確な政策目的を前提に、就職に必要な知識又は技能を付与する訓練を国が認定するものであり、公共職業訓練と同様の位置づけが適当であるため、「職業訓練」とするものである。

○　なお、「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

（2）「特定求職者」

○　今般の制度の対象者は「失業者」又は「求職者」が考えられる。いずれも法律名に用いられている例は見当たらない。現行の例では、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。

今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

○　また、本制度においては、広い範囲の求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の要件に該当する求職者を対象としている。

「特定○○」という用語は、法令上、広い範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

（3）「特定求職者の支援」

○　本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等、その早期の就職のために行う支援について規定したものである。

○　このため、給付金の支給、犯罪被害者等への支援等について規定した「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の例も踏まえ、「特定求職者の支援」とするものである。

○　なお、本法律案の内容は、特定求職者の支援に尽きるため、「等」は不要である。

【「～の実施による」を法律の名称に用いている例】

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

【「特定・・・」を法律の名称に用いている例】

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

4　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）

（定義等）

第二条　この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2・3　（略）

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

（定義）

第二条　（略）

2　この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一　エアコンディショナー

二　冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

3　この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

4　この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

5　（略）

【「失業者」と「求職者」の使い分け】

○　代表的な労働法令である職業安定法において、「求職者」は、求職の申込みを行った者であることを前提とした規定ぶり（第４条）、業務の内容となっている（第５条第３、５号）となっている。

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（定義）

第四条　この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

２～９　（略）

（政府の行う業務）

第五条　政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一　（略）

二　失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三　求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四　（略）

五　求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。

六・七　（略）

【「～の支援に関する法律」の例】

○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

（犯罪被害者等給付金の支給）

第三条　国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

（犯罪被害者等の支援）

第二十二条　警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならない。

２　（略）

（犯罪被害者等早期援助団体）

第二十三条　公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

２～９　（略）

職業訓練と教育訓練について

	職業訓練	教育訓練
目的	○職業に必要な労働者の能力の開発及び向上（職業能力開発促進法第1条） ○労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得できるようにすること（職業能力開発促進法第15条の6第1項） ○再就職を容易にすること（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第3条第1項、駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条の2第3項等）	○職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識の習得（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第7条第1項第3号） ○必要な知識及び技能の習得（介護労働者の雇用管理の改善に関する法律第18条第1項第4号） ○作業の転換（じん肺法第22条の2） ○港湾運送の業務の遂行に必要な能力の付与（港湾労働法第4条） ○派遣船員又は派遣船員として雇用する船員の福祉の増進（船員職業安定法第69条）
実施主体の例	○事業主（職業能力開発促進法第4条第1項等） ○国（職業能力開発促進法第4条第2項等） ○独立行政法人雇用・能力開発機構（雇用保険法第63条第3項等） ○都道府県（職業能力開発促進法第4条第2項等） ○公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法第15条の6第1項等） ○事業主の団体又はその連合団体（職業能力開発促進法第13条） ○中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会（職業能力開発促進法第13条） ○一般社団法人又は一般財団法人（職業能力開発促進法第13条） ○法人である労働組合（職業能力開発促進法第13条） ○営利を目的としない法人で、職業訓練を行う、若しくは行おうとするもの（職業能力開発促進法第13条） ○民間の主体が運営する教育訓練施設（独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第5項）	○（公共職業能力開発施設以外の）他の施設 →「職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練」を「公共職業能力開発施設の行う職業訓練」とみなす場合（職業能力開発促進法第15条の6第3項） ○事業主以外の者の設置する施設であって職業能力の開発及び向上について適切と認められるもの（職業能力開発促進法第10条の2第2項第3号） ○指定教育訓練実施者 →「（指定教育訓練実施者が行う）教育訓練」を「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練」として厚生労働大臣が指定する場合（雇用保険法第60条の2第1項） ○中小企業者 →「職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練」を実施（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第7条第1項第3号） ○介護労働安定センター →「介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練」を行う（介護労働者の雇用管理の改善に関する法律第18条第1項第4号） ○事業者 →「作業の転換のための教育訓練」を実施（じん肺法第22条の2） ○港湾労働者の事業主 →「港湾運送の業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練」を実施（港湾労働法第4条） ○船員派遣元事業主（船員職業安定法第69条）

対象者	○労働者（求職者を含む。）（職業能力開発促進法第15条の6第1項）	○事業主が雇用する労働者（職業能力開発促進法第4条第1項等） ○職業を転換しようとする労働者等（職業能力開発促進法第15条の6第3項） ○雇用保険被保険者又は一定の要件を満たす被保険者であった者（雇用保険法第60条の2第2項）

※職業訓練の目的が、職業に必要な労働者の能力の開発及び向上を基本としているのに対し、教育訓練の目的は、教育という観点からの技能又は知識の付与について、必要に応じ、個別の制度ごとの目的が付加されている。

※実施主体については、職業訓練、教育訓練ともに法令上の制限は置かれていないが、職業訓練の場合は、国、都道府県及び事業主のほか、非営利法人や専修学校・各種学校等の民間教育訓練機関も対象として想定される。すなわち、教育を行う機関であっても必要に応じ「職業訓練」を実施することは、規定上、想定される。
　教育訓練については、民間教育訓練機関が目的及び対象を限定せずに行うものを厚生労働大臣が「雇用の安定等を図るために必要なもの」として指定する場合や、事業主が自ら雇用する労働者に対して行う場合は想定される。

※公共職業訓練とその他の教育訓練等とを併せて「教育訓練」と総称する規定例は見られない。

→ 求職者支援制度における厚生労働大臣が認定する民間機関が実施する訓練は、当初から教育を目的として行われるものではなく、求職者の就職に資する訓練に関する基準に則るよう行われるもの。このため、類型としては「職業訓練」として位置づけることが適当であり、上記のように、「「教育訓練」のうち就職に資するもの」といった位置づけにはなじまないものと考えられる。

2R後送付

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の名称について

1　基本的な考え方

○　本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

①　必要な職業能力を高めるための職業訓練

②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③　公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

○　このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2　具体的な規定ぶりについて

（1）「職業訓練の実施等による」

○　①必要な職業能力を高めるための職業訓練の実施、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。

○　「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

（2）「特定求職者」

○　今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。

今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

○　また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。

「特定○○」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

（3）「就職の支援」

○　本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在

する雇用に結び付けていく面が強い。雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※　労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

○　また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

【「～の実施による」を法律の名称に用いている例】

○地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（抄）

【「職業訓練」を規定している例】

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（関係者の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　国及び都道府県は、事業主その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じて必要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために事業主の行う援助その他労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施、事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施、労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助、技能検定の円滑な実施等に努めなければならない。

第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

【「特定・・・」を法律の名称に用いている例】

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

4　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業

者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

（定義等）

第二条　この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

２・３　（略）

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

２　この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一　エアコンディショナー

二　冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

３　この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

４　この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

５　（略）

【「失業者」と「求職者」の使い分け】

代表的な労働法令である職業安定法において、「求職者」は、求職の申込みを行った者であることを前提とした規定ぶり（第４条）、業務の内容となっている（第５条第３、５号）となっている。

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（定義）

第四条　この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

２～９　（略）

（政府の行う業務）

第五条　政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一　（略）

二　失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三　求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四　（略）

五　求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。

六・七　（略）

【「雇用の促進」を法律の名称に用いている例】

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

【「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例】

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）（抄）

第三十条

２

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第〇条―第〇条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）等
　第一節　認定特定求職者職業訓練（第〇条―第〇条）
　第二節　特定求職者に対する就職の支援等（第〇条―第〇条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）の支給等
　第一節　求職者訓練受講支援給付の支給（第〇条―第〇条）
　第二節　雑則（第〇条―第〇条）
第四章　雑則（第〇条―第〇条）
第五章　罰則（第〇条―第〇条）
附則

第一章　総則

（目的）

第A―1条　この法律は、特定求職者が必要な職業訓練の機会を確保するための施策を講ずるとともに、必要に応じて職業訓練を受ける間の生活を支援するための給付を支給すること等により、その早期の就職を促進し、もって、特定求職者の生活の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第A―2条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者又は同法第十五条第一項に規定する受給資格者のいずれにも該当しない者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

一　労働の意思及び能力を有すると認められる者

二　公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしている者

三　次のイからロまでのいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者

ロ

ハ

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）等

第一節　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練（仮称））

第B―1条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者（厚生労働省令で定める者に限る。以下「職業訓練実施者」という。）の申請があった場合において、、当該職業訓練実施者の行う職業訓練について、次条第一項に規定する計画に照らし適切なものであることその他特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るために必要な基礎的な知識又は技能を習得させるための職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が同項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は職業訓練実施者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力

を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、前二項に規定する業務を行わせるものとする。

（職業訓練の実施に関する計画）

第B―2条　認定特定求職者職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画に即して行われなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（認定特定求職者職業訓練実施者に対する助成等）

第B―3条　国は、認定特定求職者職業訓練が実施されることを奨励するため、予算の範囲内において、認定特定求職者職業訓練を実施する職業訓練実施者（以下「認定特定求職者職業訓練実施者」という。）に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

（指導及び助言）

第B―4条　機構は、第B―1条第一項の規定により認定特定求職者職業訓練の認定を申請しようとする者に対し、認定特定求職者職業訓練の実施が円滑に行われるように、認定特定求職者職業訓練の実施に必要な情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

2　機構は、認定特定求職者職業訓練実施者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第二節　特定求職者に対する就職の支援等

（就職支援計画（仮称）の作成）

第C―1条　公共職業安定所長は、特定求職者に対し、認定特定求職者職業訓練及び雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「特定求職者職業訓練」という。）を受けることを指示しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定求職者の就職のための支援に関する計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画においては、公共職業安定所が行う就職のための支援を受けるため、当該特定求職者が毎月一回公共職業安定所に出頭すべき日（以下「出頭日」という。）その他厚生労働省令で定める事項につ

いて記載するものとする。

（特定求職者の義務）

第C―2条　特定求職者は、前条第一項の規定により就職支援計画を作成されたときは、正当な理由がある場合を除き、公共職業安定所が行う就職のための支援を受けるため、当該就職支援計画に定める出頭日に公共職業安定所に出頭しなければならない。

1　前項の特定求職者は、正当な理由がある場合を除き、公共職業安定所が行う就職のための支援を拒んではならない。

（就職への努力）

第C―3条　前条の特定求職者は、職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）の支給等

第一節　求職者訓練受講支援給付の支給

（案１）手当→給付に修正のみをベースにした案

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第Ｄ―１条　求職者受講支援給付は、公共職業安定所長が指示した特定求職者職業訓練を受ける特定求職者が、次の各号のいずれにも該当する場合に、当該特定求職者職業訓練を受ける期間について、二年を限度として支給する。（「ただし、・・・」として、連続受講の場合の例外を規定）

一　第Ｃ―１条に規定する就職支援計画に基づく就職のための支援を受ける意思を有すると公共職業安定所長が認める者

二　当該求職支援訓練を受けるためには当該給付の支給によりその生活を支援する必要がある者として厚生労働省令で定める者

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　求職者訓練受講支援給付の支給を受けようとする特定求職者は、支給単位期間（特定求職者職業訓練の開始の日（当該特定求職者が求職者訓練受講支援給付の支給を受けることを希望する旨の申出をした日が

当該開始の日の翌日以降の日である場合は、当該申出をした日。以下この条において同じ。）又は各月においてその日に応当し、かつ、当該特定求職者職業訓練を受講した期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該特定求職者職業訓練が終了した日の属する月にあっては、当該特定求職者職業訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに、第一項の厚生労働省令で定める者に該当することについて、厚生労働大臣の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

4　特定求職者について、支給認定をしようとする支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に、第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた現に受けている特定求職者職業訓練以外の特定求職者職業訓練に係る最初の支給単位期間の初日がある場合には、求職者訓練受講支援給付を支給しない。（「ただし、・・・」として、連続受講の場合の例外を規定）

5　求職者訓練受講支援給付は、第三項の規定により認定を受けた支給単位期間について支給する。

6　支給単位期間に支給する額は、第二項の厚生労働省令で定める額に当該支給単位期間に係る日数を乗じ

て得た額とする。

（給付制限）

第D―2条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者が、正当な理由なく、出頭日に公共職業安定所に出頭すること又は公共職業安定所の紹介する職業に就くことその他の公共職業安定所が行う就職のための支援を拒んだときは、その拒んだ日以降、当該特定求職者職業訓練に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。

第D―3条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該特定求職者職業訓練に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。（返還命令等）

第D―4条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練

受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練実施者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練実施者に対しその求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

（案2）大部分を省令落としにする案

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第D－1条　求職者訓練受講支援給付は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した特定求職者職業訓練を受ける特定求職者が、次の各号のいずれにも該当する場合に、当該特定求職者職

業訓練を受ける期間について支給する。

一　第C―1条に規定する就職支援計画に基づく就職のための支援を受ける意思を有すると公共職業安定所長が認める者

二　当該特定求職者職業訓練を受けるためには当該給付の支給によりその生活を支援する必要がある者として厚生労働省令で定める者

（給付制限）

第D―2条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者が、正当な理由なく、出頭日に公共職業安定所に出頭すること又は公共職業安定所の紹介する職業に就くことその他の公共職業安定所が行う就職のための支援を拒んだときは、その拒んだ日以降、当該特定求職者職業訓練に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。

第D―3条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該特定求職者職業訓練に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援

給付の全部又は一部を支給することができる。

（返還命令等）

第D―4条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練実施者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練実施者に対しその求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

第二節　雑則

（受給権の保護）

第E―1条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第E―2条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（時効）

第E―3条　求職者支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第D―6条の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第四章　雑則

（雇用保険法との関係）

第F―1条　第B―2条の規定による認定特定求職者職業訓練実施者に対する助成及び第D―2条の規定に

よる求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第〇条に規定する求職活動支援事業として行う。

（労働政策審議会への諮問）

第F―2条　厚生労働大臣は、第〇条の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は第B―1条第一項、第C―1条、第D―2条第一項及び第二項並びに第D―3条第二項の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（報告等）

第F―3条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給を受けている者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者の資産及び収入の状況につき、銀行その他の金融機関に、報告を求めることができる。

4　機構は、第B―1条第一項若しくは第二項又は第B―4条に規定する業務を行う場合において当該業務

に関し必要があると認めるときは、職業訓練実施者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第F―4条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練実施者の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入り、質問又は検査（認定特定求職者職業訓練が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることが

できる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第G―1条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章　罰則

第H―1条

附　則

（施行期日）

第a―1条　この法律は平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則〇条の規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

第a―2条　第B―1条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施

行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に関する業務を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第a－3条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第B－2条の規定の例により、対象求職者の就職に資する職業訓練受講機会の確保を図るための指針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第B－2条の規定により定められた訓練機会確保指針とみなす

※　その他の規定の要否については検討中。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）案　等

用例集

【職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称）案関係】

【題名関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・「就職」

○　経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）

・「～の支援に関する法律」

○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

【第Ａ－１条関係】

・「必要に応じて」

○　身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条　この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

・「生活を支援」

○　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十八条　母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

・「～を支援するための～」

○　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【第A－1条関係及び第A－2条関係】

・定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

【第B－1条第1項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・「〇〇省令で定める者に限る。」の用例

〇　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（認定実習併用職業訓練の実施）

第十四条　事業主は、第五節に定めるところにより、当該事業主の行う実習併用職業訓練（第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練をいう。以下同じ。）の実施計画が青少年（厚生労働省令で定める者に限る。以下同じ。）の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができる。

・「認定をすることができる」

〇　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施

計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「～に照らし適切であることその他～基準に適合するもの」

○　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）（抄）

（処理高度化施設整備計画の認定）

第九条　畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

○　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）

（就農計画）

第四条　新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4・5　（略）

○　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）（抄）

（導入計画の認定）

第四条　農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

・認定対象の名称を「認定～」としている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（再就職援助措置）

第十五条　事業主は、その雇用する高年齢者等（厚生労働省令で定める者に限る。以下この節において同じ。）が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他これに類するものとして厚生労働省令で定める理由（以下「解雇等」という。）により離職する場合において、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置（以下「再就職援助措置」という。）を講ずるように努めなければならない。

○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（障害者職業生活相談員）

第七十九条　事業主は、厚生労働省令で定める数以上の障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（厚生労働省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）に限る。以下この項及び第八十一条において同じ。）である労働者を雇用する事業所においては、その雇用する労働者であつて、厚生労働大臣が行う講習（以下この条において「資格認定講習」という。）を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有するもののうちから、厚生労働省令で定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならな

○　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）

（基準備蓄量等）

第十条　石油ガス輸入業者（経済産業省令で定める者に限る。以下この節、第二十八条第五項及び第二十九条において同じ。）は、毎月、経済産業省令で定めるところにより、その月（以下この項において「届出月」という。）の基準備蓄量（届出月の翌々月において石油ガス輸入業者が常時保有すべきものとして、石油ガス輸入業者の届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量を基礎として経済産業省令で定めるところにより算定される石油ガスの数量をいう。以下この節において同じ。）その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

【第Ｂ－１条第３項関係】

・「～大臣は、機構に～を行わせるものとする。」

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

２　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期

限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

（参考）大臣の委任によらず機構が自ら認定を行うことと規定している例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（救済給付の種類等）

第三条　石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。

一～六　（略）

（医療費の支給及び認定等）

第四条　機構は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給する。

2　前項の認定（以下この条から第十七条まで及び第二十条第一項第二号において「認定」という。）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行う。

3・4　（略）

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第

五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものに

ついて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第B－2条関係】

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

【第B－2条関係】

・「認定○○は、～計画に即して行われなければならない」の例

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2～4　（略）

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

○　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）

（関係行政機関等の協力）

第十二条　本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

【第Ｂ－３条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によって講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「助成その他～措置」

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）

（牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置）

第二十二条　国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要な資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

○　日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）

（事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施）

第十六条　国は、債務等処理法の施行の日の前日までの間、事業団の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、その実施に関する基本的な方針を策定するとともに、これに従い、事業団に対する助成、資金の融通及びあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

○　公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）

（助成等についての配慮）
第六条　国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）
（防音構造化の促進等）
第十三条　道路管理者は、沿道地区整備計画の区域内において建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により建築物の構造に関する防音上の制限が定められた際、当該制限が定められた区域内に現に存する人の居住の用に供する建築物又はその部分（以下この条において「特定住宅」という。）について、その所有者又は当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者が防音上有効な構造とするために行う工事に関し、必要な助成その他の促進のための措置を講ずるものとする。
2　（略）
3　国は、前二項の措置に関し、その費用を負担する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を執ることができる。

・「予算の範囲内において～助成…できる」
○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）
（防音構造化の促進等）
第十三条　（略）
2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。
3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）
（移転の補償等）
第五条　（略）
2　（略）
3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・「予算の範囲内において～措置を講ずることができる」

○　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）

（補助等）

第二十九条　国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

○　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）

（補助等）

第九条　国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）

第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（交付金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第Ｂ－４条関係】

・認定申請者に指導等を実施する例

○　北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）

（貸付資格の認定）

第六条　営農改善資金の貸付を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続により、営農改善計画を作成し、これを申請書に添え、北海道知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の北海道知事の認定を受けなければならない。

2　前項の営農改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～七　（略）

3　（略）

（指導等）

第九条　北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者又はその貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む。）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2　（略）

・認定等の申請者に指導等を実施する例

○　南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和四十三年法律第十七号）

（貸付資格の認定）

第六条　営農改善資金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定める手続により、営農改善計画を作成し、これを申請書に添え、県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の県知事の認定を受けなければならない。

2・3　（略）

（指導等）

第八条　県知事は、営農改善資金の貸付けを受けようとする者又はその貸付けを受けた者（その者の一般承継人を含む。）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

○　北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和三十四年法律第九十一号）

（貸付資格の認定）

第六条　営農改善資金の貸付を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続により、営農改善計画を作成し、これを申請書に添え、北海道知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の北海道知事の認定を受けなければならない。

2・3　（略）

（指導等）

第九条　北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者又はその貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む。）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2　（略）

○　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）

（業務の範囲）

第十五条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四　（略）

五　医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下この号において「医薬品等」という。）に関する次に掲げる業務

イ　（略）

ロ　民間において行われる治験その他医薬品等の安全性に関する試験その他の試験の実施、医薬品等の使用の成績その他厚生労働省令で定めるものに関する調査の実施及び薬事法の規定による承認の申請に必要な資料の作成に関し指導及び助言を行うこと。

ハ・ヘ　（略）

2　（略）

・「情報の提供、相談その他の援助」

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（公共職業能力開発施設等との連携）

第二十四条　公共職業安定所は、職業指導を受ける者に対し、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）に関する情報の提供、相談その他の援助を与えることが必要であると認めるときは、公共職業能力開発施設その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

○　景観法（平成十六年法律第百十号）

（機構の業務）

第九十三条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二～七　（略）

○　独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二　（略）

三　労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

四～九　（略）

2　機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

○　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）

（推進機構の業務）

第五十二条　推進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二～六　（略）

○　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）

（業務）

第六条　センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一　（略）

二　新たに就農しようとする青年等が行う農業の技術又は経営方法の習得及び認定就農者又は認定農業者が行う第四条第二項第三号の措置に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三～七　（略）

・「必要な指導及び助言」

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

【第C－1条第1項関係】

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条

第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「指示しようとするときは、」

○　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）

（信託に係る実地監査等）

第十六条の六　（略）

2・3　（略）

4　各省各庁の長は、法第二十八条の五の規定により信託の受託者に対し信託事務の処理について指示しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

・「～しようとするときは、～作成するものとする。」

○　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）

（設置計画の作成等）

第三十三条　地方公共団体の長は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項第二号の事業を行うことができる地域以外の地域において、特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯として緑地その他これに類する政令で定める施設（以下「緑地等」という。）を設置しようとするときは、政令で定めるところにより、関係地方公共団体の長（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局の委員長を含む。）の意見を聴いて、緑地等の設置に関する計画を作成するものとする。

2　（略）

・「訓練を受けること」

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（多様な職業能力開発の機会の確保）

第八条　事業主は、その雇用する労働者が多様な職業訓練を受けること等により職業能力の開発及び向上を図ることができるように、その機会の確保について、次条から第十条の四までに定める措置を通じて、配慮するものとする。

【第C－1条第2項関係】

・「毎月一回」

○　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

（俸給の支給）

第九条　俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

【第C－2条関係】

・「正当な理由をある場合を除き、～を拒んではならない。」

○　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

（企業型年金加入者等原簿）

第十八条　（略）

2　企業型年金加入者及び企業型年金加入者であった者（死亡一時金を受けることができる者を含む。）は、企業型記録関連運営管理機関等に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該原簿に記録された事項について照会することができる。この場合においては、企業型記録関連運営管理機関等は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

・「作成されたときは、」

○　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）

（観光圏整備事業の実施）

第七条　第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。

・「支援に関する計画」

○　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2～8　（略）

【第C―3条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

（P）【第D―1条関係】

・手当の種類が法律で規定されている例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（救済給付の種類等）

第三条　石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。

一　医療費

二　療養手当

三～六　（略）

・手当の種類が省令で規定されている例

○　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

（技能習得手当の種類）

第五十六条　技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

（P）【第D－1条第1項関係】

・「法律の定めるところにより、～支給する。」

○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

（犯罪被害者等給付金の支給）

第三条　国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

・「～給付は、次に掲げるとおりとし、～の規定により支給するものとする。」

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（救済給付の種類等）

第三条　石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。

一　医療費

二　療養手当

三　葬祭料

四　特別遺族弔慰金
五　特別葬祭料
六　救済給付調整金

（P）【第D－2条第1項関係】
・一定期間給付を受給できない期間を設けている例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（就業促進手当）
第五十六条の三　（略）
2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。
3～5　（略）

・「二年を限度として」
○　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）
（許可の有効期間等）
第五条
2　都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

・「～年を限度」
○　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）
（存続期間）
第六十七条　（略）
2　特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延

長することができる。

・「～月を限度」

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

（行方不明手当金の支給期間）

第九十五条　行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して三月を限度とする。

・「～日分を限度」

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第五十四条　（略）

一　日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二　（略）

（P）【第D－2条第2項関係】

・額が省令に落ちている例

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

（P）【第D－2条第3項関係】

・支給単位期間の構文

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（育児休業給付金）

第六十一条の四　（略）

2　（略）

3　この条において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項第二号において「休業開始応当日」という。）から各翌月の休業開始応当日の前日（当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4～7　（略）

（P）【第D－2条第4項関係】

・「さかのぼって」

○　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

第六十二条　（略）

（個人型年金加入者）

2・3　（略）

4　個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、個人型年金加入者でなかつたものとみなす。

（P）【第D－2条第5項関係】

・「支給単位期間について支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（育児休業給付金）

第六十一条の四　育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

・給付期間に上限を設けている例

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

第十三条の二　受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又

は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2　（略）

（P）【第D－3条関係】

・「～場合に、受ける期間について支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

（P）【第D－4条関係】

・公共職業安定所等の行う就職支援を拒んだ場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十二条　受給資格者（訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二　就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三　就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四　職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五　その他正当な理由があるとき。

2　受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、この拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3　（略）

・給付制限を設けている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

（P）【第D－5条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

（P）【第D－6条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第E－1条第1項関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第E－2条関係】
・公課の禁止を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（公課の禁止）
第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第E－3条関係】
・時効を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（時効）
第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第F－1条関係】
・附帯事業と個別法（雇用保険法等）の関係を規定している例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（雇用保険法との関係）
第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
（労働者災害補償保険法との関係）
第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第F－2条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。

【第Ｆ－３条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）
第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。
2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。
3・4　（略）

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）
（調査の嘱託及び報告の請求）
第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）
（資料の提供等）
第三十条　都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）
（報告等）
第九条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

【第F－4条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第G－1条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第H－1条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案関係】

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例

・附帯事業において、その費用を国が負担している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十二条の四　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第六章　保健事業

第八十二条　保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3　組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。

4・5　（略）

○　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

第三章の三　保険料

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七　（略）

2　法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

イ　当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ　当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

二～十　（略）

3～5　（略）

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、事業間で費用を負担する主体の負担比率が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例
・附帯事業が複数の条で規定されている例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第六章　地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の四十四　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を

行うものとする。

一　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2　市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3～6　（略）

（保健福祉事業）

第百十五条の四十七　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第百二十二条の二　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担等）

第百二十三条　（略）

2　（略）

3　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条　（略）

2　（略）

3　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

○　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

第六章　保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一　介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二　法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4～7　（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第〇条―第〇条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）の支給等
第四章　特定求職者に対する就職の支援（第〇条―第◎条）
第五章　雑則（第◎条―第〇条）
第六章　罰則（第〇条―第〇条）
附則

第一章　総則

（目的）

第A―1条　この法律は、特定求職者に対し、必要な職業訓練の機会を提供するとともに、必要に応じて職業訓練を受ける期間の生活を支援するための給付を支給すること等により、その早期の就職を支援し、も

って、特定求職者の生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第A―2条　この法律において「特定求職者」とは、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者又は同法第十五条第一項に規定する受給資格者のいずれにも該当しない者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

一　労働の意思及び能力を有すると認められる者

二　公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしている者

三　次のイからハまでのいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者

ロ

ハ

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第Ｂ―１条　次条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画に即して行われなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（認定特定求職者職業訓練（仮称））

第Ｂ―２条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該職業訓練について、前条第一項に規定する計画に照らし適切なものであることその他の特定求職者の職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

２　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前条第一項の計画に即して行われていないと認めるとき、又は前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を行う者（以下「認定特定求職者職業訓練実施者

」という。）が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練実施者に対する助成等）

第B―3条　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が実施されることを奨励するため、予算の範囲内において、認定特定求職者職業訓練実施者に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

（指導及び助言）

第B―4条　機構は、認定特定求職者職業訓練実施者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）の支給等

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第D―1条　求職者訓練受講支援給付は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける特定求職者が、次の各号のいずれにも該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等を受ける期間について、二年を限度として支給する。

一　第C―1条に規定する就職支援計画に基づく就職のための支援を受ける意思を有すると公共職業安定所長が認める者

二　当該認定特定求職者職業訓練を受けるためには当該給付の支給によりその生活を支援する必要がある者として厚生労働省令で定める者

2　前項の規定にかかわらず、前項の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該訓練に係る求職者訓練受講支援給付は、二年からその直前の認定特定求職者職

業訓練及び公共訓練等について支給した期間を控除して得た期間を限度として支給する。

一　その直前の第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等がその最初の支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が一つである場合であって、当該訓練に係る最初の支給単位期間の初日がないものである場合の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等である場合

二　その直前の第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等がその最初の支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が複数ある場合であって、当該複数の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等のうちいずれか早い訓練の最初の支給単位期間の初日がないものである場合の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等である場合

3　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

4　求職者訓練受講支援給付の支給を受けようとする特定求職者は、支給単位期間（認定特定求職者職業訓

練及び公共職業訓練等の開始の日（当該特定求職者が求職者訓練受講支援給付の支給を受けることを希望する旨の申出をした日が当該開始の日の翌日以降の日である場合は、当該申出をした日。以下この条において同じ。）又は各月においてその日に応当し、かつ、当該認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等を受講した期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始応当日」という。）から各翌月の訓練開始応当日の前日（当該特定求職者職業訓練が終了した日の属する月にあっては、当該認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下この条において同じ。）ごとに、第一項の厚生労働省令で定める者に該当することについて、厚生労働大臣の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

5　特定求職者について、支給認定をしようとする支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に、第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた現に受けている認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等以外の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等に係る最初の支給単位期間の初日がある場合には、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、当該初日が、次の各号のいずれかに該当する場

合は、この限りでない。

一　支給認定をしようとする支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に、第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた現に受けている認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等以外の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が複数ある場合であって、当該複数の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等のうちいずれか遅い訓練に係る最初の支給単位期間の初日である場合

二　現に受けている認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等の直前の第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が、その最初の支給単位期間の初日からさかのぼって六年以内に第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が一つである場合であって、当該訓練等に係る最初の支給単位期間の初日がないものである場合の、当該直前の第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者支援訓練及び公共職業訓練等に係る最初の支給単位期間の初日である場合

三　現に受けている認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等の直前の第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が、その最初の支給単位期間

の初日からさかのぼって六年以内に第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等が複数ある場合であって、当該複数の認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等のうちいずれか早い訓練の最初の支給単位期間の初日がない訓練である場合の、当該直前の第一項の規定により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた認定特定求職者支援訓練及び公共職業訓練等に係る最初の支給単位期間の初日である場合

6　求職者訓練受講支援給付は、第四項の規定により認定を受けた支給単位期間について支給する。

7　支給単位期間に支給する額は、第二項の厚生労働省令で定める額に当該支給単位期間に係る日数を乗じて得た額とする。

（給付制限）

第D―2条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者が、正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くことその他の公共職業安定所が行う就職のための支援を拒んだときは、その拒んだ日以降、当該認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。

第D―3条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者に

は、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等に係る求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

（返還命令等）

第D―4条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練実施者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練実施者に対しその求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第

二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

（受給権の保護）

第E―1条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第E―2条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（時効）

第E―3条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第D―6条の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第四章　特定求職者に対する就職支援

（就職支援計画（仮称）の作成）

第C―1条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定求職者の就職を支援するための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画においては、当該特定求職者に対し、公共職業安定所が定期的に行う就職のための支援その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（特定求職者の義務）

第C―2条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が定期的に行う就職のための支援を受けなければならない。

2　前項の特定求職者は、前項に規定するもののほか、職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第四章　雑則

（雇用保険法との関係）

第Ｆ―１条　第Ｂ―３条の規定による認定特定求職者職業訓練実施者に対する助成及び第Ｄ―２条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第〇条に規定する求職活動支援事業として行う。

（労働政策審議会への諮問）

第Ｆ―２条　厚生労働大臣は、第〇条の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は第Ｂ―１条第一項、第Ｃ―１条、第Ｄ―２条第一項及び第二項並びに第Ｄ―３条第二項の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（報告等）

第Ｆ―３条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

２　行政庁は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

３　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者の資産及び収入の状況につき、銀行その他の金融機関に、報告を求めることができる。

4　機構は、第B―1条第一項若しくは第二項又は第B―4条に規定する業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、職業訓練実施者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第F―4条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練実施者の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入り、質問又は検査（認

定特定求職者職業訓練が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第G―1条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第五章　罰則

第H―1条

附　則

（施行期日）

第a―1条　この法律は平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則〇条の規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

第a―2条　第B―1条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に関する業務を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第a―3条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第B―2条の規定の例により、対象求職者の就職に資する職業訓練受講機会の確保を図るための指針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において第B―2条の規定により定められた訓練機会確保指針とみなす

※　その他の規定の要否については検討中。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）等

用例集

【職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称）案関係】

【題名関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・「就職」

○　経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）

・「～の支援に関する法律」

○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

【第Ａ－１条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（法律の目的）

第一条　この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まつて、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

・「必要に応じて」

○　身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条　この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加

を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

・「～を支援するための～」

○　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もつて国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【第Ａ－１条及び第Ａ－２条関係】

・定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もつて大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

【第Ｂ－１条関係】

・「認定○○は、～計画に即して行われなければならない」の例

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。
2～4　（略）

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（職業訓練の実施に関する計画）
第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（職業能力開発基本計画）
第五条　（略）
2～4　（略）
5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。
6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例
○　統計法（平成十九年法律第五十三号）
（資料の提出及び説明の要求）
第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

○　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）
（関係行政機関等の協力）
第十二条　本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

【第B－2条第1項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める

基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「～に照らし適切であることその他…基準に適合するもの」の用例

○　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）（抄）

（処理高度化施設整備計画の認定）

第九条　畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

○　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）

（就農計画）

第四条　新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その就農計画が就農促進方針に照らし適切なものであるこ

とその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4・5　（略）

○　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）（抄）

（導入計画の認定）

第四条　農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

・認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第B－2条第3項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

【第B－3条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。
一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞
二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行
三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「助成その他～措置」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（事業主等に対する助成等）
第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）
（牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置）
第二十二条　国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要な資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

○　日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）
（事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施）
第十六条　国は、債務等処理法の施行の日の前日までの間、事業団の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、その実施に関する基本的な方針を策定するとともに、これに従い、事業団に対する助成、資金の融通及びあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

○　公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）
（助成等についての配慮）
第六条　国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を

講ずるように努めるものとする。

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　道路管理者は、沿道地区整備計画の区域内において建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により建築物の構造に関する防音上の制限が定められた際、当該制限が定められた区域内に現に存する人の居住の用に供する建築物又はその部分（以下この条において「特定住宅」という。）について、その所有者又は当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者が防音上有効な構造とするために行う工事に関し、必要な助成その他の促進のための措置を講ずるものとする。

2　（略）

3　国は、前二項の措置に関し、その費用を負担する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を執ることができる。

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　（略）

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）

（移転の補償等）

第五条　（略）

2　（略）

3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・「予算の範囲内において～措置を講ずることができる」の用例

○　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）

（補助等）

第二十九条　国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

○　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）

（補助等）

第九条　国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）

第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（交付金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第Ｂ－４条関係】

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

（国等の援助等）
第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）
（国等の援助等）
第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）
（指導及び助言）
第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）
（指導及び助言）
第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）
（指導及び助言）
第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）
（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）

第七条　（略）

2～4　（略）

5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させる

ための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者

の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであつて地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第C－1条第1項関係】

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

【第C－2条関係】

・「支援に関する計画」

○　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）

（都道府県行動計画）

第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2～8　（略）

【第C－3条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第D－1条関係】

・手当の種類が法律で規定されている例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（救済給付の種類等）

第三条　石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法

人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。
一　医療費
二　療養手当
三～六　（略）

・手当の種類が省令で規定されている例
○　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）
（技能習得手当の種類）
第五十六条　技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

【第D－1条第1項関係】
・「法律の定めるところにより、～支給する。」
○　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）
（犯罪被害者等給付金の支給）
第三条　国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

・「～給付は、次に掲げるとおりとし、～の規定により支給するものとする。」
○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
（救済給付の種類等）
第三条　石綿による健康被害の救済のため支給される給付（以下「救済給付」という。）は、次に掲げるとおりとし、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）がこの章の規定により支給するものとする。
一　医療費
二　療養手当
三　葬祭料
四　特別遺族弔慰金
五　特別葬祭料
六　救済給付調整金

【第D－2条第1項関係】

・一定期間給付を受給できない期間を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就業促進手当）

第五十六条の三　（略）

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3～5　（略）

・「二年を限度として」

○　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）

（許可の有効期間等）

第五条

2　都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

・「～年を限度」

○　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（存続期間）

第六十七条　（略）

2　特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

【第D－2条第2項関係】

・額が省令に落ちている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

【第D－2条第3項関係】

・支給単位期間の構文

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（育児休業給付金）

第六十一条の四　（略）

2　（略）

3　この条において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項第二号において「休業開始応当日」という。）から各翌月の休業開始応当日の前日（当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4～7　（略）

（P）【第D－2条第4項関係】

・「さかのぼって」

○　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

（個人型年金加入者）

第六十二条　（略）

2・3　（略）

4　個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、個人型年金加入者でなかったものとみなす。

（P）【第D－2条第5項関係】

・「支給単位期間について支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（育児休業給付金）

第六十一条の四　育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月）に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間（当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

・給付期間に上限を設けている例

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

第十三条の二　受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2　（略）

（P）【第D－3条関係】

・「～場合に、受ける期間について支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

（P）【第D－4条関係】

・公共職業安定所等の行う就職支援を拒んだ場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十二条　受給資格者（訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二　就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三　就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四　職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五　その他正当な理由があるとき。

2　受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、この拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3　（略）

・給付制限を設けている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

（P）【第D－5条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付

の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

（P）【第D－6条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第E－1条第1項関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第E－2条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第E－3条関係】

・時効を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（時効）

第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第F－1条関係】

・附帯事業と個別法（雇用保険法等）の関係を規定している例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第Ｆ－２条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。

【第Ｆ－３条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（調査の嘱託及び報告の請求）

第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

（資料の提供等）

第三十条　都道府県知事等は、手当の支給に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第九条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

【第Ｆ－４条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第Ｇ－１条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第H－1条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によって日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案関係】

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例

・附帯事業において、その費用を国が負担している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十二条の四　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第六章　保健事業

第八十二条　保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3　組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。

4・5　（略

○　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

第三章の三　保険料

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七　（略）

2　法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

イ　当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ　当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務

の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

二～十　（略）

3～5　（略）

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、事業間で費用を負担する主体の負担比率が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例
・附帯事業が複数の条で規定されている例

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第六章　地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の四十四　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2　市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3～6　（略）

（保健福祉事業）

第百十五条の四十七　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第百二十二条の二　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担等）

第百二十三条　（略）

2　（略）

3　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条　（略）

2　（略）

3　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一　介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二　法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4～7　（略）

【厚生労働省設置法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、独立行政法人個別法に法人の業務を追加する改正を行っている例

○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（略）

（機構による調査業務実施）

第三十六条　主務大臣（第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。）は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

2～4　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

九　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十七条第四項の規定による立入検査又は質問

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十三条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（略）

（センター等による立入検査等）

第三十二条　農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人水産総合研究センター又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一　独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所及び独立行政法人水産総合研究センター　農林水産大臣

二　独立行政法人製品評価技術基盤機構　経済産業大臣

2～5　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正）

第八条　独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2　センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

（略）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十六号）

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五条に次の一項を加える。

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。

（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三章中第九条を第十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

（略）

（機構の業務の特例）

第十四条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十四条に規定する業務を行うこと。

（略）

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）

第十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町

村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

一　認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二　認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

（略）

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十二年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。

）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの（前号に該当する者を除く。）

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当す

）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当す

る日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で

る日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で

定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十二年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

第三章の二　求職活動支援事業

（求職活動支援事業）

第六十一条の九　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとす

定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

【新規】

る者（第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）に関し、就職に必要な職業に関する教育訓練の機会を確保し、その受講を容易にすることを通じ、もつて、その就職を支援するため、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第〇条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成及び援助を行うこと。

二　前号に規定する訓練を受ける者に対して、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第◎章の規定により、求職者訓練受講支援給付を支給すること。

三　前号に規定する求職者訓練受講支援給付を受給する者の就職を支援するための資金の貸付及び当該貸付に係る保証を行う者であつて厚生労働省令で定める者に対して、当該貸付又は保証に要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）並びに求職活動支援事業に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給

付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

四　求職活動支援事業については、当該求職活動支援事業（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する第◎条の規定により行う求職者訓練受講支援給付の支給に限る。）に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、第一項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、求職活動支援事業に要する費用を負担する。

7

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び求職活動支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

第九条　削除

付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2～5　（略）

6

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部改正（第二条関係）

案	用例
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び求職活動支援事業（第六十二条の九第一項第二号の規定により行う助成及び援助、同項第三号の規定により行う給付並びに同項第三号の規定により行う補助をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 （以下略）

（以下略）

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び求職活動支援事業（第六十一条の九第一項第一号の規定により行う助成及び援助、同項第二号の規定により行う給付並びに同項第三号の規定により行う補助をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び求職活動支援事業（第六十一条の九第一項第一号の規定により行う助成及び援助、同項第二号の規定により行う給付並びに同項第三号の規定により行う補助をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五

五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第〇条―第〇条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）の認定等
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）の支給等
第四章　特定求職者に対する就職の支援（第〇条―第〇条）
第五章　雑則（第〇条―第〇条）
第六章　罰則（第〇条―第〇条）
附則

第一章　総則

（目的）

第A―1条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、必要に応じて職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって、特

定求職者の雇用の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第A―2条　この法律において「特定求職者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

一　次のいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項に規定する一般被保険者、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者

ロ　雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者又は同法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者

二　公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしている者であって、労働の意思及び能力を有しているもの

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）の認定等

（職業訓練の認定）

第B―1条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、前次条第一項に規定する計画に即したものであること、特定求職者の職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第B―2条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第B―3条　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が行われることを奨励するため、予算の範囲内において、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第B―4条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）の支給等

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第D―1条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者及びその世帯員の所得の状況等を勘案して当該認定特定求職者職業訓

練又は公共職業訓練等を受けるためには当該求職者訓練受講支援給付を支給する必要がある者として厚生労働省令で定める者に該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　求職者訓練受講支援給付の支給は、厚生労働省令で定める期間を限度として行う。

4　特定求職者について、求職者訓練受講支援給付の支給を受けようとする認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日からさかのぼって過去六年以内に、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該訓練を受けた期間について第一項の規定による給付を受けたものに限る。）の初日がある場合には、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として、厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

5　前項ただし書に該当する場合にあっては、それ以後、求職者訓練受講支援給付を支給する。

（給付制限）

第D―2条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公

共職業訓練等への出席状況その他の状況を勘案し、求職者訓練受講支援給付を支給することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給しない。

第D―3条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

（返還命令等）

第D―4条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職

者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対しその求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

（受給権の保護）

第E―1条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第E―2条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（時効）

第E―3条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第D―4条の規定

により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第四章　特定求職者に対する就職支援

（就職支援計画（仮称）の作成）

第C―1条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定求職者の就職を支援するための計画（以下「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画においては、当該特定求職者に対し、公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（特定求職者の義務）

第C―2条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供等を受けるとともに、職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業

に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（雇用保険法との関係）

第F―1条　第B―3条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第D―1条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第○条に規定する求職活動支援事業として行う。

（労働政策審議会への諮問）

第F―2条　厚生労働大臣は、第○条の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は第B―1条第一項、第C―1条及び第D―1条の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（報告等）

第F―3条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者の資産及び収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に、必要な事項の報告を求めることができる。

4　機構は、第B―1条第一項若しくは第二項又は第B―4条に規定する業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、職業訓練を行う者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第F―4条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされてい

る場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入り、質問又は検査（認定特定求職者職業訓練が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第G―1条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第H―1条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲

役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第F―3条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

二　第F―4条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第H―2条　特定求職者であって認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受講中の者若しくは受講した者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第F―3条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第F―4条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第H―3条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、

第H―1条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第a―1条　この法律は平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則〇条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第a―2条　第B―1条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

第a—3条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第B—2条の規定の例により、同条第一項の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第B—2条の規定により定められた計画とみなす。

※　その他の規定の要否については検討中。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）等

用例集

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）関係】

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第A－1条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金

を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義された文言の定義を目的規定で規定していない例

○ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「訓練を受ける期間」

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「必要に応じて」

○ 身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条　この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

・「～を支援するための・・・」

○　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【第Ａ―１条及び第Ａ―２条関係】

・　定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・　定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保

を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

【第二章見出し】

・「～の認定等」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

目次

（略）

第三章　職業能力開発の促進

（略）

第四節　事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四条―第二十六条の二）

第五節　実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三―第二十六条の七）

（略）

【第B―1条第1項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・「次条第〇項に規定する～計画」の用例

〇　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）

第四条　主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。

2　歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～五　良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項

六　次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項

七　（略）

3～5　（略）

〇　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）

（特定広域団体の提案）

第六条　特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。

2～4　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

〇　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当

該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・　認定対象の名称を「認定〇〇」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第B－1条第3項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検

査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があった場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

【第B－2条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標

二　生態系維持回復事業を行う区域

三　生態系維持回復事業の内容

四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第B―3条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞
二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行
三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「助成を行う」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（中央協会に対する助成）

第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）

第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）

（地方公共団体の出資等）

第二十一条　（略）

2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。

3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　（略）

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）

（移転の補償等）
第五条　（略）
2　（略）
3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例
○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
（交付金）
第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
（交付金）
第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第B―4条関係】
・「効果的な実施」の例
○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）
（国等の援助等）
第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）
（国等の援助等）
第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

（国等の援助等）

第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（指導及び助言）

第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供

与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）

第七条　（略）

2～4　（略）

5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第C－1条第1項関係】

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）
2・3　（略）

【第C－2条関係】
・　労働者に義務付けをしている例
○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
（健康診断）
第六十六条
5　労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

・「支援に関する計画」
○　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）
（都道府県行動計画）
第九条　都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。
2～8　（略）

・就職への努力を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（就職への努力）
第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第三章見出し】
・　「○○の支給」

○　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　児童手当の支給（第四条―第十七条）
第三章　費用（第十八条―第二十二条）
第四章　雑則（第二十三条―第三十一条）
附則

【第D―1条関係】
・給付金の種類が一つで、「～は、・・・給付を支給する。」としている例
○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）
（特別障害給付金の支給）
第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「～場合に、受ける期間について・・・支給する。」
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（技能習得手当及び寄宿手当）
第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。
2～5　（略）

・給付の種類が省令で規定されている例
○　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）
（技能習得手当の種類）
第五十六条　技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

・額が省令で規定されている例
○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
附則
（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

・「令で定める期間を限度として」

○　公害健康被害の補償等に関する法律

（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の支給）

第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2　（略）

3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4・5　（略）

・「支給を受けようとするときは、」

○平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）

（認定）

第六条　受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2　（略）

・「過去〇年以内に」「支給しない」

〇　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）

（留守家族手当の支給をしない場合）

第十三条　この法律の施行後九年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない。

・一定期間給付を受給できない期間を設けている例

〇　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就業促進手当）

第五十六条の三　（略）

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3～5　（略）

【第D―2条関係】

・公共職業安定所等の行う就職支援を拒んだ場合に給付制限を行っている例

〇　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十二条　受給資格者（訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二　就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三　就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四　職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五　その他正当な理由があるとき。

2　受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、この拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3　（略）

・保険制度以外で給付制限を設けている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

【第D―3条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

【第D―4条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第E―1条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第E－2条関係】
・公課の禁止を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（公課の禁止）
第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第E－3条関係】
・時効を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（時効）
第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第F－1条関係】
・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例
○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）
（雇用保険法との関係）
第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
（労働者災害補償保険法との関係）
第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第F－2条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。

【第Ｆ―３条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（調査の嘱託及び報告の請求）

第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

（資料の提供等）

第三十条　都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第九条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

・報告徴収規定及び立入検査規定において「〇〇である者」及び「〇〇であった者」の双方を対象としている例

〇　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

（報告及び検査）

第五十四条　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　（略）

6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〇　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

〇　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福

祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

【第F－4条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならな

い。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第G―1条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第H―1条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【附則第二条関係】

・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第百八十条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

【附則第三条関係】

○「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進する

ための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案関係】

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例

・附帯事業において、その費用を国が負担している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十二条の四　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第六章　保健事業

第八十二条　保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3　組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。

4・5　（略

○　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

第三章の三　保険料

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七　（略）

2　法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

イ　当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ　当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除

く。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

二～十　（略）

3～5　（略）

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、事業間で費用を負担する主体の負担比率が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例
・附帯事業が複数の条で規定されている例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第六章　地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の四十四　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2　市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3～6　（略）

（保健福祉事業）

第百十五条の四十七　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第百二十二条の二　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担等）

第百二十三条　（略）

2　（略）

3　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条　（略）

2　（略）

3　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担

する。

○　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

第六章　保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一　介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二　法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4～7　（略）

【厚生労働省設置法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、独立行政法人個別法に法人の業務を追加する改正を行っている例

○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（略）

（機構による調査業務実施）

第三十六条　主務大臣（第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。）は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

2～4　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

九　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十七条第四項の規定による立入検査又は質問

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十三条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（略）

（センター等による立入検査等）

第三十二条　農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人水産総合研究センター又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「センター等」という。）に対

し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一　独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所及び独立行政法人水産総合研究センター　農林水産大臣

二　独立行政法人製品評価技術基盤機構　経済産業大臣

2～5　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正）

第八条　独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2　センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

（略）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十六号）

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五条に次の一項を加える。

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。

（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三章中第九条を第十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

（略）

（機構の業務の特例）

第十四条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十四条に規定する業務を行うこと。

（略）

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）

第十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

一　認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二　認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

（略）

就職支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

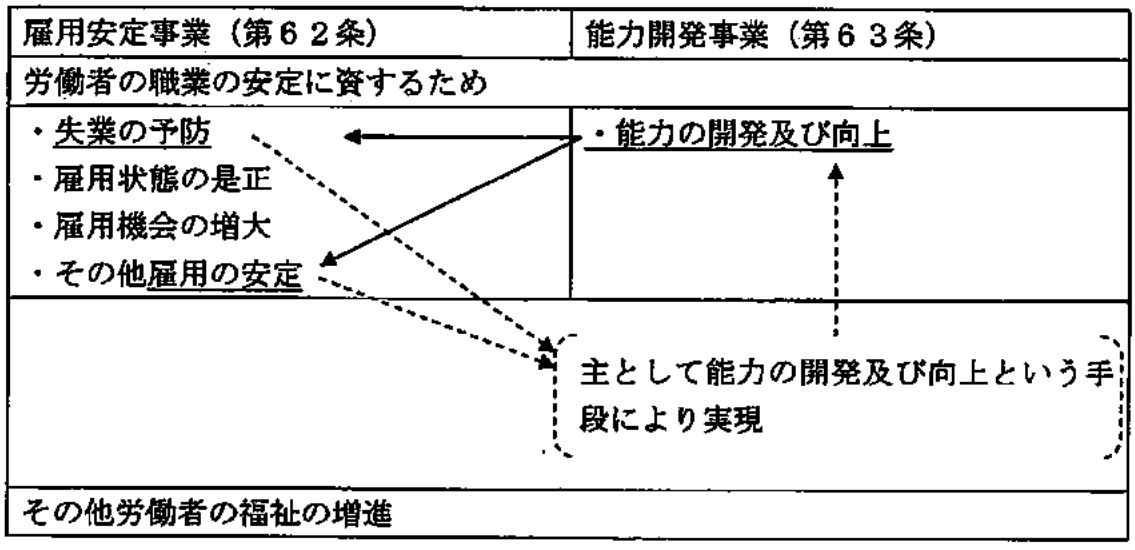
○　雇用保険法第１条に規定されているとおり、附帯事業の目的は「労働者の職業の安定に資するため」及び「労働者の福祉の増進を図ること」である。

※　１９年改正において「雇用福祉事業」が廃止されたが、その後も「その他労働者の福祉の増進を図ること」が目的として残っていることを踏まえると、これは、広く附帯事業に共通する目的であると整理される。

（目的）
第一条　雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○　この目的は、第６２条、第６３条において、「雇用安定事業」を「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を目的とするものと、「能力開発事業」を「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」を目的とするものと位置付けることで具体化されている。

○　ここで、「能力の開発及び向上」は「失業の予防」及び「雇用の安定」につながるとおり、第６２条と第６３条はそもそも共通性を有しているが、これは、
- まず、雇用の安定を目的とするものを、第６２条に「雇用安定事業」として規定し、
- その上で、同様に失業を予防し、雇用の安定につながるものではあるが、主な手法が能力の開発及び向上である事業については、その手法の違いに着目し、「雇用安定事業」とは別に「能力開発事業」として規定しているためである。

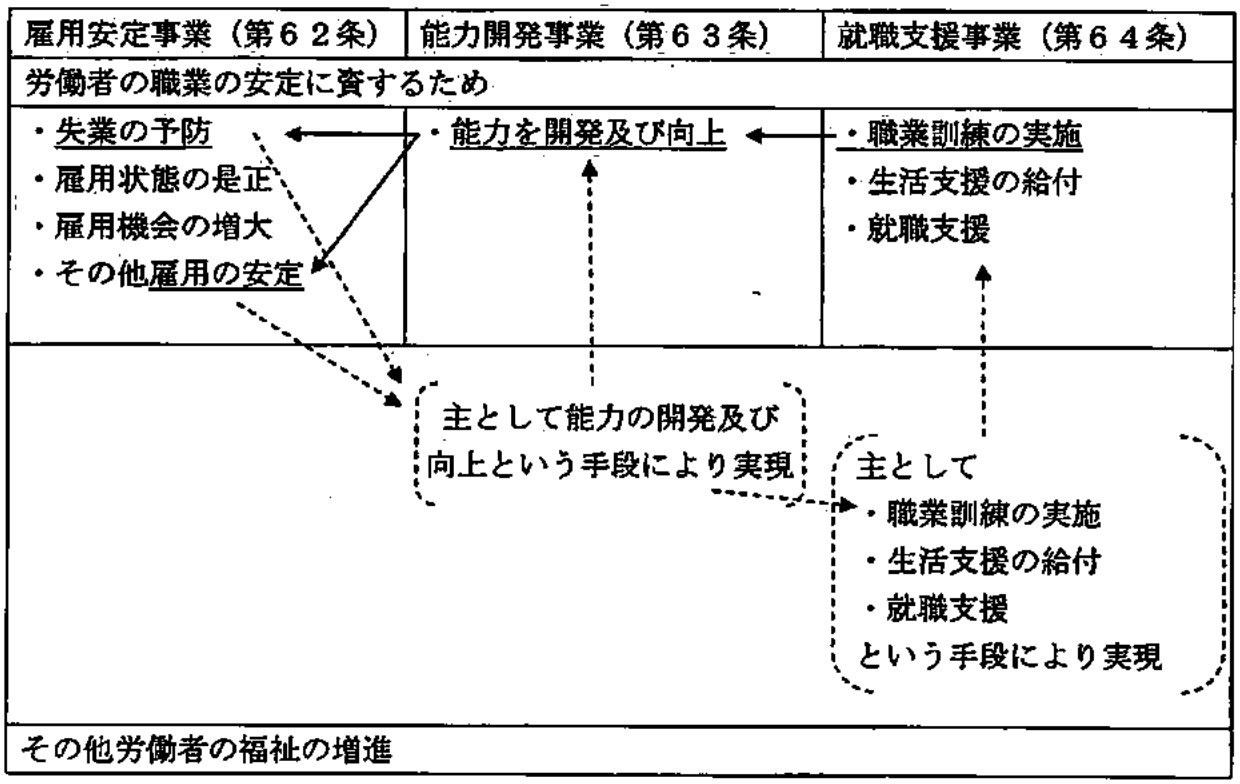


○　今般設ける就職支援事業（仮称）は、能力の開発及び向上につながるものでもあり、また、失業の予防、雇用の安定につながるものでもあるが、能力の開発及び向上のみを主たる手法とする「能力開発事業」とは異なり、

・　職業訓練の実施
・　必要な者に対する生活、訓練の受講を支援するための給付
・　訓練受講者に対して必ず行う手厚い就職支援

を主たる手法とする事業である。

○　このため、これまでの第６２条、第６３条の関係を踏まえ、従来の二事業と今般の事業の主たる手法の違いに着目し、これらとは別に規定を設けることとしたい。



就職支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

○　雇用保険法第１条に規定されているとおり、附帯事業の目的は「労働者の職業の安定に資するため」及び「労働者の福祉の増進を図ること」である。

※　１９年改正において「雇用福祉事業」が廃止されたが、その後も「その他労働者の福祉の増進を図ること」が目的として残っていることを踏まえると、これは、広く附帯事業に共通する目的であると整理される。

（目的）
第一条　雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○　この目的は、第６２条、第６３条において、「雇用安定事業」を「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を目的とするものと、「能力開発事業」を「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」を目的とするものと位置付けることで具体化されている。

○　ここで、「能力の開発及び向上」は「失業の予防」及び「雇用の安定」につながるとおり、第６２条と第６３条はその目的においてそもそも共通性を持っているが、主たる目的の違いにより規定を分けているものである。

<table>
<tr><td>雇用安定事業（第６２条）</td><td>能力開発事業（第６３条）</td></tr>
<tr><td colspan="2">労働者の職業の安定に資するため</td></tr>
<tr><td>・失業の予防
・雇用状態の是正
・雇用機会の増大
・その他雇用の安定</td><td>（主たる目的）
・能力の開発及び向上</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他労働者の福祉の増進</td></tr>
</table>

○　今般設ける就職支援事業（仮称）は、職業訓練の実施、必要な者に対する生活、訓練の受講を支援するための給付等を内容とするものであるが、能力の開発及び向上につながるものでもあり、失業の予防、雇用の安定につながるものでもあることから、従来の第６２条と第６３条の関係と同様、これらの二事業とその目的において共通性を有している。

○　しかしながら、今回の事業における生活支援給付は、無拠出制により支給し、雇用の安定から得られる生活の安定とは別に、訓練期間中の生活の安定をも図ろうとするものであり、福祉的要素の強いものであることから、これを行う就職支援事業は従来の二事業に比して福祉的要素が強く、福祉的目的を有するものと整理される。

○　このため、これまでの第６２条、第６３条の関係を踏まえ、従来の二事業と今般の事業の主たる目的の違いに着目し、これらとは別に規定を設けることとしたい。

※　なお、平成１９年に廃止されるまでの間、同様に福祉的目的を有する事業として「雇用福祉事業」を実施していたところ。

雇用安定事業（第６２条）	能力開発事業（第６３条）	就職支援事業（第６４条）
労働者の職業の安定に資するため		
・失業の予防 ・雇用状態の是正 ・雇用機会の増大 ・その他雇用の安定	（主たる目的） ・能力を開発及び向上	（主たる目的） ・職業訓練の実施 ・生活支援の給付（福祉的目的含む。）
その他労働者の福祉の増進		

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）（第七条―第十三条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援（第十四条・第十五条）
第五章　雑則（第十六条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって特定求職者の雇用の安

定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　次のいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条に規定する被保険者又は第十五条第一項に規定する受給資格者

ロ　イに掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの

二　公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしている者

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条第一項の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得に

よる職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、その行う認定特定求職者職業訓練の業務に関し助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者及びその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情をを勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける

期間（厚生労働省令で定める期間を限度とする。）について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　求職者訓練受講支援給付は、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日から起算して過去六年以内に認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該訓練を受けた期間について求職者訓練受講支援給付を受けたものに限る。）の初日がある特定求職者には、支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等への出席状況その他の状況を勘案し、求職者訓練受講支援給付を支給することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給しない。（P）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、求職者訓練受講支援給付を支給しな

い。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

（返還命令等）

第十条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給

付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十一条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（時効）

第十三条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第十条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第四章　特定求職者に対する就職支援

（就職支援計画（仮称）の作成）

第十四条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画においては、当該就職支援計画に係る特定求職者に対し、公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（就職への努力）

第十五条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供等を受けつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（雇用保険法との関係）

第十六条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（労働政策審議会への諮問）

第十七条　厚生労働大臣は、第七条第一項の基準若しくは第三項の場合を厚生労働省令で定めようとするとき又は第十条第一項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（報告等）

第十八条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者の資産及び収入の状況

につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に、必要な事項の報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第二項若しくは第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入り、質問又は検査（認定特定求職者職業訓練が第三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

5　機構は、前項の規定により同項の立入り、質問又は検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入し、質問又は検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

6　第二項の規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第二十条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十一条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十八条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三　第十九条第一項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　特定求職者であって認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受け、若しくは受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十九条第一項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十三条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第三条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前にお

いても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条第一項の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条第一項の規定により定められた計画とみなす。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第九条第一項第四号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」の下に「、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）」を加える。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

※　その他の規定の要否については検討中。

理由

非正規労働者や長期失業者の増加等に伴い、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者の就職を支援し、その雇用の安定を図るため、当該求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第二条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第七条の規定により当該訓練を受けることを容易にし、又は促進するために必要な給付を行うこと。 二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。 （事業等の利用） 第六十五条　前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。	第六十四条　削除 （事業等の利用） 第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

四　就職支援事業については、当該就職支援事業（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定により行う求職者訓練受講支援給付に限る。）に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業

等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

◎　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部改正（第二条関係）

案	用例
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び就職支援事業（第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 （以下略）

（以下略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）等

開　例　集

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）関係】

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第一条関係】

・構文の例

◎　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金

を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義された文言の定義を目的規定で規定していない例

◎　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「訓練を受ける期間」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「必要に応じて」

○　身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条　この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

・「～を支援するための・・・」

○　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【第一条及び第二条関係】

・　定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・　定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保

を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

【第二条関係】

・構文の例

○　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（定義）

第二条

4　この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二　国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

【第三条第一項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）
第十条の四　（略）
2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。
3　（略）

・「次条第〇項に規定する～計画」の用例
〇　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）
第四条　主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。
2　歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～五　良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
六　次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項
七　（略）
3～5　（略）

〇　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）
（特定広域団体の提案）
第六条　特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。
2～4　（略）

・「就職に必要な」の例
〇　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（地域雇用開発のための事業）

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2　（略）

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（失業の認定）

第十五条　（略）

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一・二　（略）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　（略）

2　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

○　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・　認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、そ

の変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第三条第三項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があった場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

【第四条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互

に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標

及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標

二　生態系維持回復事業を行う区域

三　生態系維持回復事業の内容

四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第五条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「その行う～の業務」の例

○　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）

（認証の取消し）

第二十三条　（略）

2　法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一　その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二・三　（略）

3～6　（略）

○　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（引受業務の一部の許可）

第五十九条　外国証券業者は、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約（第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。次条第一項第六号ヘにおいて同じ。）への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うこと（以下この節において「引受業務」という。）ができる。

2～4　（略）

・「助成を行う」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（中央協会に対する助成）

第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）
第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。
2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）
（地方公共団体の出資等）
第二十一条　（略）
2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。
3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）
（防音構造化の促進等）
第十三条　（略）
2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。
3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）
（移転の補償等）
第五条　（略）
2　（略）
3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）
第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
（交付金）
第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】
・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例

○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）
（認定基準等）
第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
一～六　（略）
2～7　（略）
（助言及び指導）
第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）
（認定の基準）
第三条　都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
一～八　（略）
第七条　地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）
（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第十六条　一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3～8　（略）

9　都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

（国等の援助等）

第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

（国等の援助等）

第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（指導及び助言）

第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）
第七条　（略）
2～4　（略）
5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）
○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）
（業務の範囲）
第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。
二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。
三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。
四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。
六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。
八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。
九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・給付金の種類が一つで、「～は、・・・給付を支給する。」としている例

○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）

（特別障害給付金の支給）

第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「その属する世帯の他の世帯員の所得の状況・・・その他の事情を勘案して～令で定める基準に該当する場合に」

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（支給認定等）

第五十四条　市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

・「～場合に、受ける期間について・・・支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2～5　（略）

・「期間（・・・を限度とする。）」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（支給の期間及び日数）

第二十条

2　受給資格者であって、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことその他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）」とあるのは「基準日」とする。

・「令で定める期間を限度として」

○　公害健康被害の補償等に関する法律
（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の支給）

第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2　（略）

3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4・5　（略）

・給付の種類が省令で規定されている例

○　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

（技能習得手当の種類）

第五十六条　技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

・給付額が省令で規定されている例

○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

附則

（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。
5　（略）

・「・・・は～には、支給しない。」
○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
第七十六条　遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族厚生年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

・「・・・日から起算して過去○年以内に」
○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）
（支度料）
第三十九条
2　本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

【第八条関係】
・給付を受給できない期間を省令で定めている例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（就業促進手当）
第五十六条の三　（略）
2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。
3～5　（略）

・保険制度以外で給付制限を設けている例
○　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

【第九条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

【第十条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行う

ものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第十一条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第十二条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第十三条関係】

・時効を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（時効）

第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十四条第一項関係】

・標文の例

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2　（略）

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

・「公共職業安定所が行う・・・職業指導」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付日数を延長した場合の給付制限）

第二十九条　訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

【第十五条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第十六条関係】

・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第十七条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又は

その報告を求めることができる。

【第十八条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（調査の嘱託及び報告の請求）
第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）
（資料の提供等）
第三十条　都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）
（報告等）
第九条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
2・3　（略）

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例

○　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
（報告及び検査）
第五十四条　（略）
2・3　（略）
4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5　（略）
6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない

。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

・「機構（独立行政法人）は、～報告を求めることができる。」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構（※）は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。

以下同じ。）を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（※：独立行政法人環境再生保全機構）

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第五十五条　機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

（公務所等への照会）

第八十一条　厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事

業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（資料の提出等）

第五十二条　（略）

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

【第十九条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第二十条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十一条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合
二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例
○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【第二十二条関係】
・独立行政法人が行う立入検査等に係る罰則を規定している例
第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一～八　（略）
九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
十～十二　（略）

【附則第二条関係】
・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例
○　電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

【附則第三条関係】

○「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【附則第四条関係】

○省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

・厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）
六十三　公共職業訓練に関すること。
六十四　技能検定に関すること。
六十五～百十一　（略）
2　（略）

【雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案関係】
・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十二条の四　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第六章　保健事業

第八十二条　保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。
2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。
3　組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。
4・5　（略）

○　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

第三章の三　保険料
（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七　（略）
2　法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
一　当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一

号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

イ　当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ　当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

二～十　（略）

3～5　（略）

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、事業間で費用を負担する主体の負担比率が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例
・附帯事業が複数の条で規定されている例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第六章　地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の四十四　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため

必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2　市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3～6　（略）

（保健福祉事業）

第百十五条の四十七　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第百二十二条の二　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担等）

第百二十三条　（略）

2　（略）

3　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条　（略）

2　（略）

3　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

○　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

第六章　保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一　介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二　法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4～7　（略）

【厚生労働省設置法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、独立行政法人個別法に法人の業務を追加する改正を行っている例

○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（略）

（機構による調査業務実施）

第三十六条　主務大臣（第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。）は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

2～4　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

九　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十七条第四項の規定による立入検査又は質問

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十三条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（略）

（センター等による立入検査等）

第三十二条　農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人水産総合研究センター又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一　独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所及び独立行政法人水産総合研究センター　農林水産大臣

二　独立行政法人製品評価技術基盤機構　経済産業大臣

2～5　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正）

第八条　独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2　センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

（略）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十六号）

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五条に次の一項を加える。

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。

（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三章中第九条を第十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

（略）

（機構の業務の特例）

第十四条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る

。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十四条に規定する業務を行うこと。

（略）

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）

第十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

一　認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二　認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

（略）

目的規定について

○　求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、
　①　基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練
　②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給
　③　公共職業安定所による就職支援
　を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

○　また、本法律案の内容が、雇用保険法の新たな附帯事業として実施する「就職活動支援事業」の具体的内容を規定したものであることを踏まえれば、目的規定は、雇用保険法の目的規定を超えたものとすることは適当でない。

○　以上を踏まえ、本法律案の目的規定は、以下のとおりとする。

（目的）
第Ａ―１条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、必要に応じて職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって、特定求職者の雇用の安定を図ることを目的とする。

・「職業訓練の実施」
　今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。また、国が行う公共職業訓練等も求職者訓練受講支援給付の対象となる。これらを捉え、「職業訓練の実施」と規定する。

・「必要に応じて」
　求職者訓練受講支援給付の対象となるのは、訓練を受講している者のうち、一定の要件を満たす者であることから、これを「必要に応じて」と規定する。

・「職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給すること」
　求職者訓練受講支援給付の性格は「訓練受講中の生活を支援するもの」であるが、これは究極的には訓練受講のためであることを捉え、労働政策としてより適切な形で「受講を支援するための給付」と規定する。

・「等」
具体的には、公共職業安定所による就職支援等を指す。

・「その就職を支援し」
本法律案の直接の目的は就職の支援であることから、その旨を規定する。

・「雇用の安定を図ることを目的とする。」
就職を支援することにより達成される、本法律案の高次の目的として「雇用の安定」を規定する。

※「雇用の安定」と「職業の安定」について
労働関係法令においては、最終的な目的として「雇用の安定」（港湾労働法、労働者派遣法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律等）、「職業の安定」（職業安定法、職業能力開発促進法、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律等）を用いる例があるが、
・　「雇用の安定」が雇用の改善等を通じて雇用に結びつけることを目的としているのに対し、
・　「職業の安定」は、基本となる法律において規定され、適当な職業に就き安んじて職業にいそしむことまで目的としている。
今回の法案は、就職の支援を目的としており、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」と規定する。

【構文の例】

○被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）
（目的）
第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

法案全体の構成、各章の名称について

1　法案全体の章立て、構成について

○　求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、
①　基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練
②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給
③　公共職業安定所による就職支援
を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするもの。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

○　本法律案については、規定数が２０条程度であり、労働分野の同規模の法律（労働契約法（平成１９年法律第１２８号）（１９条）、地域雇用開発促進法（昭和６２年法律第２３号）（２３条）等）が章のみから構成されていることを踏まえ、節以下は設けず章立てとする。

○　法案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として①から③までについてそれぞれ章に分けて規定し、その後、この実体的規定に付属する雑則、罰則、附則を設けることとする。

○　実体的規定の規定順については、
①　本制度の中心が職業訓練であることからこれを最初に、
②　その間の生活を支援するための給付は職業訓練の受講のためのものであることからこれとセットとして次に規定し、
③　最後に、訓練を受けている者、給付を受けている者に関わらず実施するものとして、特定求職者に対する就職の支援を規定することとする。

【全体の構成】

目次
第一章　総則
第二章　認定特定求職者職業訓練の認定等
第三章　求職者訓練受講支援給付の支給
第四章　特定求職者に対する就職の支援
第五章　雑則
第六章　罰則
附則

２．各章の名称について

（第二章；認定特定求職者職業訓練の認定等）

認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画、訓練の認定、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等、いずれも同訓練に関する規定から構成されることや、職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）における職業訓練等の認定に関する節の標題の例に鑑み「認定特定求職者職業訓練の認定等」とする。

○職業能力開発促進法の例

第三章　職業能力開発の促進

第一節　事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条―第十四条）

第二節　国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五条―第十五条の五）

第三節　国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五条の六―第二十三条）

第四節　事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四条―第二十六条の二）

第五節　実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三―第二十六条の七）

第六節　職業能力開発総合大学校（第二十七条）

第七節　職業訓練指導員等（第二十七条の二―第三十条の二）

（第三章；求職者訓練受講支援給付の支給）

求職者訓練受講支援給付の支給、給付制限、不正受給の場合の返還命令、受給権の保護、公課の禁止、時効に係る規定から構成されており、いずれも「求職者訓練受講支援給付の支給」に関するものであることから、「求職者訓練受講支援給付の支給」とする。

※　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）では、児童手当の支給に関する章の中に受給権の保護、公課の禁止等の規定が設けられているものの、章名は「児童手当の支給」となっている。

○児童手当法の例

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　児童手当の支給（第四条―第十七条）

第三章　費用（第十八条―第二十二条）

第四章　雑則（第二十三条―第三十一条）

附則

（第四章；特定求職者の就職の支援）

公共職業安定所長による就職支援計画の作成、本制度の対象となった特定求職者の義務から構成されており、いずれも特定求職者に対する就職の支援を目的としたものであることから、「特定求職者の就職の支援」とする。

新たに設ける附帯事業の名称について

○　現行の二事業については、

- 失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ることを目的とした事業は「雇用安定事業」と、
- 職業生活の全期間を通じて、その能力を開発し、及び向上させることを促進することを目的とした事業は「能力開発事業」と、

いずれも、その事業の目的を端的に表した事業の名称となっている。

○　ここで、新たに設ける附帯事業は、増大する雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、これらの者の就職を支援するため、職業訓練を実施しつつ、その間の生活を支援するための直接給付を行うこと等を内容とする事業である。

○　すなわち、職業訓練の実施、直接給付を通じて、求職者の就職を支援することを目的とした事業であることから、これを端的に表す名称として「求職者就職支援事業」とするものである。

新たに設ける附帯事業の規定位置について

○　第４章（雇用安定事業等）においては、
・　まず、雇用の安定に資する代表的な事業として第６２条に「雇用安定事業」を規定し、
・　その上で、同様に雇用の安定に資するものであるものの、主な手法が能力の開発・向上によるという点で雇用安定事業とは差異のある事業について、雇用安定事業の次の第６３条に「能力開発事業」として規定している。

○　今般新たに設ける附帯事業は、雇用の安定に資するものであることはもちろんであり、能力の開発・向上を手法の一部としている点で能力開発事業とも通じるものはあるが、主な手法は、職業訓練＋生活給付費＋就職支援であり、その点において、能力開発事業とは差異のある事業であることから、能力開発事業の次に、第６４条として規定することとするものである。

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（求職者就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（第十五条第一項に規定する受給資格者を除く。）（この条及び第六十五条の二において「被保険者であった者等」という。）に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、その就職を支援するため、求職者就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十二年法律第　　号）第〇条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第〇条の規定により当該訓練を受けることを容易にし、又は促進するために必要な給付を行うこと。 二　求職者であって厚生労働省令で定める者の就職を支援するための資金の貸付に係る債務の保証を行う者であって厚生労働省令で定める者に対して、当該保証に要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。	【新規】

第六十五条の二　第六十四条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者であった者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者であった者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び求職者就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

四　求職者就職支援事業については、当該求職者就職支援事業（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第○条の規定により行う求職者訓練受講支援給付及び第六十四条第一項第二号の規定により行う保証に限る。）に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、第一項第四号に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、求職者就職支援事業に要する費用を負担する。

7　（保険料）

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2～5　（略）

6　（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。 2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び求職者就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。	第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。 2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

◎　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部改正（第二条関係）

案	用例
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び求職者就職支援事業（第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付並びに同項第二号の規定により行う援助をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 （以下略）

（以下略）

就職支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

○　雇用保険法第１条に規定されているとおり、附帯事業の目的は「労働者の職業の安定に資するため」及び「労働者の福祉の増進を図ること」である。

※　１９年改正において「雇用福祉事業」が廃止されたが、その後も「その他労働者の福祉の増進を図ること」が目的として残っていることを踏まえると、これは、広く附帯事業に共通する目的であると整理される。

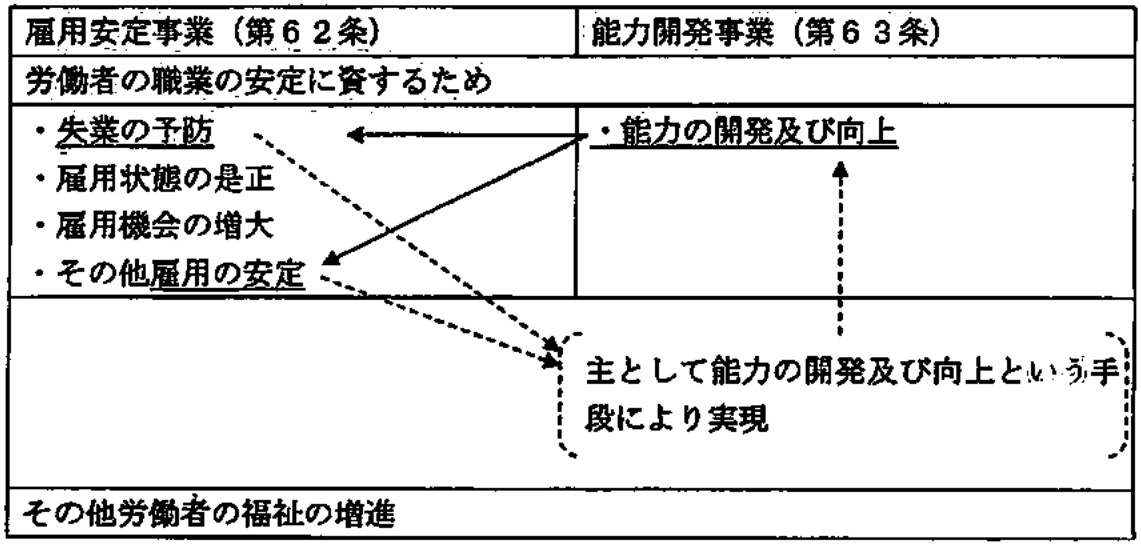
（目的）

第一条　雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○　この目的は、第６２条、第６３条において、「雇用安定事業」を「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を目的とするものと、「能力開発事業」を「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」を目的とするものと位置付けることで具体化されている。

○　ここで、「能力の開発及び向上」は「失業の予防」及び「雇用の安定」につながるとおり、第６２条と第６３条はそもそも共通性を有しているが、これは、

- まず、雇用の安定を目的とするものを、第６２条に「雇用安定事業」として規定し、
- その上で、同様に失業を予防し、雇用の安定につながるものではあるが、主な手法が能力の開発及び向上である事業については、その手法の違いに着目し、「雇用安定事業」とは別に「能力開発事業」として規定しているためである。



○　今般設ける就職支援事業（仮称）は、能力の開発及び向上につながるものでもあり、また、失業の予防、雇用の安定につながるものでもあるが、能力の開発及び向上のみを主たる手法とする「能力開発事業」とは異なり、

・　職業訓練の実施
・　必要な者に対する生活、訓練の受講を支援するための給付
・　訓練受講者に対して必ず行う手厚い就職支援

を主たる手法とする事業である。

○　このため、これまでの第６２条、第６３条の関係を踏まえ、従来の二事業と今般の事業の主たる手法の違いに着目し、これらとは別に規定を設けることとしたい。

雇用安定事業（第６２条）	能力開発事業（第６３条）	就職支援事業（第６４条）
労働者の職業の安定に資するため		
・失業の予防 ・雇用状態の是正 ・雇用機会の増大 ・その他雇用の安定	・能力を開発及び向上	・職業訓練の実施 ・生活支援の給付 ・就職支援
	主として能力の開発及び向上という手段により実現	主として ・職業訓練の実施 ・生活支援の給付 ・就職支援 という手段により実現
その他労働者の福祉の増進		

就職支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

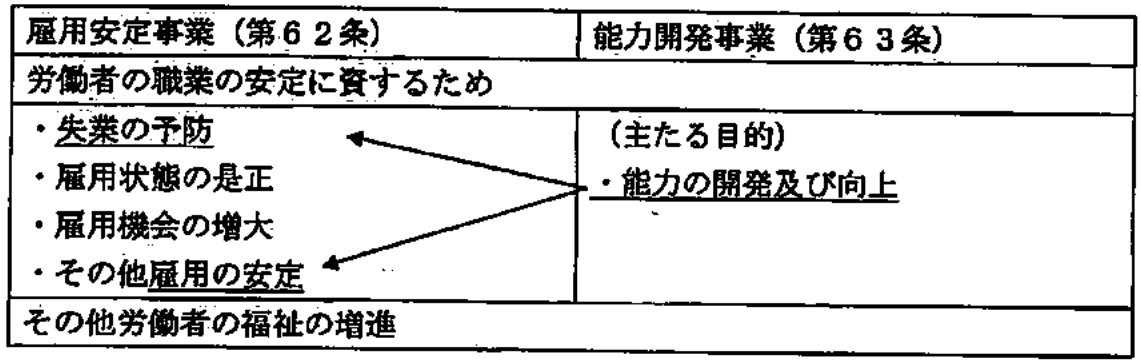
○　雇用保険法第１条に規定されているとおり、附帯事業の目的は「労働者の職業の安定に資するため」及び「労働者の福祉の増進を図ること」である。

※　１９年改正において「雇用福祉事業」が廃止されたが、その後も「その他労働者の福祉の増進を図ること」が目的として残っていることを踏まえると、これは、広く附帯事業に共通する目的であると整理される。

（目的）
第一条　雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

○　この目的は、第６２条、第６３条において、「雇用安定事業」を「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を目的とするものと、「能力開発事業」を「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」を目的とするものと位置付けることで具体化されている。

○　ここで、「能力の開発及び向上」は「失業の予防」及び「雇用の安定」につながるとおり、第６２条と第６３条はその目的においてそもそも共通性を持っているが、主たる目的の違いにより規定を分けているものである。



○　今般設ける就職支援事業（仮称）は、職業訓練の実施、必要な者に対する生活、訓練の受講を支援するための給付等を内容とするものであるが、能力の開発及び向上につながるものでもあり、失業の予防、雇用の安定につながるものでもあることから、従来の第６２条と第６３条の関係と同様、これらの二事業とその目的において共通性を有している。

○　しかしながら、今回の事業における生活支援給付は、無拠出制により支給し、雇用の安定から得られる生活の安定とは別に、訓練期間中の生活の安定をも図ろうとするものであり、福祉的要素の強いものであることから、これを行う就職支援事業は従来の二事業に比して福祉的要素が強く、福祉的目的を有するものと整理される。

○　このため、これまでの第６２条、第６３条の関係を踏まえ、従来の二事業と今般の事業の主たる目的の違いに着目し、これらとは別に規定を設けることとしたい。

※　なお、平成１９年に廃止されるまでの間、同様に福祉的目的を有する事業として「雇用福祉事業」を実施していたところ。

雇用安定事業（第６２条）	能力開発事業（第６３条）	就職支援事業（第６４条）
労働者の職業の安定に資するため		
・失業の予防 ・雇用状態の是正 ・雇用機会の増大 ・その他雇用の安定	（主たる目的） ・能力を開発及び向上	（主たる目的） ・職業訓練の実施 ・生活支援の給付（福祉的目的含む。）
その他労働者の福祉の増進		

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（就職支援事業） 第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。 一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第七条の規定により当該訓練を受けることを容易にし、又は促進するために必要な給付を行うこと。 二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。 2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。 （事業等の利用） 第六十五条　前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。	第六十四条　削除 （事業等の利用） 第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

四　就職支援事業については、当該就職支援事業（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定により行う求職者訓練受講支援給付に限る。）に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業

等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

◎　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部改正（第二条関係）

案	用例
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び就職支援事業（第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。	○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号） （一般保険料に係る保険料率） 第十二条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。 （中略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。 （以下略）

（以下略）

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （労働政策審議会） 第九条　労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭	（所掌事務） 第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六十二　（略） 六十三　公共職業訓練に関すること。 六十四～百十一　（略） 2　（略） （労働政策審議会） 第九条　労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）、職業安定法（昭

和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　（略）

（都道府県労働局）

第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第

和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2　（略）

（都道府県労働局）

第二十一条　都道府県労働局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十一号から第四十七号まで、第五十号、第五十三号から第

六十二号まで、第六十三号の二、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。	六十二号まで、第六十六号から第七十三号まで、第百二号、第百六号及び第百十一号に掲げる事務を分掌する。
2・3　（略）	2・3　（略）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）（第七条―第十三条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援（第十四条・第十五条）
第五章　雑則（第十六条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって特定求職者の雇用の安

定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　次のいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条に規定する被保険者又は第十五条第一項に規定する受給資格者

ロ　イに掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの

二　公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしている者

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条第一項の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得に

よる職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、その行う認定特定求職者職業訓練の業務に関し助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者及びその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情をを勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける

期間（厚生労働省令で定める期間を限度とする。）について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　求職者訓練受講支援給付は、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日から起算して過去六年以内に認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該訓練を受けた期間について求職者訓練受講支援給付を受けたものに限る。）の初日がある特定求職者には、支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等への出席状況その他の状況を勘案し、求職者訓練受講支援給付を支給することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給しない。（P）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、求職者訓練受講支援給付を支給しな

い。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

（返還命令等）

第十条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給

付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十一条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（時効）

第十三条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第十条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

第四章　特定求職者に対する就職支援

（就職支援計画（仮称）の作成）

第十四条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画においては、当該就職支援計画に係る特定求職者に対し、公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（就職への努力）

第十五条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供等を受けつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（雇用保険法との関係）

第十六条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（労働政策審議会への諮問）

第十七条　厚生労働大臣は、第七条第一項の基準若しくは第三項の場合を厚生労働省令で定めようとするとき又は第十条第一項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（報告等）

第十八条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者の資産及び収入の状況

につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に、必要な事項の報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入り、質問又は検査（認定特定求職者職業訓練が第三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

5　機構は、前項の規定により同項の立入り、質問又は検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入り、質問又は検査の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

6　第二項の規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第二十条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十一条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十八条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三　第十九条第一項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　特定求職者であって認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受け、若しくは受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十九条第一項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十三条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第三条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前にお

いても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条第一項の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条第一項の規定により定められた計画とみなす。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第九条第一項第四号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」の下に「、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）」を加える。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

※　その他の規定の要否については検討中。

理　由

非正規労働者や長期失業者の増加等に伴い、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者の就職を支援し、その雇用の安定を図るため、当該求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）等

用例集

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）関係】

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第一条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金

を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義された文言の定義を目的規定で規定していない例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「訓練を受ける期間」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「必要に応じて」

○　身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条　この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

・「～を支援するための・・・」

○　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【第一条及び第二条関係】

・　定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・　定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保

を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

【第二条関係】

・構文の例

○　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（定義）

第二条

4　この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二　国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

【第三条第一項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）
第十条の四　（略）
2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。
3　（略）

・「次条第○項に規定する～計画」の用例
○　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）
第四条　主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。
2　歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～五　良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
六　次条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第八項の認定に関する基本的事項
七　（略）
3～5　（略）

○　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）
（特定広域団体の提案）
第六条　特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。
2～4　（略）

・「就職に必要な」の例
○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（地域雇用開発のための事業）

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であって、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2　（略）

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（失業の認定）

第十五条　（略）

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であって、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一・二　（略）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であって、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　（略）

2　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

○　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・　認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、そ

の変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第三条第三項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

【第四条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互

に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標

及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標

二　生態系維持回復事業を行う区域

三　生態系維持回復事業の内容

四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第五条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「その行う～の業務」の例

○　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）

（認証の取消し）

第二十三条　（略）

2　法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一　その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二・三　（略）

3～6　（略）

○　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（引受業務の一部の許可）

第五十九条　外国証券業者は、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約（第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。次条第一項第六号ヘにおいて同じ。）への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うこと（以下この節において「引受業務」という。）ができる。

2～4　（略）

・「助成を行う」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（中央協会に対する助成）

第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）
第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。
2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）
（地方公共団体の出資等）
第二十一条　（略）
2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。
3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）
（防音構造化の促進等）
第十三条　（略）
2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。
3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）
（移転の補償等）
第五条　（略）
2　（略）
3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）
第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）
（交付金）
第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】
・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例
○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）
（認定基準等）
第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
一～六　（略）
2～7　（略）
（助言及び指導）
第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）
（認定の基準）
第三条　都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。
一～八　（略）
第七条　地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）
（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第十六条　一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3～8　（略）

9　都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

（国等の援助等）

第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

（国等の援助等）

第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（指導及び助言）

第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）
第七条　（略）
2～4　（略）
5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務
○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）
（業務の範囲）
第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。
二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。
三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。
四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。
六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。
七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。
八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。
九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・給付金の種類が一つで、「～は、・・・給付を支給する。」としている例

○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）

（特別障害給付金の支給）

第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「その属する世帯の他の世帯員の所得の状況・・・その他の事情を勘案して～令で定める基準に該当する場合に」

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（支給認定等）

第五十四条　市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

・「～場合に、受ける期間について・・・支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2～5　（略）

・「期間（・・・を限度とする。）」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（支給の期間及び日数）

第二十条

2　受給資格者であって、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことその他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）」とあるのは「基準日」とする。

・「令で定める期間を限度として」

○　公害健康被害の補償等に関する法律
（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）
（遺族補償費の支給）
第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。
2　（略）
3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。
4・5　（略）

・給付の種類が省令で規定されている例

○　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）
（技能習得手当の種類）
第五十六条　技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

・給付額が省令で規定されている例

○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
附則
（障害前払一時金及び遺族前払一時金）
第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（技能習得手当及び寄宿手当）
第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。
2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。
5　（略）

・「・・・は～には、支給しない。」
○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
第七十六条　遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族厚生年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

・「・・・日から起算して過去○年以内に」
○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）
（支度料）
第三十九条
2　本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

【第八条関係】
・給付を受給できない期間を省令で定めている例
○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（就業促進手当）
第五十六条の三　（略）
2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。
3～5　（略）

・保険制度以外で給付制限を設けている例
○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

【第九条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

【第十条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行う

ものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第十一条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第十二条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第十三条関係】

・時効を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（時効）

第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十四条第一項関係】

・構文の例

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2　（略）

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

・「公共職業安定所が行う・・・職業指導」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付日数を延長した場合の給付制限）

第二十九条　訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

【第十五条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第十六条関係】

・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第十七条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又は

その報告を求めることができる。

【第十八条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（調査の嘱託及び報告の請求）
第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）
（資料の提供等）
第三十条　都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）
（報告等）
第九条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
2・3　（略）

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例

○　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
（報告及び検査）
第五十四条　（略）
2・3　（略）
4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
5　（略）
6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない

。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

・「機構（独立行政法人）は、～報告を求めることができる。」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構（※）は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。

以下同じ。）を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（※：独立行政法人環境再生保全機構）

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第五十五条　機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

（公務所等への照会）

第八十一条　厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事

業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（資料の提出等）

第五十二条　（略）

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号のニイに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

【第十九条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第二十条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十一条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合
二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例
○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【第二十二条関係】
・独立行政法人が行う立入検査等に係る罰則を規定している例
第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一～八　（略）
九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
十～十二　（略）

【附則第二条関係】
・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例
○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第百八十条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

【附則第三条関係】

○「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【附則第四条関係】

○省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

・厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）
六十三　公共職業訓練に関すること。
六十四　技能検定に関すること。
六十五～百十一　（略）
2　（略）

【雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案関係】
・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十二条の四　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第六章　保健事業

第八十二条　保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。
2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。
3　組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。
4・5　（略

○　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

第三章の三　保険料
（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七　（略）
2　法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
一　当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一

号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

イ　当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ　当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

二～十　（略）

3～5　（略）

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、事業間で費用を負担する主体の負担比率が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例
・附帯事業が複数の条で規定されている例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第六章　地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の四十四　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため

必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2　市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3～6　（略）

（保健福祉事業）

第百十五条の四十七　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第百二十二条の二　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担等）

第百二十三条　（略）

2　（略）

3　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条　（略）

2　（略）

3　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

○　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

第六章　保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一　介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二　法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4～7　（略）

【厚生労働省設置法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、独立行政法人個別法に法人の業務を追加する改正を行っている例

○特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（略）

（機構による調査業務実施）

第三十六条　主務大臣（第四十四条第一項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。以下この条、次条第四項から第六項まで及び第三十九条において同じ。）は、調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

2～4　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次の一号を加える。

九　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十七条第四項の規定による立入検査又は質問

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十三条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（略）

（センター等による立入検査等）

第三十二条　農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人水産総合研究センター又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一　独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所及び独立行政法人水産総合研究センター　農林水産大臣

二　独立行政法人製品評価技術基盤機構　経済産業大臣

2～5　（略）

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正）

第八条　独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2　センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

（略）

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十六号）

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

第五条に次の一項を加える。

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務を行う。

（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三章中第九条を第十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

（略）

（機構の業務の特例）

第十四条　第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る

。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十四条に規定する業務を行うこと。

（略）

○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務）

第十条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

一　認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二　認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

（略）

附　則

（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

（略）

【第３条】認定特定求職者職業訓練について

【趣旨】

本条は、厚生労働大臣による特定求職者の就職必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の付与を行う職業訓練の認定について規定するものであり、当該認定を受けた職業訓練の実施が、第３章の給付及び第４章の就職支援と並ぶ本法における中心的な施策として位置づけられるものである。

【概要】

１．職業訓練の認定について（第１項関係）

○　本法第２条に規定する特定求職者が、雇用保険に未加入又は失業等給付の受給期間を終了したために受給資格がない非正規労働者であり、職業能力形成機会に恵まれないケースが見られることから、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができることとするものである。

○　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）に基づき公共職業能力開発施設が実施する公共職業訓練とは異なり、認定特定求職者職業訓練については、能力レベルが多様な求職者に対し、民間の訓練主体の創意工夫を生かし、迅速に訓練を設定するため、厚生労働大臣が民間教育訓練機関の実施する職業訓練について認定するという形態をとることとしている。

○　「厚生労働省令で定める基準」として、訓練時間、訓練内容、就職支援に関する基準のほか、当該訓練が第４条に規定する認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画と整合性を有するものであること等について定めることとする。

２．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について（第３項関係）

○　認定求職者支援訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、その訓練分野に即して就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要となるところ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって能開法に基づく公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構が有する職業訓練に関するノウハウを有するほか、同機構が公共職業訓練の委託を行ってきたことや、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携を円滑に進めることや、地域の産業等の状況に応じた職業訓練のニーズを把握できることから、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

○　また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象とし

て適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業には該当しない（※）。

○　なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

○　これらの認定業務と併せ、訓練を実施しようとする者や認定を行った訓練を実施する者に対する適切な指導、援助等を行うことについても、上記のように職業訓練に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

※　独立行政法人の性質について

○　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条において、独立行政法人は「国が自ら主体となって直接に実施する必要はない事務及び事業」を行うものとされているところであるが、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業については、以下のとおり想定されているところ。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15ページより）

○　この点、求職者支援制度における職業訓練の認定については、国の事務として位置づけることが必要であるが、その事務の実施については、上記の①から③までのような、国が直接行使しなければならない事務には当たらず、職業訓練の実施に専門的なノウハウを有する新機構に委任することが可能であり、これにより、効果的・効率的な事務の実施が図られるものと考えられる。

（参考）認定特定求職者職業訓練と公共職業訓練の比較

	認定特定求職者職業訓練	公共職業訓練
対象者	雇用保険受給資格のない求職者 （就業経験のない者、非正規労働を反復していた者、過去に正規就業していたものの失業が長期化している者等であって、基礎的能力の習得が必要。）	主に雇用保険受給資格を有する求職者 （一定の就業経験があり、既に基礎的能力を有する。）
訓練受講により習得を目指す能力	就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	再就職に必要な技能及びこれに関する知識
訓練の態様	民間教育訓練機関等が実施する訓練について、その申請に基づき厚生労働大臣の委任を受けた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が認定。	公共職業能力開発施設（及びその委託を受けた民間教育訓練機関）において実施。

【第４条】認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について

【趣旨】

本条は、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について規定するものである。

【概要】

1．本条の規定位置について

○　当該計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）における公共職業訓練の実施に関する計画に相当するものであるところ、同法における公共職業訓練の規定（第 15 条の 6）及び同計画の規定（第 15 条の 7）の規定順にならい、認定特定求職者職業訓練の規定の次に、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画の規定を置くこととしている。

2．計画の内容について（第１項関係）

○　認定特定求職者職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとすることとする。

○　実施計画においては、計画期間、認定規模（必要な訓練定員数）、当該計画期間において認定の対象とすることが望ましい重点的な職業訓練分野を定めるものとすることとしている。

3．関係者等への意見聴取について（第２項関係）

○　認定特定求職者職業訓練を、求人ニーズ等に照らし、適切に就職に結びつけるための効果的な訓練とするため、厚生労働大臣は、産業、教育等を所管する行政機関の長や、民間の関係者に対して、実施計画策定に当たって意見を聴くこととするものである。

○　具体的な意見聴取の対象としては、例は経済産業大臣、文部科学大臣等の関係行政機関の長、労使団体、教育訓練機関関係団体等が挙げられる。

○　なお、本条に規定する計画は、上記のとおり、制度の実施に当たって必要な運営方針を定める性質のものであることから、制定及び変更に当たって、労働政策審議会への意見聴取は不要と整理することとする。

○　このように、計画等の策定に当たって労働政策審議会への意見聴取を不要としている例としては、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 の職業訓練の実施に関する計画、同法第 46 条第 1 項の技能検定の実施計画等の例がある。

○　また、国及び地方公共団体以外の主体が実施する事業に係る認定制度に関連して、国又は地方公共団体において、個別の認定基準とは別に、制度全体の方針を定めている例については、以下のとおり。

・　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）に基づく農業経営の改善及び安定のための計画の認定

→　農業者の組織する団体が同計画を作成し、市町村の認定を受けるもの。

市町村は、同計画が基盤整備計画に即したものであること、当該農業経営の改善及び安定のための計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとすることとされている。

・　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づく処理高度化施設整備計画の認定

→　畜産業を営む者が同計画を作成し、都道府県知事の認定を受けるもの。

都道府県知事は、同計画が、都道府県計画（都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより策定）に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすることとされている。

（参考）

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

（技能検定の実施）

第四十六条　厚生労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する計画に従い、第四十四条第三項の実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）の実施その他技能検定に関する業務で、政令で定めるものを行うものとする。

3　厚生労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央職業能力開発協会に行わせることができる。

4　都道府県知事は、技能検定試験の実施その他技能検定試験に関する業務の一部を都道府県職業能力開発協会に行わせることができる。

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（抄）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並

びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

○　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）（抄）

（基本方針）

第七条　農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

二　処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項

三　家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

四　その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

3　農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県計画）

第八条　都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2　都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。

一　家畜排せつ物の利用の目標

二　整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

三　家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

四　その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

3　都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければな

らない。

4　都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

（処理高度化施設整備計画の認定）

第九条　畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　処理高度化施設の整備の目標

二　処理高度化施設の整備の内容及び実施時期

三　処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

【第５条】認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成について

【趣旨】

本条は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成について規定するものである。

【概要】

○　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が行われることを奨励するため、予算の範囲内において、認定特定求職者職業訓練を行う者に対して助成を行うことができることとする。

○　「助成」の具体的な内容としては、認定特定求職者職業訓練の実施実績に対応した助成金を支給することとしている。

○　当該助成措置については、第 16 条の規定により、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）上の求職活動支援事業（仮称）として行うこととしている。

【第６条】認定特定求職者職業訓練実施者に対する指導及び助言等について

【趣旨】

本条は、新機構による認定特定求職者職業訓練の認定を申請しようとする者（以下「申請予定者」という。）及び認定特定求職者職業訓練実施者に対する情報提供、相談、指導、助言等について定めるものである。

【概要】

○　ここでいう「指導及び助言」とは、認定特定求職者職業訓練がカリキュラムに沿って適切に実施されるための指導、認定特定求職者職業訓練を行う者が受講者である求職者に対して行う就職支援に関する助言等を指す。

○　新機構が職業訓練について従来有してきたノウハウを活用し、訓練内容を就職に結びつけるための技術的な指導及び助言を行うこととするものである。

○　併せて、本法附則において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条（新機構の業務）に、新たに本条の業務を追加する旨の改正を行うこととする。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣法制局第四部長御説明資料）

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局雇用保険課

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
説明資料

1　法案の概要・・・

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

第１　趣旨

○　雇用保険制度においては、雇用失業情勢の急激な悪化や、こうした悪化が非正規労働者の雇用の安定に大きな影響が出ていること等を踏まえ、非正規労働者への適用拡大や、暫定的に就業促進手当の給付額を拡充するなどの措置を講じてきたところである。

○　このような中、依然として厳しい雇用失業情勢等を踏まえると、適切に失業者の生活を保障するとともに、失業者の早期再就職意欲を喚起することによって、労働力の維持、雇用の安定等を図るための早期再就職支援等を行うことが必要である。

○　このため、失業者の就職の促進等を図るために必要な支援を適切に実施するため、失業等給付の見直しを図るとともに、失業等給付に係る雇用保険料の引き下げ等の改正を行うものである。

第２　改正事項

１　雇用保険法の一部改正（第１条関係）

（１）失業等給付の充実・見直し

（ｉ）賃金日額の見直し

失業者に対する「基本手当」の算定の基礎となる「賃金日額」については、直近の賃金分布等をもとに見直しを図り、その下限額等の引き上げを図る。（雇用保険法第１６条、第１７条関係）

（ii）就業促進給付の充実（雇用保険法第５６条の２、附則第９条関係）

①　早期再就職のインセンティブを高めるため支給する「再就職手当」について、支給残日数に係る支給要件を恒久的に廃止するとともに、給付額の引上げを図る。

②　就職困難者の就職等に要する費用として支給する「常用就職支度手当」について、給付額を引き上げている暫定措置の恒久化を図る。

（２）雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し（雇用保険法附則第15条関係）

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、

安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止する。

（３）求職活動を支援する事業の実施（雇用保険法第64条、第65条の２、第66条及び第68条関係）

求職活動支援事業（仮称）を雇用保険による事業として創設し、これを具体化する職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づき、求職者に対し、就職に必要な職業訓練の機会を確保するとともに、必要に応じて訓練期間中の生活支援等を行うため、所要の規定の整備を行う。

２　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（第２条関係）

雇用保険率を、雇用保険の財政状況等を勘案し、現行の１０００分の１９．５から１０００分の１７．５に引き下げる。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条関係）

第３　施行期日

平成２３年８月１日

（ただし、１（２）について、公布日、１（３）について、平成２３年１０月１日、２について、平成２４年４月１日。）

賃金日額の下限額等の見直し（第１６条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

失業者に対して支給する基本手当の額は、離職前最後の６ヶ月間に支払われた賃金の総額を１８０で除した「賃金日額」に給付率５０～８０％を乗じて得た額として算定しているが、

・　最低生活の保障という趣旨に照らし、賃金が高額であった者がいたずらに基本手当に依存しないように、賃金日額の上限額が、

・　低所得者の保護を手厚いものとするために、賃金日額の下限額が、

それぞれ設けられている。

2　見直しの趣旨

賃金日額の上限額等（上限額、下限額及び屈折点（給付率が移行する額））は、毎年、毎月勤労統計における平均定期給与額の増減に応じて自動変更することとなっているが、平成６年・１５年に一定の考え方のもと、法定の額を改定していることから、今般、平成２１年度賃金構造基本統計調査をもとに、法定の上限額等を見直すこととする。

3　下限額・屈折点（低）の具体的見直し方法

現行の賃金日額の下限額は、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満）の下位４％程度の水準となっているが、最低賃金（全国加重平均の場合）で就業した場合の賃金を下回っている。雇用保険の基本手当が失業者の失業期間中の生活を保障することを目的とするものであること等を踏まえると、賃金日額の下限額は最低賃金による就業を上回る額に設定する必要がある。

保険制度としては、賃金日額の下限額が最低賃金を下回らないよう設定する必要があるが、一方、賃金構造基本統計調査で、四分位・十分位の数値が算出されているため、額の算定につき技術的観点も考慮する必要がある。

以上の点を踏まえ、週 20 時間労働に対応する下限額については、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満。短時間労働以外の労働者に係る分布。）の第１十分位点以下の中位数の１/２の額（2,320 円）とすることとする。その上で、屈折点（低）については、下限額（低）の２倍の額である 4,640 円とする。

（参考）

・最低賃金の全国加重平均：時給 730 円

これを賃金日額に換算すると 2,086 円（730 円×20 時間÷７日＝2,086 円）

・2,320 円（改正後の法定の下限額）を時給換算した額は、812 円

賃金日額の上限額の見直し（法第１７条関係）

1　これまでの整理

これまで、賃金日額の上限額について、①「60歳以上65歳未満」の者に係る額と、②「60歳未満」の３年齢区分の者に係る額は、次頁の中段の表のとおり、それぞれ異なる賃金分布にもとづき設定してきた。

しかしながら、定年の引き上げや高年齢者の継続雇用の推進等が図られる中、高年齢者雇用確保措置を講じている企業（51人以上）の割合は97.6%（平成22年（平成18年においては、84.0%））、となる（「高年齢者の雇用状況」集計結果による）等、高年齢者雇用確保措置が義務化された平成18年以後、60歳以上の労働者を取り巻く環境には大きな変化が生じており、60歳以上65歳未満の者について、別途の取扱いをする必要性は薄れている。

2　上限額の具体的見直し方法

こうした状況を踏まえ、各年齢区分の賃金日額の上限額の算出に当たり、「65歳未満」全労働者の賃金分布を元として、「30歳以上45歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に一定割合を乗じた額を、各年齢区分の上限額とする方法とすることとし、「60歳以上65歳未満」の者に係る賃金日額の上限額の設定については、次のとおりとする。

・　各年齢階層の賃金日額の上限額については、現在、賃金構造基本統計調査における、各年齢階層の第３四分位以上の中位数が、「30歳以上45歳未満」の者に係る賃金分布の第３四分位の中位数と比較してどの程度の割合かを把握した上で、一定の範囲内（±10%）の額として決定している。

・　一方、年齢区分ごとに、受給資格者数に占める基本手当日額の上限額を受給する者の割合を見ると、60歳以上が14.7%と、他の年齢区分（29歳以下：1.2%、30歳以上44歳未満：4.6%、45歳以上60歳未満：9.2%）よりも相当高いことから、年齢間のバランスを勘案して、60歳以上の者で、いわゆる上限額に張り付く者の割合が大きく拡大しないように配慮することも必要である。

これらを考慮して、「30歳以上45歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に105/100を乗じた数とする。

	30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
改正前の整理	Ａ×０．９	60歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数（＝A）	Ａ×１．１	60歳以上65歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数

賃構(平成21年)の第3四分位以上の中位数	8,890円(30歳以上45歳未満の額の63.5%)	14,300円	18,550円（30歳以上45歳未満の132.5%)	14,360円（30歳以上45歳未満の102.6%)
改正後の整理	B×0．9	65歳未満の賃金分布の第3四分位以上の中位数（=B)	B×1．1	B×1．05

②屈折点（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）（屈折点（高））の見直し

給付率が逓減給付率から50%に移行する点(高い点。以下「屈折点(高)」という。)については、60歳を境に、60歳以上65歳未満と、60歳未満の年齢区分別に、第3四分位点を算出しそれぞれの屈折点（高）としてきた。

今回の改正においては、上限額と同様の考え方により、60歳以上65歳未満の屈折点（高）について、65歳未満全体の屈折点とすることが基本的には妥当であるが、再就職手当受給者の受給資格決定件数に占める割合（平成21年度）が、60歳以上65歳未満の層が6.8%であるのに対して、他の年齢階層は、29歳未満は18.0%、30歳以上45歳未満は19.7%、45歳以上60歳未満は18.4%と、基本手当によるモラルハザードが、他の年齢区分に比べて特に顕著であることから、別途の取扱いとすることが必要である

※　ＩＬＯ第102号条約において、失業給付の給付率は、前職賃金の100分の45以上であることが要請されている。

このため、具体的には、年齢階層別の上限額が30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に比べて、上下1割以内の範囲で設定されていることを勘案し、60歳以上65歳未満の屈折点（高）については、60歳未満の屈折点（高）である第3四分位点に9／10を乗じて得た数とするものとしたい。

【屈折点】

	60歳未満	60歳以上65歳未満
改正前	60歳未満の賃金分布の第3四分位	60歳以上65歳未満の賃金分布の第3四分位
改正後	65歳未満の賃金分布の第3四分位（=D)	D×0．9

参考：賃金日額の上限額等に係る平成15年改正時等との比較

	30歳未満	30歳以上 45歳未満	45歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
上限額	13,160円 12,290円 12,870円	14,620円 13,650円 14,300円	16,080円 15,010円 15,730円	15,580円 14,540円 15,020円
屈折点 (高)	12,220円 11,410円 11,740円			10,950円 10,230円 10,570円
屈折点 (低)	4,210円 3,950円 4,640円			
下限額	2,140円 2,000円 2,320円			

※　上段：雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）により改正された法定の額

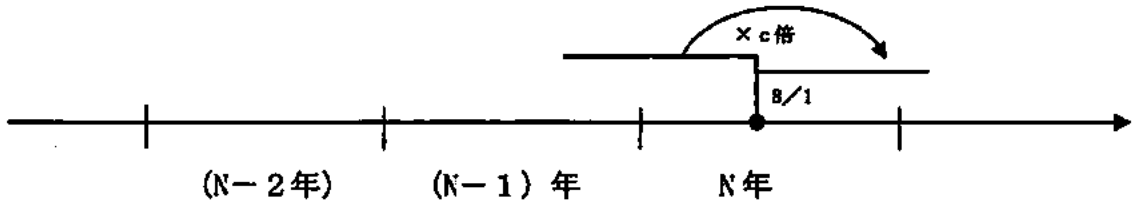
中段：現行適用されている額（平成22年８月１日自動的変更後の額）

下段：平成23年改正案において法定する額

自動変更対象額等の変更の基礎となる年度の「平成２２年４月１日から始まる年度」への改正（第１８条、第１９条及び第６１条関係並びに附則第３条、第４条、第10条関係）

１　現行制度の趣旨・概要

基本手当の日額等の算定の基礎となる賃金日額（賃金日額の上限額、下限額、屈折点の額）は、毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として算定した年度の平均給与額について、当該年度の平均給与額のその前年度の平均給与額に対する上昇又は低下の比率に応じ、当該年度の翌年８月１日以後、賃金日額等を自動変更した額を適用することとしている。



また、法定の額の改正に際しては、N年に、（N－２）年の賃金構造基本統計調査の賃金分布をもとにした額を施行し、N年８月１日以後、（N－２）年度と（N－１）年度の平均給与額の変更率（＝ｃ）を乗じた額を適用している。

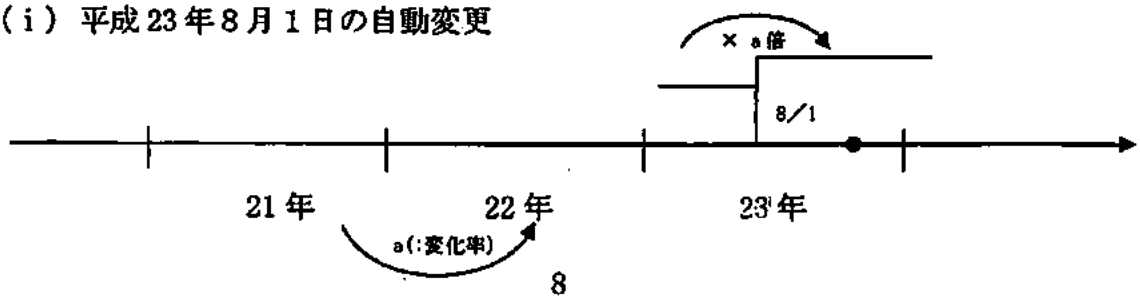
例えば、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正時は、平成13年の賃金分布をもとにした額を、平成15年５月１日から施行し、同年８月１日以後、当該額に平成14年度と平成15年度の平均給与額に応じて自動変更した額を適用した。

２　見直しの趣旨

賃金日額の下限額等の法定の額の改定にあたり、本改正では、自動変更する日（８月１日）と同日に、改定額に係る規定を施行することとしている。

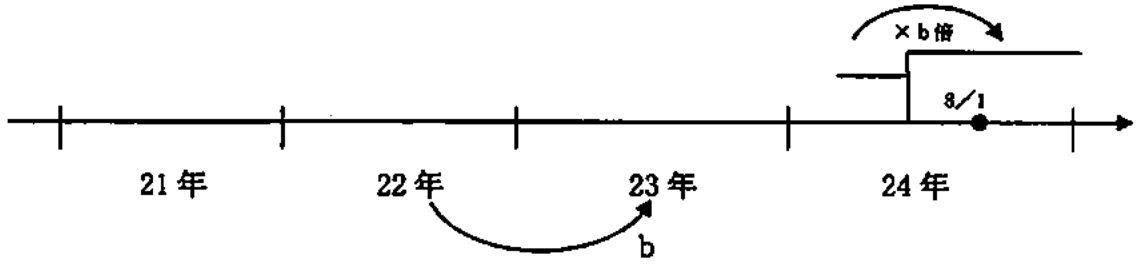
本改正では、平成21年の賃金分布をもとにした額を法に規定することから、２年前の賃金分布をもとにした額を自動変更した額を８月１日以後適用するという整理を踏まえ、施行と同日に、法定の額を自動変更した額を適用することとしたいが、これは前例もなく特殊な事例のため、以下のとおり改正することとする。

（ｉ）平成23年８月１日の自動変更



上述のとおり、今般の改正のように、施行日と同時に法律上の額を自動的変更する前例は存在しないが、これまでの整理を維持するため、平成23年度の自動変更に関しては、平成21年の賃金分布をもとに法定した額に、ａ％（平成22年度と平成21年度の平均給与額の変更率）を乗じた額を平成23年８月１日以降の額として適用する措置を、平成23年度限りの特例措置として附則で措置することとする。（附則第３条関係）

また、平成24年度の自動変更に際しては、平成23年８月１日の自動的変更後の額にｂ％（平成23年度と、平成22年度の平均給与額の変更率）を乗じた額が平成24年８月１日以降の額として適用することとしている。



３　具体的内容

（１）改正法施行日である平成２３年８月１日においては、平成２１年度の平均給与額と平成２２年度平均給与額の変化に応じて自動変更される必要があるため、法改正に伴う経過措置として、雇用保険法の附則で措置することとする。

（２）平成２４年８月１日以降の自動変更は、平成２２年度の平均給与額と平成２３年度平均給与額を比較する必要がある。

このため、上限額等の変更の基礎となる年度として「平成１３年４月１日から始まる年度」を「平成２２年４月１日から始まる年度」に改める。

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額の改定（第１９条及び第６１条関係）

1　制度の趣旨・概要

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額

基本手当の受給者において、内職その他自己の労働による収入がある場合に、基本手当を全額支給することは、失業者の最低生活を支えるという基本手当の趣旨からみて適当ではない。

このため、内職その他自己の労働による実際の収入額が、賃金日額の８０％を超える日について、基本手当日額を減額することとしているところ、労働意欲を減退させないため、収入のうち一定額（※）を控除した額が賃金日額の８０％を超える場合に、基本手当日額を減額する扱いとしている。

（※）現在の法定の控除額である「1,388円」は、平成３年改正時に1,300円に改定したものを、以後、平均給与額の変化に伴い自動変更したものである。

（2）高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額

雇用保険の被保険者として雇用されている60歳以上65歳未満の者について、60歳時点に比して賃金が75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続基本給付金には、支給限度額が設けられており、支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるときには、高年齢雇用継続基本給付金を支給しない扱いとしている。これは、高年齢者であって離職後に再就職できずに基本手当を受給している者との均衡を考慮して設けられた仕組みである。

2　見直しの趣旨

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限（以下「控除額等」という。）は、これまで賃金日額等の法定額を改正する際に改正を行っているところであり、今回も、同様に、控除額等の改定を行うものである。

（※）控除額等については、平成６年及び平成15年改正時においても、賃金日額等の法定の額の改正に合わせ改定を行っている。

3　具体的内容

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額（法定の控除額は1,388円、現在適用されている額は1,295円）を1,388円に、高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（法定の支給限度額は358,800円、現在適用されている額は327,486円）を343,200円にそれぞれ改める。

（2）賃金日額の上限額等と同様の整理にもとづき、控除額等の変更の基礎である「平成13年４月１日」を「平成22年４月１日」に改める。

就業促進手当の給付額の引き上げ（第５６条の３関係）

１　現行制度の概要・趣旨

雇用保険制度は、労働者が失業した場合にその生活の安定を図り、もって失業者の求職活動を容易にしようとするものである。しかしながら、一方で、再就職の機会があってもすぐに就職せずに、給付を受け続ける傾向がないわけでもないことから、早期再就職意欲を喚起するための措置として、就業促進手当を設けている。

その際、労働市場の構造変化に伴い、就業形態が多様化する中、雇用保険制度においても働き方の選択に中立的な制度となる必要があることや、無就業状態であるよりは、何らかの職業に就業し、労働習慣の維持を図るほうが再就職への適応力向上等に効果があると考えられることから、安定した職業以外に早期就職した場合も、一定の手当を支給することとしている。

２　見直しの趣旨

（１）　平成２１年度においては、完全失業率が5.2%（平成20年度：4.1%）、有効求人倍率が0.45倍（平成20年度：0.77倍）となる等、平成20年度と比べて非常に厳しい雇用失業情勢であった中で、受給資格決定件数に占める再就職手当受給者数は、平成２１年度には１７．３％（平成２０年度：１５．８％）となっており、暫定措置の効果は大きいものであると考えられる。

早期再就職促進は、雇用情勢の如何に関わらず重要な課題であり、このような効果を踏まえ、今般、暫定措置を恒久化することに加え、給付額を更に引き上げることとする。その際、支給残日数の所定給付日数に対する割合に応じて給付額を変更する仕組みは早期再就職に向けたインセンティブとして妥当なものであり、支給残日数を３分の２以上残して再就職する場合は、３分の１以上残して再就職する場合よりも大きなインセンティブを付与するという暫定措置の考え方は維持することとする。

（２）　常用就職支度手当は、身体障害者等の就職が困難な者について、再就職の時期が遅いため再就職手当を受けることができないときに支給される点で、再就職手当を補完する関係にあるといえる。このため、今回の再就職手当の見直しと合わせ、給付額の引上げを行っている暫定措置を恒久化することとする。ただし、常用就職支度手当については、早期再就職促進よりもむしろ就職日以後の生活支援に重点が置かれていることを踏まえ、給付額の更なる引上げまでは行わないこととする。

3　具体的内容

【再就職手当について】

所定給付日数の３分の１以上残して再就職した者については、基本手当に支給残日数の５０％を乗じて得た額、３分の２以上残して早期に再就職した者については、基本手当に支給残日数の６０％を乗じて得た額（※）を支給するものとする。

（※）再就職手当の支給額の、支給残日数分の基本手当日額に対する割合については、60％が上限（昭和59年度から平成12年度まで、所定給付日数が300日の者について、支給残日数200日の場合120日分の再就職手当を支給）であったことも考慮し、60％と規定する。

【常用就職支度手当について】

「３０％」から「４０％」に引き上げている暫定措置の恒久化を図る。

雇用保険の国庫負担の本則復帰について
（附則第１５条関係）

１　制度の趣旨・概要

失業等給付に係る国庫負担については、平成１９年度から暫定措置として、法律の本則（１／４）の５５％（１３．７５％）とされているが、平成２２年雇用保険法改正により、原始附則第１５条において「平成２２年度中に検討し、平成２３年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」とされたところである。

これは、「緊急経済対策」（平成２１年１２月８日閣議決定）において、平成２３年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を法律の本則に戻す旨を雇用保険法に規定することとされていることを踏まえたものである。

２　見直しの趣旨

「平成２３年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」とされているが、国の厳しい財政状況等を勘案し、平成２３年度において国庫負担に関する暫定措置を廃止することは難しいが、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで廃止することとするための規定を置くものである。

３　具体的内容

雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで、当該規定を廃止するものとする旨、規定するものである。

※　用例

「引き続き検討を行（う）」の例

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）　抄

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

「できるだけ速やかに、…ものとする」の例

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）　抄

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

雇用保険率の見直し等（徴収法第１２条関係）

1　制度の概要

現在、雇用保険率は労働者の総賃金に対して1000分の19.5（原則。労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第4項）であり、このうち、1000分の16相当が失業等給付に係る保険料収入とされ、事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

ただし、失業等給付に係る保険料とされている1000分の16について、現在は雇用保険率の弾力的変更（注）により、1000分の12相当分を事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

（注）雇用保険率の弾力的変更

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度末の積立金残高に当該会計年度の差引剰余を加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額の２倍を上回り又は１倍を下回った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聞いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第12条第5項）。

2　見直しの趣旨

（１）雇用保険率の見直し

過去の推移を見ると、平成15年に積立金が枯渇しかねない状況を踏まえ、雇用保険制度の安定的運営を確保するために、５年程度の収支を見通した上で、失業等給付に係る保険率については、平成15年改正により、従前の1000分の12から、制度創設以来最も高い水準である1000分の16へ引き上げた。しかしながら、実際の保険料率の推移を見ると、平成19年度以降は、弾力条項の適用により引下げの下限である1000分の12となっている（ただし、平成21年度は１年間限りの暫定措置で1000分の８）。

失業等給付の支出は、景気動向によって大きく変動するものであり、過去においても、平成9年度に約4兆円あった積立金が急速に減少したことがあること、弾力条項の適用により、雇用保険率は±1000分の4の範囲で変更することは可能であること等を考慮し、少なくとも今後5年間程度は雇用保険制度の安定的運営が図られる水準として、現行の1000分の19.5から1000分の17.5に引き下げる（失業等給付に係る保険率を1000分の14にする）こととしたい。

また、農林水産業、清酒製造業、建設業等についても、同様に保険料率を1000分の２ずつ引き下げることとしたい。

（２）その他

求職活動支援事業（仮称）に係る費用を、失業等給付に係る保険料収入分から支出するにあたり、所要の規定の整備を行う。

雇用保険法の改正に伴う経過措置の要否（改正法附則第２条から第12条関係）

○　第16条	附則第２条において経過措置を規定。
○　第17条	附則第２条において経過措置を規定。
○　第18条	附則第３条において経過措置を規定。
○　第19条	附則第４条において経過措置を規定。
○（第37条第３項）	附則第５条において経過措置を規定。
○（第37条の４）	附則第６条において経過措置を規定。
○（第40条）	附則第７条において経過措置を規定。
○　第56条の３	附則第８条において経過措置を規定。
○（第61条）	附則第９条において経過措置を規定。
○　第61条第７項	附則第10条において経過措置を規定。
○（第61条の２）	附則第９条において経過措置を規定。
○（第61条の４）	附則第11条において経過措置を規定。
○（第61条の６）	附則第12条において経過措置を規定。
○　附則第９条	附則第８条において経過措置を規定。
●　第64条	本改正法により創設する求職活動支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要。
●　新第65条の２	同様
●　第66条	同様
●　第68条	同様
●　附則第15条	検討規定のため、経過措置は不要。

※（　）は改正対象となっていないものの、経過措置が置かれている条項である。

基本手当の日額等に関する経過措置（附則第２条関係）

1　今回の改正における基本手当の日額等に関する経過措置

本改正法による改正前の賃金日額を基礎とした基本手当日額の支給対象を明らかにする必要があるが、その取扱は、「２　前回改正時の整理」にならい、

- 法の施行前の離職者の、施行前の期間に係る日額は、なお従前の例による。
- 自動変更額が適用された後の期間については、全ての受給資格者に、自動変更した後の額を適用する。

こととする。

	平成23年7月31日までの日額	平成23年8月1日以後の日額
改正法の施行日前に離職した者	改正法による改正前の賃金日額を基礎とした基本手当	改正後の法定の賃金日額を、附則により自動変更した額を基礎とした基本手当
改正法の施行日以後に離職した者		

2　前回改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）により、賃金日額の下限額等の法定の額を改正した際には、施行日前の離職者については、「なお従前の例による」との規定により、法の施行前の期間及び法の施行後（自動変更の前）の期間について、改正法による改正前の賃金日額が適用されたが、自動変更後は、施行日以後の離職者と同様に、自動変更後の額が適用されている。

	平成15年4月30日までの日額	平成15年5月1日以後の日額	平成15年8月1日以後の日額
改正法の施行日前に離職した者	改正法による改正前の賃金日額を基礎とした基本手当	改正法による改正前の賃金日額を基礎とした基本手当	改正後の法定の賃金日額を自動変更した額を基礎とした基本手当
改正法の施行日以後に離職した者		改正後の法定の賃金日額を基礎とした基本手当	

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律31号）　抄

附　則

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

就職支援事業に係る特別会計に関する法律における規定の整備
（附則第１４条関係）

1　制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成１９年法律第２３号）第９６条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

2　改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「求職活動支援事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

2　具体的内容

（１）歳入及び歳出（特別会計法第９９条）

就職支援事業の実施に伴い、雇用勘定における歳出として、求職活動支援事業費分を明記する必要がある。

（２）一般会計からの繰入対象経費（特別会計法第１０１条）

就職支援事業に要する費用については、その一部を国庫負担で賄うこととしていることから、一般会計から雇用勘定への繰入対象経費として、求職活動支援事業に要する費用を国庫が負担するものとする。

（３）雇用勘定における積立金について（特別会計法第１０３条）

年度の失業等給付に係る保険料収入と失業等給付に係る費用の収支が黒字の年度においては、その残余分について、失業等給付に充てるため必要な額を積み立てるものとされている。これは、雇用失業情勢の変動によって、額の変動を受けやすい失業等給付について、必要な額を積み立てておくことによって、制度の安定的な運営を図る趣旨のものである。

今般創設する就職支援事業については、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、当該事業の安定的運営に図るために必要な額についても、残余の生じる年度においては、積み立てることができるように改める等の措置を講じるものである。

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十二年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十二年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十二年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

第六十四条　削除

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（事業等の利用）

第六十五条　前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

四　就職支援事業については、当該就職支援事業（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による求職者訓練受講支援給付に限る。）に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内におい

（事業等の利用）

第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によって、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一　日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一

二　日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一

三　雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内におい

て、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

第九条　削除

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

て、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額及び就職支援事業（第六十四条第二項第一号の規定により行う助成及び給付をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）

項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（	（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（

雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費（以下「失業等給付費等」という。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費等並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円未満」を「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に、「四千二百十円以上一万九百五十円以下」を「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百

四十円以上四千二百十円未満」を「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に改める。

第十九条第一項中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、「平成十三年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号中「かつ四十五日以上」を「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」に改め、同項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十五条中「第六十二条及び第六十三条」を「前三条」に改める。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業については、当該就職支援事業（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による求職者訓練受講支援給付に限る。）に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「において、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を加える。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十一・五」を「千分の十九

・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「及び第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「及び就職支援事業（第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付をいう。以下この項において同じ。）に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定　この法律の公布の日

二　第一条中雇用保険法第六十四条の改正規定、六十五条の次に一条を加える改正規定、六十六条及び六十八条の改正規定並びに附則第十四条の規定　平成二十三年十月一日

三　第二条及び附則第十三条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

第三条　平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更については、厚生労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成二十三年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動変更対象額を変更しなければならない。この場合における同項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額とみなす。

2　前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（平成二十三年度における控除額の変更に関する経過措置）

第四条　平成二十三年度における控除額（新雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額をいう。）の変更については、厚生労働大臣は、新雇用保険法第十九条第三項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下

るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、平成二十三年八月一日以後の新雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更しなければならない。この場合における同号に規定する控除額の変更は、新雇用保険法第十九条の規定の適用については、同条の規定による同条第一項第一号に規定する控除額とみなす。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第六条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条（改正法第一条の規定による改正前の第十

七条第四項第二号を除く。）」と、同条第二項中「第十七条第四項第二号ニに掲げる額」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額」とする。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第二項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の額に関する経過措置）

第八条　旧受給資格者、旧特例受給資格者又は旧雇受給資格者であって、施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当の額については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付の額に関する経過措置）

第九条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の額については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における支給限度額の変更に関する経過措置）

第十条　平成二十三年度における支給限度額（新雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額をいう。）の変更については、厚生労働大臣は、同条第七項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、平成二十三年八月一日以後の同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更しなければならない。この場合における同号に規定する支給限度額の変更は、同条及び新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、新雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額とみなす。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第十一条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第十二条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険率に関する経過措置）

第十三条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十四条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百三条第三項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業（以下「失業等給付費等」という。）」を加え、同条第五項中「失業等給付費」を「失業等給付費等」に改める。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）……二
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第六条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項……三
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……七

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）（P：求職者支援関係の改正については未反映）……九
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……九

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第六条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条（改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一　一年以上　五十日 二　一年未満　三十日 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一　一年以上　五十日 二　一年未満　三十日 2　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢受給資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号ニに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額。）を超えるときは、その額を賃金日額とする。 3～5　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　三十日 二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　三十日 二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了

した日までの日数

5～7　（略）

した日までの日数

5～7　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　三十日 二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数 5・6　（略）	一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　三十日 二　当該休業を終了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における当該休業を開始した日又は休業開始応当日から当該休業を終了した日までの日数 5・6　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）（P：求職者支援関係の改正については未反映）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

就職支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

1　現行の附帯事業について

○　雇用保険法では、現在、附帯事業として「雇用安定事業」（雇用保険法第６２条）及び「能力開発事業」（第６３条）を行っているが、

①　当該事業によって対策を講じようとする諸問題は、我が国の企業における雇用賃金慣行その他企業の行動に起因するところが多く、その解決を図ることは、事業主の共同連帯の責任で解決することが適当であること

②　当該事業の実施によって企業が一定の利益を受けることとなること

から、事業主のみの拠出により、事業主に対する給付を行っている。

○　具体的には、「雇用安定事業」は「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を、「能力開発事業」は「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」を目的として実施している。

2　就職支援事業について

○　近年、労働市場においては、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が３割を超え、失業者に占める長期失業者の割合も、すう勢的に上昇している。

○　こうした雇用失業情勢を踏まえ、特に非正規労働者に対するセーフティネット強化のため、平成２１年、２２年に雇用保険法を改正し、雇用保険の適用範囲の拡大や、受給資格要件の緩和等を行ってきたが、短期に離職することにより受給資格を満たさない者、受給期間が終了しても再就職できない者が依然存在することから、これらの者の就職を支援する必要性が高まっている。

○　このため、職業訓練の実施を主とした支援事業を行うこととするが、

①　当該事業によって対策を講じようとする問題は、国、事業主、労働者の共同連帯の責任で解決することが適当なものであり、

②　職業訓練の実施による労働者の能力の開発及び向上の利益は、労働者のみならず、ひいては事業主、国も受益することになること

から、従来の雇用安定事業、能力開発事業とは性質を異にするものである。

○　また、支援の対象となる者は、

①　基礎的な知識及び技能の付与に重点を置いた職業訓練が必要であること

②　長期失業等のため生活に困窮している可能性が高いこと

から、新たな事業は、「能力の開発及び向上」を一義的な目的と位置付け基礎的な能力を有する者向けの職業訓練を実施する「能力開発事業」ではなく、これを更に発展させたものとする必要がある。

○　すなわち、「能力の開発及び向上」という目的は共通するものの、「就職の支援」を一義的な目的と位置付け、基礎的な知識及び技能の付与に重点を置いた職業訓練の実施及び必要な者に対する訓練期間中の生活支援給付を行う事業とするものである。

○　さらに、これらの支援の対象となる者は、事業主に雇用されていないため、具体的な政策実現手段としては、従来の雇用安定事業、能力開発事業と異なり、求職者本人に直接行うしかないものである。

○　このように、今般新たに実施する事業は、その性質、一義的な目的及び実現手法において、従来の雇用安定事業及び能力開発事業とは異なった、能力開発事業を発展させた事業であり、雇用保険法においては、他の保険制度と異なり附帯事業について事業ごとに条を分けて規定していることも踏まえ、別の条として規定することとしたい。

※　昭和５２年の雇用保険法改正において、従来「雇用改善事業」として行われていた事業を発展させる形で「雇用安定事業」を実施することとし、「失業の予防」という目的が重複するにもかかわらず両事業を別条で規定した例がある。

<table>
<tr><td rowspan="2">（雇用安定事業）【第６２条】
・失業の予防
・雇用状態の是正
・雇用機会の増大
・その他雇用の安定</td><td>（能力開発事業）【第６３条】
・能力の開発及び向上
（手段；職業訓練の実施）</td></tr>
<tr><td>（就職支援事業）【第６４条】
・就職の支援
発展
（手段；職業訓練の実施＋生活支援給付）</td></tr>
</table>

※　「能力の開発及び向上」という目的で重複する面はあるものの、性質、一義的な目的、実現手段が「能力開発事業」とは異なる事業として位置付けられる。

法案全体の構成、各章の名称について

1．法案全体の章立て、構成について

（1）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

（2）法案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として（1）①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。

（3）実体的規定の規定順については、

① 本制度の中心が職業訓練であることからこれを最初に、

② その間の生活を支援するための給付は、職業訓練受講のための支援であることからこれとセットとして次に規定し、

③ 最後に、給付の有無に関わらず、訓練受講者に全員に対して実施するものとして、特定求職者に対する就職の支援等を規定することとする。

（4）本法律案は規定数が 23 条であり、最近の同規模の立法例が章のみで構成されていることを踏まえ、章立てとする。

※ 全体が 20 条程度で章のみで構成される最近の立法例

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（20 条）
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）」（23 条）
- 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）」（30 条） 等

2．各章の名称について

（1）第２章

本章は、認定特定求職者職業訓練の認定、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等、いずれも当該訓練に関する規定で構成されることから、「認定特定求職者職業訓練」とする。

（2）第３章

本章は、求職者訓練受講支援給付の支給、給付制限、不正受給の場合の返還命令等、いずれも求職者訓練受講支援給付に関する規定から構成されていること、雇用保険法の給付に係る章の標題の例を踏まえ、「求職者訓練受講支援給付」とする。

○雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）

第一章・第二章　（略）

第三章　失業等給付

第一節　通則（第十条―第十二条）

第二節　一般被保険者の求職者給付

第一款　基本手当（第十三条―第三十五条）

第二款　技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）

第三款　傷病手当（第三十七条）

第二節の二　高年齢継続被保険者の求職者給付（第三十七条の二―第三十七条の四）

第三節　短期雇用特例被保険者の求職者給付（第三十八条―第四十一条）

第四節　日雇労働被保険者の求職者給付（第四十二条―第五十六条の二）

第五節　就職促進給付（第五十六条の三―第六十条）

第五節の二　教育訓練給付（第六十条の二・第六十条の三）

第六節　雇用継続給付

第一款　高年齢雇用継続給付（第六十一条―第六十一条の三）

第二款　育児休業給付（第六十一条の四・第六十一条の五）

第三款　介護休業給付（第六十一条の六・第六十一条の七）

第四章～第八章　（略）

（3）第４章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、本制度の対象となった特定求職者の就職への努力に係る規定で構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「特定求職者の就職の支援等」とする。

目的規定について（第１条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

㋑　基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

②　訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③　公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

（２）また、本法律案の内容が、雇用保険法の新たな附帯事業として実施する「就職支援事業」の具体的内容を規定したものであることを踏まえれば、目的規定は、雇用保険法の目的規定の範囲内とすることが適当である。

２．「職業訓練の実施」について

（１）今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

（２）また、国が行う公共職業訓練等も求職者訓練受講支援給付の対象となる。

（３）これらを捉え、「職業訓練の実施」と規定する。

３．「受講を支援するための給付」について

求職者訓練受講支援給付の性格は「訓練受講中の生活を支援するもの」であるが、これは究極的には訓練受講のためであることを捉え、労働政策としてより適当な規定ぶりとして「受講を支援するための給付」と規定する。

４．「等」について

目的規定においては、求職者支援制度を構成する主な施策のうち、雇用保険法の就職支援事業として位置付ける求職者訓練受講支援給付、認定特定求職者職業訓練を明記することとし、公共職業安定所による就職支援については「等」とするものである。

５．「その就職を支援し」について

本法律案の直接の目的は、求職者の就職の支援であることから、その旨を規定する。

6．「雇用の安定を図ることを目的とする。」について

（1）他の労働関係法令の例を踏まえ、本制度の直接の目的である「就職の支援」により達成される高次の目的を規定するものである。

（2）労働関係法令において、高次の目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

が考えられるが、「雇用の安定」が雇用に結びつけることに主眼を置いているのに対し、「職業の安定」は職に就いた後その職に満足して取り組むことに、「福祉の増進」は労働者の保護に、それぞれ主眼を置いている。

（3）今回の法律案は、就職の支援を目的としており、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」と規定する。

（4）なお、「生活の安定」を用いる例も僅かにあるが、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）等、生活に直結する施策に係る場合に限られる。

特定求職者の定義について（第２条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、職業訓練の実施等により、その就職を支援する制度であるから、求職者が労働の意思及び能力を有していることが大前提となる。このため、これを柱書きに規定する。

（２）その上で、雇用保険の失業等給付を受給できない者、すなわち、雇用保険の被保険者又は受給資格者でないことが次の前提となる要件であることから、これを一号イとして規定する。

（３）また、雇用保険の失業等給付を受給できない者の中には、そもそも雇用保険の適用が除外されている者もおり、その中には、例えば、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の規定に基づく失業等給付相当を下回っており、国家公務員退職手当法第 10 条の規定に基づき失業者の退職手当が支給される者等、雇用保険の受給資格者又は被保険者相当の者として本制度の対象外とすることが適当な者もいるところ、これらの者を除外することができるよう「被保険者又は受給資格者でない者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの」を、第一号ロとして規定する。

（４）労働の意思及び能力を有していることは、（１）のとおり、本制度により認定特定求職者職業訓練を受講し、必要に応じて給付の支給を受ける大前提であるが、これを外形的に把握することは困難であることから、公に認定し把握するため、公共職業安定所に求職の申込みをしたことを要件とすることとし、第二号として規定する。

２．厚生労働省令で定める者について

P

職業訓練の名称について（第３条関係）

１．名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 特定求職者を対象とするものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定特定求職者職業訓練」とする。

２．認定を受けたものであることについて

（１）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」又は「指定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条。以下「能開法」という。）第24条第１項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第３項）
- 同法第26条の３第１項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第26条の５第１項）

（２）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

３．特定求職者を対象とするものであることについて）

（１）能開法上の職業訓練又は雇用保険法上の教育訓練において、その名称に対象者の類型を付した例は見られない。

（２）これについては、能開法は労働者全般に対する職業訓練の在り方を規定した法律であり、求職者支援法が特定求職者を対象としていることとは位置づけが異なるものである。

（３）また、仮に訓練名称に対象者を明示しない場合又は「特定求職者」ではなく「求職者」という文言を付する場合、訓練の対象として本来想定している範囲を超えるかのような印象を与えるおそれがある。

（４）このため、求職者支援法上の認定に係る訓練については、法律が特定求職者に対するものとして置かれていることを踏まえ、対象者である「特定求職者」の文言を明示することとする。

４．職業訓練であることについて

（１）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練としては、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条第1項に規定する適応訓練
- 同法第20条第5号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
- その他、雇用以外の分野（教育、福祉、防衛等）の法令に規定される各種の訓練

等がある。

（2）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付することとする。

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせることについて（第３条関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

（１）認定求職者支援訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。

（２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

（３）また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

（４）なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

（５）これらの認定業務と併せ、訓練を実施しようとする者や認定を行った訓練を実施する者に対する適切な指導、援助等を行うことについても、職業訓練に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

２．参考とした例

（１）法律上、大臣が行うこととされている認定、指定等を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成４年法律第51号）第121条の２の特定計量証明認定機関の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（２）このほか、大臣が、独立行政法人に、その指定する者に認定を行わせる例として、

・　自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 24 条第 1 項の自然公園への立入の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例
・　漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 8 条の動力漁船の工事完成後の認定を、農林水産大臣がその指定する者に行わせることとしている例

がある。

認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について（第４条関係）

１．認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について

（１）認定特定求職者職業訓練の各年度の実施規模や、重点的に実施すべき訓練分野等については、各時期における特定求職者の規模や訓練ニーズの状況も踏まえて決定していく必要がある。

（２）これらをあらかじめ厚生労働大臣が計画として定め、公にすることによって、民間教育訓練機関においても計画的、効率的に、認定特定求職者職業訓練を実施することが可能となる。

２．関係者の意見を聴くことについて

（１）当該計画は、各年度における認定特定求職者職業訓練の制度の運用の在り方について定めるものであることから、労働政策審議会の意見を聴くことを要しないものと整理することとする。

（２）一方、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施するため、新規成長分野や雇用が見込まれる分野に係る訓練、地域の求人ニーズを踏まえた訓練等を認定していく必要があり、このように重点的な供給が必要な訓練分野を検討するに当たっては、あらかじめ関係行政機関の長（経済産業大臣、文部科学大臣等）、労使団体、訓練実施機関関係者等（以下「関係者等」という。）の意見を聴いて、目標とすべき実施規模やその配分等を定めることが効果的であることから、これら関係者等への意見聴取については、規定することとする。

３．参考とした例

（１）このように、個別の認定に当たって、制度に係る計画に即したものであるか否かその他の基準等に沿って判断することとしている例としては、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第５条の農業経営の改善及び安定のための計画の認定の例（※）がある。

※　市町村が、その計画が当該市町村の定める基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとするもの。

（２）このほか、個別の認定に当たって、計画に即しているかを要件とする仕組みとしては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第46条に規定する認定保護増殖事業の例がある。

（３）厚生労働大臣による計画策定に当たって労働政策審議会への意見聴取を法定していない例としては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７の職業訓練の実施に関する計画の例がある。

給付について（第７条関係）

１．給付の名称について

（１）求職者支援制度における給付の名称については、

① 求職者が訓練を受講できるよう訓練期間中の生活を支援するための給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）このため、訓練期間中の生活の支援の目的が訓練受講のためであることを捉え、これを「訓練を受講するための支援」とし、「求職者が訓練を受講することを支援するための給付」という観点から、給付の名称を「求職者訓練受講支援給付」とする。

２．支給要件、額及び給付期間を厚生労働省定めとする理由について

（１）本法律案の内容は、雇用保険法の新たな附帯事業として実施する「就職支援事業」の具体的内容を規定したものであり、雇用保険法における技能習得手当等の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていること等を踏まえ、本法案においても厚生労働省令で定めるものである。

（２）なお、支給要件を定める厚生労働省令では、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

（３）額を定める厚生労働省令では、10万円を定めることを想定している。

（４）給付期間を定める厚生労働省令では、原則として訓練１回（連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）には２回目の訓練を含む。）について２年を限度とすることを定めることを想定している。

３．給付を支給しない期間を６年としていることについて

（１）就職支援という本制度の趣旨を踏まえれば、際限なく訓練を受講でき、又は給付を受給することができることとすることは、早期就職意欲の喚起を阻害するおそれがあることから適当でない一方、本制度の給付を受ける必要性は繰り返し生じ得るため、一定期間経過後には再度受給することができるような仕組みとすることが必要である。

（２）このため、訓練開始日から過去６年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた別の認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の期間の初日がある場合等は、原則として、求職者訓練受講支援給付は支給しないこととする。

（３）ここで、「６年」としているのは、本制度が訓練受講後早期に就職することが期待される制度であり、パートタイム労働者の平均継続就業期間のデータを踏まえれば、受給開始後すぐに就職した者であっても６年は就業が期待できることを踏まえたものである。

※　平均継続就業期間６．４年　（平成１９年就業構造基本調査）

（４）なお、特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合としては、

①　連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）

②　認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の初日から求職者訓練受講支援給付の支給を受けない場合

③　過去６年以内に、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の初日以外から求職者訓練受講支援給付の支給を受けていた場合

等を定めることを想定している。

返還命令等について（第10条関係）

1．返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

① 求職者訓練受講支援給付は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること

② 求職者訓練受講支援給付は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び2倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

2．他の制度の例

（1）返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の2倍に相当する額以下の金額となっている。

（2）また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の1倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

受給権の保護、公課の禁止、時効について（第11条、第12条及び第17条関係）

1．受給権の保護について

（1）求職者訓練受講支援給付は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講できるよう訓練期間中の生活を支援するための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。

（2）類似の給付について受給権の保護が図られている例としては、雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく職業転換給付金がある。

2．公課の禁止について

（1）求職者訓練受講支援給付は、求職者が訓練を受講できるよう訓練期間中の生活を支援するための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。

（2）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、雇用対策法に基づく職業転換給付金がある。

3．時効について

（1）本法における金銭の徴収権、求職者訓練受講支援給付を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。

（2）類似の給付について時効を設けている例としては、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく失業等給付がある。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第４条関係）

１．改正の概要

（１）現行の厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号。以下「設置法」という。）第４条第１項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第 63 号から第 65 号までにおいて、それぞれ

① 公共職業訓練に関すること。

② 技能検定に関すること。

③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第４条第２項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

が規定されているところ。

（２）本法附則において、設置法第４条第１項を改正し、同項の所掌事務に新たに第 63 号の２として「認定特定求職者職業訓練に関すること。」を加えることとする。

（３）併せて、同号の事務を、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

２．規定位置について

（１）新たな所掌事務については、設置法第４条第１項第 63 号の次に第 63 号の２として規定することとする。

（２）現行の設置法第４条第１項においては、まず、国が所掌する制度についての規定（職業訓練、技能検定）を挙げ、次に事業主等が独自に行う職業能力開発の奨励についての規定を挙げている。

（３）今般追加する事務については、国が個別法に基づき運営する職業訓練についての事務であり、また、職業訓練に関する内容であることから、設置法第４条第１項第 63 号（公共職業訓練に関すること）の次に規定を置くことが適当と考える。

３．名称について

（１）「認定特定求職者職業訓練」という名称は、本法において独自に規定されるものであるが、現行の設置法第４条第１項第 63 号の「公共職業訓練」及び同項第 64 号の「技能検定」についても、職業能力開発促進法において規定される用語であるところ、根拠法律を引用していないところ。

（２）これらの例にならい、「認定特定求職者職業訓練」についても、その根拠法令を引用せず規定することとする。

４．都道府県労働局に分掌させる事務について

設置法第４条第１項第63号の２に掲げる事務のうち設置法第21条第１項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

・　第４条第１項の計画の各管轄区域内の関係者への周知

・　第５条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者への助成

を想定している。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）（第七条―第十二条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援等（第十三条・第十四条）
第五章　雑則（第十五条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もつて特定求職者の雇用の安

定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　次のいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条に規定する被保険者又は同法第十五条第一項に規定する受給資格者

ロ　イに掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの

二　公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしている者

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条第一項の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得に

よる職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、認定特定求職者職業訓練を行う者によって特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者及びその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期

間について、厚生労働省令で定める期間を限度として求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　求職者訓練受講支援給付は、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日から起算して過去六年以内に認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間について求職者訓練受講支援給付の支給を受けたことがあるものに限る。）の期間の初日がある特定求職者には、支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等への出席状況その他の状況を勘案し、求職者訓練受講支援給付を支給することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給しない。（P）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、

求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

（返還命令等）

第十条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対

し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十一条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　特定求職者に対する就職の支援等

（就職支援計画（仮称）の作成）

第十三条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求

職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、公共職業安定所が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（就職への努力）

第十四条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供等を受けることその他誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（雇用保険法との関係）

第十五条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（労働政策審議会への諮問）

第十六条　厚生労働大臣は、第七条第一項の基準若しくは第三項の場合を厚生労働省令で定めようとするとき又は第十条第一項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（時効）

第十七条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第十条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十八条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者の資産及び収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に、必要な事項の報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（認定特定求職者職業訓練が第三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

5　機構は、前項の規定により同項の立入り、質問又は検査をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

6　第二項の規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第二十条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十一条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十八条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

三　第十九条第一項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十二条　特定求職者であって認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受け、若しくは受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十九条第一項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十三条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第三条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前にお

いても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条第一項の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条第一項の規定により定められた計画とみなす。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第四条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第九条第一項第四号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」の下に「、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）」を加える。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

※　その他の規定の要否については検討中。

理　由

非正規労働者や長期失業者の増加等に伴い、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者の就職を支援し、その雇用の安定を図るため、当該求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受ける期間についてその受講を支援するための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）等

用例集

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）関係】

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第一条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金

を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義された文言の定義を目的規定で規定していない例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「訓練を受ける期間」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「必要に応じて」

○　身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（法の目的）

第一条　この法律は、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

・「～を支援するための・・・」

○　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（目的）

第一条　この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【第一条及び第二条関係】

・　定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・　定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保

を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もつて野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

【第二条関係】

・構文の例

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（定義）

第二条

2　この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体

二　造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三　前号に掲げる者の組織する団体

四　前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

【第三条第一項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・略称のない計画を「第〇項の計画」として引用する用例

〇道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

第四条　政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一・二　（略）

2　機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

一～五　（略）

3～10　（略）

○国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）

（国民の意見を反映した管理経営の実施）

第六条　政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2　政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

・「就職に必要な」の例

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（地域雇用開発のための事業）

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2　（略）

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（失業の認定）

第十五条　（略）

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一・二　（略）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　（略）

2　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

○　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・「…計画に即して」の用例

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2～4　（略）

・　認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　（略）

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（表示等）

第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）

第六条　（略）

2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）

第九条　（略）

2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第三条第三項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定め

る事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させるこ

とができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

【第四条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であ

つて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標
二　生態系維持回復事業を行う区域
三　生態系維持回復事業の内容
四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第五条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三　定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四　雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五　（略）

・「助成を行う」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（中央協会に対する助成）

第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）

第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）

（地方公共団体の出資等）

第二十一条　（略）

2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。

3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　（略）

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

3　（略）

○　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）

（移転の補償等）

第五条　（略）

2　（略）

3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・使途を特定しない金銭について「予算の範囲内」で交付するとしている例

○　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）

（労働保険事務組合に対する報奨金）

第二十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

○　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）

（奨励金等）

第十一条　政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

（奨励金等）

第十九条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）

第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（交付金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】

・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例

○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）

（認定基準等）

第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一～六　（略）

2～7　（略）

（助言及び指導）

第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

（認定の基準）

第三条　都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一～八　（略）

第七条　地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第十六条　一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3～8　（略）

9　都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）

第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）

（国等の援助等）

第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

（国等の援助等）

第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（指導及び助言）

第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

（指導及び助言）

第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（指導及び助言）

第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

（指導及び助言）

第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（指導及び助言）

第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うものとする。

2・3　（略）

○　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）

第七条　（略）

2～4　（略）

5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第

七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・給付金の種類が一つで、「～は、・・・給付を支給する。」としている例

○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）

（特別障害給付金の支給）

第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「その属する世帯の他の世帯員の所得の状況・・・その他の事情を勘案して～令で定める基準に該当する場合に」

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（支給認定等）

第五十四条　市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

・「～場合に、受ける期間について・・・支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2～5　（略）

・「期間（・・・を限度とする。）」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（支給の期間及び日数）

第二十条

2　受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことその他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から

当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）」とあるのは「基準日」とする。

・「令で定める期間を限度として」

○　公害健康被害の補償等に関する法律
（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）
（遺族補償費の支給）
第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。
2　（略）
3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。
4・5　（略）

・給付の種類が省令で規定されている例

○　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）
（技能習得手当の種類）
第五十六条　技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。

・給付額が省令で規定されている例

○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
附則
（障害前払一時金及び遺族前払一時金）
第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

・「・・・は～には、支給しない。」

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

第七十六条　遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族厚生年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

・「・・・日から起算して過去○年以内に」

○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）

（支度料）

第三十九条

2　本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

【第八条関係】

・給付を受給できない期間を省令で定めている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就業促進手当）

第五十六条の三　（略）

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3～5　（略）

・保険制度以外で給付制限を設けている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

【第九条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

【第十条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行

為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第十一条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【第十二条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（公課の禁止）
第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

【第十三条関係】
・時効を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（時効）
第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十四条第一項関係】
・構文の例
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）
（計画の作成）
第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。
一～四　（略）
2　（略）

・「就職」、「支援」を規定している例
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
附　則
（給付日数の延長に関する暫定措置）
第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

・「公共職業安定所が行う・・・職業指導」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付日数を延長した場合の給付制限）

第二十九条　訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

【第十五条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第十六条関係】

・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第十七条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基

準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。

【第十八条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（調査の嘱託及び報告の請求）

第二十九条　保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

○　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）

（資料の提供等）

第三十条　都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第九条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2・3　（略）

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例

○　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

（報告及び検査）

第五十四条　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌

処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　（略）

6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

・「機構（独立行政法人）は、～報告を求めることができる。」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構（※）は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提

出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（※：独立行政法人環境再生保全機構）

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第五十五条　機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

（公務所等への照会）

第八十一条　厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（資料の提出等）

第五十二条　（略）

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

【第十九条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第二十条関係】

・厚生労働省令への委任に係る規定

（厚生労働省令への委任）

第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十一条関係】

・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【第二十二条関係】

・独立行政法人が行う立入検査等に係る罰則を規定している例

第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～八　（略）

九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

十～十二　（略）

【附則第二条関係】

・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第百八十条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

【附則第三条関係】

○「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」

という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【附則第四条関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○　通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

・省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）

六十三　公共職業訓練に関すること。

六十四　技能検定に関すること。

六十五～百十一　（略）

2　（略）

【雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案関係】

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例

・附帯事業において、その費用を国が負担している例

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

第七十二条の四　国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。）に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第六章　保健事業

第八十二条　保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2　保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3　組合は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。

4・5　（略

○　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

第三章の三　保険料

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第二十九条の七　（略）

2　法第七十六条第一項の規定により市町村が徴収する世帯主に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を

減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。

イ　当該年度における療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。ロにおいて同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

ロ　当該年度における法第七十条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の二の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第七十二条の四の規定による負担金、法第七十四条の規定による補助金、法第七十五条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額

二～十　（略）

3～5　（略）

・附帯事業において、事業間で費用負担の主体が異なっている例
・附帯事業において、事業間で費用を負担する主体の負担比率が異なっている例
・附帯事業において、その費用を国が負担している例
・附帯事業が複数の条で規定されている例

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

第六章　地域支援事業等

（地域支援事業）

第百十五条の四十四　市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

二　被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

三　被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

四　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

五　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

2　市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一　介護給付等に要する費用の適正化のための事業

二　介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業

三　その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

3～6　（略）

（保健福祉事業）

第百十五条の四十七　市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

（都道府県の負担等）

第百二十二条の二　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業に限る。以下「介護予防事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額を交付する。

2　国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防事業を除く。）に要する費用の額に、第百二十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた率を乗じて得た額（以下「包括的支援事業等支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

第百二十三条　（略）

2　（略）

3　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4　都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を交付する。

（市町村の一般会計における負担）

第百二十四条　（略）

2　（略）

3　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を負担する。

4　市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、包括的支援事業等支援額の百分の二十五に相当する額を負担する。

○　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

第六章　保険料

（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条　（略）

2　（略）

3　前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一　介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、地域支援事業に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、法第百四十七条第二項第一号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額並びにその他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合算額

二　法第百二十一条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十四条の規定による負担金、法第百二十二条の規定による調整交付金、法第百二十二条の二並びに法第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものを除く。）の額の合算額

4～7　（略）

雑則規定について

求職者支援法	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）	労働者災害補償保険法
第一章　総則	第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　認定特定求職者職業訓練	第二章　適用事業等（第五条―第九条）	・　労働政策審議会への諮問
第三章　求職者訓練支援給付	・　受給権の保護	第二章　保険関係の成立及び消滅（第六条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援等	・　公課の禁止	第三章　保険給付
・　受給権の保護	第三章　失業等給付	・　受給権の保護
・　公課の禁止	第四章　雇用安定事業等（第六十二条―第六十五条）	・　公課の禁止
第五章　雑則	第五章　費用の負担（第六十六条―第六十八条）	第三章の二　社会復帰促進等事業（第二十九条）
・　雇用保険法との関係	第六章　不服申立て及び訴訟（第六十九条―第七十一条）	第四章　費用の負担（第三十条―第三十二条）
・　労働政策審議会への諮問	・　不服申立てと訴訟との関係	第四章の二　特別加入（第三十三条―第三十七条）
・　時効	第七章　雑則（第七十二条―第八十二条）	第五章　不服申立て及び訴訟（第三十八条―第四十一条）
・　報告等	・　労働政策審議会への諮問	・　不服申立てと訴訟との関係
・　立入検査	・　時効	第六章　雑則（第四十二条―第五十条）
・　厚生労働省令への委任	・　報告等	・　時効
第六章　罰則	・　立入検査	・　報告等
附則	・　厚生労働省令への委任	・　立入検査
	第八章　罰則（第八十三条―第八十六条）	・　厚生労働省令への委任
	附則	第七章　罰則（第五十一条―第五十四条）
		附則

賃金の支払の確保等に関する法律	職業能力開発促進法	
第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　貯蓄金及び賃金に係る保全措置等（第三条—第六条） 第三章　未払賃金の立替払事業（第七条—第九条） 第四章　雑則（第十条—第十六条） ・　労働者災害補償保険法との関係 第五章　罰則（第十七条—第二十条） 附則	第一章　総則（第一条—第四条） 第二章　職業能力開発計画（第五条—第七条） 第三章　職業能力開発の促進 第四章　職業訓練法人（第三十一条—第四十三条） 第五章　技能検定（第四十四条—第五十一条） 第六章　職業能力開発協会 第七章　雑則（第九十一条—第九十九条） ・　雇用保険法との関係 第八章　罰則（第九十九条の二—第百八条） 附則	

附則の規定について

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号） （本法附則）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） （平成１１年改正法附則）
附　則 ・　施行期日（第一条） （略） ・　準備行為（第三十条） （略） ・　検討（第四十七条）	附　則 ・　施行期日（第一条） （略） ・　準備行為（第七十三条） （略） ・　検討（第二百五十条～第二百五十二条） （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六十三条第一項から第五項までの規定　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二　第六十三条第六項の規定　貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三　附則第四十五条の規定　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四　附則第四十六条の規定　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五　第五条第三項及び附則第四十二条から第四十四条までの規定　平成二十年十月一日

（準備行為）

第三十条　国民生活金融公庫等は、国民生活金融公庫法第一条、農林漁業金融公庫法第一条、中小企業金融公庫法第一条及び国際協力銀行法第一条の規定にかかわらず、公庫がその成立の時において業務を円滑に開始するために必要な第四十一条第七号に掲げる業務に係る準備行為その他の準

備行為を行うことができる。この場合において、次の各号に掲げる者が行う準備行為についての監督その他の規定の適用については、当該各号に定める業務とみなす。

一　国民生活金融公庫　国民生活金融公庫法第十八条第一号に掲げる業務

二　農林漁業金融公庫　農林漁業金融公庫法第十八条に規定する業務

三　中小企業金融公庫　中小企業金融公庫法第二十三条の二第一号に掲げる業務

四　国際協力銀行　国際協力銀行法第四十一条第一項第一号に掲げる業務

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条　政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第八七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日

（準備行為）

第七十三条　第二百条の規定による改正後の国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定及び同条第二項の規定による公示は、第二百条の規定の施行前においても行うことができる。

（検討）

第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(14.12.20
参考

就職支援事業（仮称）を現行の二事業と別条立てとする理由について

1　現在の労働市場の状況と雇用保険制度の課題

近年、労働市場においては、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が３割を超え、失業者に占める長期失業者の割合も、すう勢的に上昇している。特に、短期に離職することにより雇用保険の受給資格を満たさない者、受給期間が終了しても再就職できない者について、その就職を支援する必要性が高まっている。

2　現行の附帯事業について

（１）現行の附帯事業の目的

「雇用安定事業」（第６２条）は「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を、「能力開発事業」（第６３条）は「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」をそれぞれ目的として実施している。

（２）附帯事業により対策を講じる諸問題の要因等

我が国の企業における雇用賃金慣行その他企業の行動に起因するところが多く、事業主の共同連帯の責任で解決することが適当であるものを対象としている。

3　新たな附帯事業について

（１）必要性

現在の附帯事業が、事業主の行動に起因する課題を事業主の共同連帯の責任で解決するものであるのに対し、

①　就業経験に乏しいこと

②　基礎的な能力開発の機会が与えられていなかったこと

③　能力開発を行うために必要な生活基盤がないケースが多いこと

といった要因から、事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題が生じてきており、これは、現在の二事業では解決することができないものである。

（２）新たな附帯事業の概念整理

次のいずれにも該当する事業となり、二事業とは別の概念となる。

①　事業主に雇用されていない者に対し、求職者本人に対して直接給付を実施するものであること

（二事業においては、求職者に対する直接給付はない。）

②　事業主に雇用された経験に乏しいか、経験がない者に対して基礎的な知識及び技能の付与を行う能力開発であること

（二事業においては、基本的に雇用された経験がある者に対する能力開発について

助成を行っている。）

③　能力開発のために生活基盤の安定が必要である者に対して支援を行うことで、訓練の実施とあいまって就職の支援を一体的に実施するものであること

（二事業においては、求職者に対する直接給付はなく、また、訓練と就職支援を一体的に行うものはない。）

④　事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題への対処であること

（二事業は、事業主の行動に起因し、事業主の共同連帯の責任で解決すべき課題への対処である。）

（3）新たな条名等について

①　訓練や生活の支援等を一体的に行うことで、「就職の支援」を行うものであることから、「就職支援事業」とする。

※　「能力の開発及び向上」を手段としていることから、能力開発事業と重複するものの、目的が就職にある点で能力開発事業とは異なる。

なお、昭和52年の雇用保険法改正において、従来「雇用改善事業」として行われていた事業を発展させる形で「雇用安定事業」を実施することとした例があるが、この際は「失業の予防」という目的に重複が見られた。

②　なお、雇用保険法においては、附帯事業について、事業毎に条を分けて規定している。

法律名について

1．基本的な考え方

（1）本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 必要な職業能力を高めるための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

（2）このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2．「職業訓練の実施等による」について

（1）①必要な職業能力を高めるための職業訓練の実施、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。

（2）「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

3．「特定求職者」について

（1）今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。

（2）今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

（3）また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。

（4）「特定○○」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

4．「就職の支援」について

（1）本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。

（2）雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※　労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

（3）また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

法律案の全体構成、各章の名称について

１．法律案の全体構成について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

（２）法案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として（１）①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。

（３）実体的規定の規定順については、本制度の中心が、職業訓練とその間の生活を支援するための給付であることから、これを順に規定し、最後に、訓練受講者に全員に対して実施するものとして就職の支援等を規定することとする。

（４）本法律案は本則が 24 条であり、最近の同規模の立法例が章に区分されており節に区分されていないことから、章に区分することとする。

※ 全体が 20 条程度で章に区分される最近の主な立法例

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（20 条）
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）」（23 条）
- 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）」（30 条） 等

２．各章の名称について

（１）第２章

本章は、認定特定求職者職業訓練の認定に関する規定のみならず、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等、認定特定求職者職業訓練に関する規定を集約した構成としており、また、これらの規定内容は、認定と並んでいずれも認定特定求職者職業訓練の制度運営に当たっての重要な要素であることから、「認定特定求職者職業訓練の認定等」といった標題とせず「認定特定求職者職業訓練」とする。

（2）第３章

本章は、求職者訓練受講支援給付の支給、給付制限、不正受給の場合の返還命令等、いずれも求職者訓練受講支援給付に関する規定から構成されていること、雇用保険法の給付に係る章の標題の例を踏まえ、「求職者訓練受講支援給付」とする。

（3）第４章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、本制度の対象となった特定求職者の就職への努力に係る規定で構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「特定求職者に対する就職の支援等」とする。

目的規定について（第１条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

（２）また、本法律案の内容が、雇用保険法の新たな附帯事業として実施する「就職支援事業」の具体的内容を規定したものであることを踏まえれば、目的規定は、雇用保険法の目的規定の範囲内とすることが適当である。

２．「職業訓練の実施」について

（１）今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

（２）また、国が行う公共職業訓練等も求職者訓練受講支援給付の対象となることから、これらを捉え「職業訓練の実施」と規定する。

（３）なお、国が直接実施するわけではないが、目的規定において「実施する」と規定されている例としては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）」第１条等がある。

３．「職業訓練を受けることを容易にするための給付」について

求職者訓練受講支援給付の性格は「訓練受講中の生活を支援するもの」であるが、これは究極的には訓練受講を受けることを容易にすることにつながるものであることを捉え、労働政策としてより適当な規定ぶりとして「職業訓練を受けることを容易にするための給付」と規定する。

４．「等」について

目的規定においては、求職者支援制度を構成する主な施策のうち、雇用保険法の就職支援事業として位置付ける求職者訓練受講支援給付、認定特定求職者職業訓練を明記することとし、公共職業安定所による就職支援については「等」とするものである。

5．「その就職を支援し」について

（1）本法律の直接の目的は、求職者の就職の支援であることから、その旨を規定する。

（2）なお、本法律案は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いことから、雇用量を増大する手段を採る場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等いずれも求職者本人に対する措置であることから、「雇用」に至るまでの過程のうち労働者に着目した「就職」を用いるものである。

6．「雇用の安定を図ることを目的とする。」について

（1）他の労働関係法令の例を踏まえ、本制度の直接の目的である「就職の支援」により達成される高次の目的を規定するものである。

（2）労働関係法令において、高次の目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

が考えられるが、「雇用の安定」が雇用に結び付けることに主眼を置いているのに対し、「職業の安定」は職に就いた後の失業予防の面を含んでおり、「福祉の増進」は労働者の保護の面を含んでいる。

（3）今回の法律案は、就職の支援を目的としており、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」と規定する。

（4）なお、「生活の安定」を用いる例も僅かにあるが、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）等、生活に直結する施策に係る場合に限られる。

特定求職者の定義について（第２条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、職業訓練の実施等により、その就職を支援する制度であるから、求職者が労働の意思及び能力を有していることが大前提となる。このため、これを柱書きに規定する。

（２）その上で、雇用保険の失業等給付を受給できない者、すなわち、雇用保険の被保険者又は受給資格者でないことが次の前提となる要件であることから、これを一号イとして規定する。

（３）また、雇用保険の失業等給付を受給できない者の中には、そもそも雇用保険の適用が除外されている者もおり、その中には、例えば、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の規定に基づく失業等給付相当を下回っており、国家公務員退職手当法第 10 条の規定に基づき失業者の退職手当が支給される者等、雇用保険の受給資格者又は被保険者相当の者として本制度の対象外とすることが適当な者もいるところ、これらの者を除外することができるよう「被保険者又は受給資格者でない者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの」を、第一号ロとして規定する。

（４）労働の意思及び能力を有していることは、（１）のとおり、本制度により認定特定求職者職業訓練を受講し、必要に応じて給付の支給を受ける大前提であるが、外形的に把握することは困難であることから、公に認定し把握するため、公共職業安定所に求職の申込みをしたことを要件とすることとし、第二号として規定する。

２．厚生労働省令で定める者について

P

３．「求職の申込みをしている者」について

（１）求職の申込みをした状態にある者を指すが、申込みをした時期に特段の期限を付していない。

（２）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 48 年法律第 43 号）第 20 条第１号に同様の規定があるが、これは、実務上、求職者登録には有効期限があることから、相当程度過去に求職登録を行った者は排除されることを前提とした規定ぶりと考えられるところ、今回も当該規定に倣った規定ぶりとする。

職業訓練の名称等について（第３条関係）

１．名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 特定求職者を対象とするものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定特定求職者職業訓練」とする。

２．認定を受けたものであることについて

（１）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」又は「指定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条。以下「能開法」という。）第24条第１項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第３項）
- 同法第26条の３第１項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第26条の５第１項）

（２）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

３．特定求職者を対象とするものであることについて）

（１）能開法上の職業訓練又は雇用保険法上の教育訓練において、その名称に対象者の類型を付した例は見られない。

（２）これについては、能開法は労働者全般に対する職業訓練の在り方を規定した法律であり、求職者支援法が特定求職者を対象としていることとは位置づけが異なるものである。

（３）また、仮に訓練名称に対象者を明示しない場合又は「特定求職者」ではなく「求職者」という文言を付する場合、訓練の対象として本来想定している範囲を超えるかのような印象を与えるおそれがある。

（４）このため、求職者支援法上の認定に係る訓練については、法律が特定求職者に対するものとして置かれていることを踏まえ、対象者である「特定求職者」の文言を明示することとする。

４．職業訓練であることについて

（１）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練としては、

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条第1項に規定する適応訓練
- 同法第20条第5号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
- その他、雇用以外の分野（教育、福祉、防衛等）の法令に規定される各種の訓練

等がある。

（2）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付することとする。

（3）なお、「職業訓練」及び「教育訓練」については、いずれも法律上の定義は存在しないところ、「職業訓練」は労働者（求職者を含む。以下同じ。）が職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得することを目的として行われるものを指すのに対し、「教育訓練」は、労働者に限らず幅広い対象者に対する教育を目的として行われるものを指すという概念上の違いがあるところ、本法における訓練は、その対象者及び目的について前者に当たることから、「職業訓練」として整理することとするものである。

また、職業訓練の実施主体としては、既存の法律においては国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構等の公的主体が主に規定されているところ、職業訓練の実施はこれらの主体に限定されるものではなく、民間教育訓練機関が職業訓練を実施することも認められるものである（例：職業能力開発促進法第9条、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第5項）。

5．認定主体の考え方について

この法律に基づく職業訓練の実施については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、法律上、第一義的に職業訓練を認定する主体としては、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものである。

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせること等について（第３条、第６条関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

（１）この法律に基づく職業訓練については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、第一義的に職業訓練を認定する主体を、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものであるが、実際の認定求職者支援訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。

（２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

（３）また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15 頁）

（４）なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

（５）これらの認定業務と併せ、認定を行った訓練を実施する者に対するカリキュラムの適切な運用、訓練実施機関として行うべき就職支援の在り方等について、指導、援助等を行うことについても、職業訓練の効果的な実施に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

当該事務については、認定に関する事務と異なり、厚生労働大臣の権限を委任するのではなく、機構がその有するノウハウを活用し、自らの業務として実施するものと位置づけることとする。

（６）なお、厚生労働省の地方支分部局として、都道府県労働局が置かれているところ

であるが、都道府県労働局は従来、職業能力開発行政に関する事務を分掌しておらず、職業訓練に関するノウハウを有しないことから、上記の認定業務を行わせることは適当でない。

2．参考とした例

（1）法律上、大臣が行うこととされている認定、指定等を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の特定計量証明認定機関の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（2）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例として、

- 自然公園法（昭和32年法律第161号）第24条第1項の自然公園への立入の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例
- 漁船法（昭和25年法律第178号）第8条の動力漁船の工事完成後の認定を、農林水産大臣がその指定する者に行わせることとしている例

がある。

認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について（第４条関係）

１．認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について

（１）認定特定求職者職業訓練の各年度の実施規模や、重点的に実施すべき訓練分野等については、各時期における特定求職者の規模や訓練ニーズの状況も踏まえて決定していく必要がある。

（２）これらをあらかじめ、政府において、この法律の実施責任を含む職業能力開発行政を所掌する厚生労働大臣が計画として定め、公にすることによって、民間教育訓練機関においても計画的、効率的に、認定特定求職者職業訓練を実施することが可能となる。

２．関係者の意見を聴くことについて

（１）当該計画は、各年度における認定特定求職者職業訓練の制度の運用の在り方について定めるものであることから、労働政策審議会の意見を聴くことを要しないものと整理することとする。

（２）一方、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施するため、新規成長分野や雇用が見込まれる分野に係る訓練、地域の求人ニーズを踏まえた訓練等を認定していく必要があり、このように重点的な供給が必要な訓練分野を検討するに当たっては、あらかじめ関係行政機関の長（経済産業大臣、文部科学大臣等）、労使団体、訓練実施機関関係者等（以下「関係者等」という。）の意見を聴いて、目標とすべき実施規模やその配分等を定めることが効果的であることから、これら関係者等への意見聴取については、規定することとする。

３．参考とした例

（１）このように、個別の認定に当たって、制度に係る計画に即したものであるか否かその他の基準等に沿って判断することとしている例としては、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第５条の農業経営の改善及び安定のための計画の認定の例（※）がある。

※　市町村が、その計画が当該市町村の定める基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとするもの。

（２）このほか、個別の認定に当たって、計画に即しているかを要件とする仕組みとしては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第46条に規定する認定保護増殖事業の例がある。

（３）厚生労働大臣による計画策定に当たって労働政策審議会への意見聴取を法定していない例としては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７の職業訓練の実施に関する計画の例がある。

給付について（第７条関係）

１．給付の名称について

（１）求職者支援制度における給付の名称については、

① 求職者が訓練をうけることを容易にするため訓練期間中の生活を支援する給付であること

② 求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）このため、訓練期間中の生活の支援の目的が訓練受講を容易にすることである点を捉え、これを「訓練を受講するための支援」と位置付け、「求職者が訓練を受講することを支援するための給付」との観点から、給付の名称を「求職者訓練受講支援給付」とする。

（３）対象者が何らかの行動を取ることを支援するための給付という名称では、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する「母子家庭自立支援給付金」の例がある。

２．支給要件、額及び給付期間を厚生労働省定めとする理由について

（１）雇用保険法における技能習得手当等や雇用対策法における職業転換給付金の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていることを踏まえ、本法案においても厚生労働省令で定めるものである。

（２）第７条第１項の厚生労働省令は、支給単位期間等の支給手続を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める基準は、

① 常態として職に就いていないこと

② 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③ 申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める期間は、原則として訓練１回（連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）には２回目の訓練を含む。）について２年を限度とすることを定めることを想定している。

（４）第７条第２項の厚生労働省令は、10 万円を定めることを想定している。

３．給付を支給しない期間を６年としていることについて

（１）就職支援という本制度の趣旨を踏まえれば、際限なく訓練を受講でき、又は給付を受給することができることとすることは、早期就職意欲の喚起を阻害するおそれがあることから適当でない一方、本制度の給付を受ける必要性は繰り返し生じ得る

ため、一定期間経過後には再度受給することができるような仕組みとすることが必要である。

（２）このため、訓練開始日から過去６年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた別の認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の期間の初日がある場合等は、原則として、求職者訓練受講支援給付は支給しないこととする。

（３）ここで、

① 「６年」としているのは、本制度が訓練受講後早期に就職することが期待される制度であり、パートタイム労働者の平均継続就業期間のデータを踏まえれば、受給開始後すぐに就職した者であっても６年は就業が期待できることを踏まえたものであり（平均継続就業期間６．４年 （平成１９年就業構造基本調査））、

② ６年の起算点を訓練の初日としているのは、連続受講が認められる場合があることから、訓練の最終日を特定することが困難であることによる。

（４）なお、特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合としては、

① 連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）

② 認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の初日から求職者訓練受講支援給付の支給を受けない場合

等を定めることを想定している。

４．支給主体について

雇用対策法に基づく転換給付金の支給主体も「国」とされていること等を踏まえ、本給付の支給主体も「国」と規定する。

返還命令等について（第10条関係）

１．返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

① 求職者訓練受講支援給付は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること

② 求職者訓練受講支援給付は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び２倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

２．他の制度の例

（１）返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の２倍に相当する額以下の金額となっている。

（２）また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の１倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

３．主体について

返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること、雇用保険を管掌する主体は「政府」であること、雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、賃金の支払の確保等に関する法律等において、返還命令等の主体としては「政府」と規定されていることを踏まえ、「政府」とする。

受給権の保護、公課の禁止、時効について（第11条、第12条及び第16条関係）

１．受給権の保護について

（１）求職者訓練受講支援給付は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講できるよう訓練期間中の生活を支援するための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。

（２）類似の給付について受給権の保護が図られている例としては、雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく職業転換給付金について、同法第21条がある。

２．公課の禁止について

（１）求職者訓練受講支援給付は、求職者が訓練を受講できるよう訓練期間中の生活を支援するための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。

（２）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、雇用対策法に基づく職業転換給付金について、同法第22条がある。

３．時効について

（１）本法における金銭の徴収権、求職者訓練受講支援給付を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。

（２）類似の給付について時効を設けている例としては、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく失業等給付について、同法第74条がある。

特定求職者に対する就職の支援等について（第13条・第14条関係）

1．法律に規定する理由について

（1）就職支援は、求職者支援制度の目的を達成する上で、必要不可欠の施策であり、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と並ぶ求職者支援制度の柱の一つである。

（2）このため、

① 重要性を明らかにするとともに、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と併せて規定することで求職者支援制度を構成する施策の全体像を明確にする必要があること

② 本制度の目的にかんがみれば、訓練を受講し就職する意思及び能力を真に有した、本制度による支援が真に必要な者に対象者を限定することが適当であることから、特定求職者に対する就職の支援に係る規定を設けるものである。

2．就職への努力について

（1）本制度は、労働の意思及び能力のある、雇用保険の失業等給付を受給できない者の就職を支援する制度であるから、対象となる求職者が積極的に求職活動を行っていかなければならないことは当然である。

（2）その制度の趣旨を明らかにするため、公共職業安定所に来所し、公共職業安定所長が作成する就職支援計画に沿って職業指導や情報の提供等を受けることを含め、誠実かつ熱心に求職活動を行い、職業に就くよう努めなければならない旨を、確認的に法律上明記する。

（3）なお、確認的に就職への努力義務を法律上明記した例としては、雇用保険法第10条の2がある。

3．主体について

就職支援計画については、個々の求職者の状況に応じて、個別に作成するものであり、かつ、実務的な内容であることから、「公共職業安定所長」を主体とする。

労働政策審議会への必要諮問事項について（第15条関係）

1．必要諮問事項とする基準について

求職者訓練受講支援給付の支給基準、給付限度期間、6年の求職者訓練受講支援給付を受給することができない期間の例外等、実務的な手続、様式を定めるものを除いて本制度の枠組に係る事項を定める厚生労働省令等について、労働政策審議会の必要諮問事項とする。

報告等、立入検査について（第17条及び第18条関係）

1　主体について

（1）必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずる必要性は、大臣のみならず、実務的な業務を行う都道府県労働局長、公共職業安定所長等においても、その権限に係る業務に関して行う必要があることから、まとめて「行政庁」と規定する。

（2）また、委任により業務を行う新機構においても、その権限に係る業務に関して必要な報告を求める必要があることから、「行政庁」とは別に「機構」を主体として規定する。

船員となろうとする者に関する特例について（第20条関係）

１．船員の読替規定を設ける趣旨について

（１）認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。

（２）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練への受講指示、就職支援計画の作成等については運輸局で行うことが必要であり、必要読替規定を設けるものである。

（３）類似の規定例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第18条等がある。

２．規定する位置について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、権限委任規定の前に規定する。

準備行為について（附則第３条及び第４条関係）

１．準備行為の必要性について

（１）本法の施行日（以下「施行日」という。）については平成23年10月１日としているところ、同日から認定特定求職者職業訓練を実施するためには、あらかじめ認定行為自体を終え、同日付けで認定特定求職者職業訓練を開始することも可能としておくための措置を講じておくことが必要。このため、附則において準備行為に関する規定を設けることとするものである。

（２）具体的には、個々の職業訓練の認定及びその前提としての各年度における全国的な訓練の重点実施分野、実施規模の見通し等を定めた計画の策定を、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けることとする。

２．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に事前認定を行わせることについて

（１）上記の施行日前において実施する準備行為のうち、職業訓練の認定に関する事務（以下「事前認定事務」という。）については、施行日後は、第３条第３項の規定により厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせることとしていることから、施行日前においても同様に、機構に事前認定事務に行わせることとする。

（２）機構が附則第３条第２項の規定により事前認定事務を行う場合の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）あくまで本法の規定により特例的に行う業務であることに鑑み、新機構が本来行うべき業務の遂行に支障のない範囲で附帯的に行う業務について規定する新機構法第14条第３項の規定を適用し、必要な読替えを行うこととするものである。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第５条関係）

１．改正の概要

（１）現行の厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号。以下「設置法」という。）第 4 条第 1 項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第 63 号から第 65 号までにおいて、それぞれ

① 公共職業訓練に関すること。

② 技能検定に関すること。

③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 4 条第 2 項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

が規定されているところ、本法附則において、設置法第 4 条第 1 項を改正し、同項の所掌事務に新たに第 63 号の 2 として「認定特定求職者職業訓練に関すること。」を加えることとする。

（２）労働政策審議会が処理すべき事項の根拠法律として、本法を追加する。

（３）設置法第 4 条第 1 項第 63 号の 2 の事務を、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

２．所掌事務の追加について（設置法第 4 条関係）

（１）本法の施行に伴う新たな所掌事務については、設置法第 4 条第 1 項第 63 号の次に第 63 号の 2 として規定することとする。

（２）現行の設置法第 4 条第 1 項においては、まず、国が所掌する制度についての規定（職業訓練、技能検定）を挙げ、次に事業主等が独自に行う職業能力開発の奨励についての規定を挙げている。

（３）今般追加する事務については、国が個別法に基づき運営する職業訓練についての事務であり、また、職業訓練に関する内容であることから、設置法第 4 条第 1 項第 63 号（公共職業訓練に関すること）の次に規定を置くことが適当と考える。

（４）「認定特定求職者職業訓練」という名称は、本法において独自に規定されるものであるが、現行の設置法第 4 条第 1 項第 63 号の「公共職業訓練」及び同項第 64 号の「技能検定」についても、職業能力開発促進法において規定される用語であるところ、根拠法律を引用していないところ。

（５）これらの例にならい、「認定特定求職者職業訓練」についても、その根拠法令を引用せず規定することとする。

3．労働政策審議会が処理すべき事項の規定ぶりについて（設置法第9条）

（1）設置法第9条第1項第4号においては、労働政策審議会がその規定によりその権限に属させられた事項を処理する法律として、労働基準関係法令、職業安定関係法令、職業能力開発関係法令及び雇用均等関係法令の順に、それぞれ設置法第4条第1項の所掌事務の規定順にならって列挙されている。

（2）本法については、職業安定関係及び職業能力開発関係の両分野にまたがる法律であることから、職業安定関係法令の末尾に挙げられている「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」と、職業能力開発関係法令の冒頭に挙げられている「職業能力開発促進法」との間に規定することとする。

4．都道府県労働局に分掌させる事務について（設置法第21条関係）

設置法第4条第1項第63号の2に掲げる事務のうち設置法第21条第1項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

・　第4条第1項の計画の各管轄区域内の関係者への周知

・　第5条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者への助成

を想定している。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
（附則第６条関係）

１．改正の概要

本条は、

① 本法第３条第１項及び第２項の規定により厚生労働大臣が行う職業訓練の認定及びその取消しについて、同条第３項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせることとしていること、

② 第６条の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者に対して指導及び助言を行うものとすることとしていること

③ 第18条第４項の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者等に対して報告を求めることができることとしていること、

④ 第19条第４項の規定により、厚生労働大臣は新機構に同条第１項に規定する立入検査又は質問を行わせることができることとしていること

から、法人の根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）について、①から④までの業務（以下「認定業務等」という。）を追加する等の所要の改正を行うもの。

２．業務の追加について（新機構法第11条及び第14条関係）

（１）本法の規定による認定特定求職者職業訓練の認定事務については、新機構法第14条第１項の業務（機構が新機構法第３条の目的を達成するために行う業務）として追加することとする。これは、認定業務等は、新機構法第３条の「求職者（略）の職業の安定（略）を図る」という目的に合致したものであることによる。

（２）また、新機構においては、職業能力開発業務について新機構の中期計画、年度計画等について労働者、事業主及び学識経験者からなる運営委員会の議を経ることとしているところ、認定業務等についても職業訓練に関する業務として、運営委員会の関与の対象とすることとするものである。

３．区分経理について（新機構法第16条関係）

（１）新機構法においては、財源の種類に応じて、経理を区分することとしているところ、現行では、各業務の財源は、

①新機構法第14条第１項第１号から第４号までに掲げる事務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として）

②新機構法第14条第1項第5号に掲げる事務：一般会計
③新機構法第14条第1項第6号に掲げる事務：障害者雇用納付金収入等
④新機構法第14条第1項第7号に掲げる事務：労働保険特別会計雇用勘定
（雇用保険法第63条の能力開発事業として）
となっている。

（2）認定等業務については、（1）の①から④までのいずれとも異なり、雇用保険法第64条の就職支援事業として、労働保険特別会計雇用勘定から運営費交付金を交付することとなるため、新たな経理区分を設けるものである。

3．緊急時における厚生労働大臣の要求について（新機構法第18条関係）

（1）独立行政法人に対しては、原則として、緊急時等においてのみ主務大臣による関与が限定的に認められているところ、新機構法においても、第18条の規定により厚生労働大臣が特定の業務を実施することを新機構に要求することができることとされている（同様の規定は、他の独立行政法人にも一般的に置かれているところ）。

（2）本法の施行に伴い、新機構に新たに認定業務等が追加されることから、これについても新機構法第18条の要求業務の対象とするものである。

4．その他（新機構法附則第5条関係）

新機構法附則第5条第8項の読替規定において引用されている本則の条文の改正を反映するため、技術的な改正を行う。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律との調整規定について
（附則第７条関係）

１．調整規定の必要性について

（１）附則第３条第１項（公布日施行）において、第３条第１項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為（以下「事前認定等」という。）は、この法律の施行前においても、同項及び同条第３項の規定の例により行うことができることとしているところ。

（２）第３条第３項においては、厚生労働大臣が同条第１項の認定を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせる旨規定しているところ、新機構が発足するのは独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（以下「能開機構廃止法」という。）の施行日である平成23年４月１日であり、仮に、本法の公布日が能開機構廃止法案の施行日よりも先となった場合には、第３条第３項の規定の主体である新機構が発足していないことから、同項の規定の例により職業訓練の認定を行うことができなくなることから、新機構に代わる主体に事前認定等を行わせるための調整規定を設けることが必要。

２．独立行政法人雇用・能力開発機構に事前認定等を行わせることについて

（１）能開機構廃止法の施行前には、能開機構廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が、職業訓練の実施に関するノウハウを有していることや、新機構が今後行う本法に基づく認定特定求職者職業訓練に関する事務についても、能開機構が有してきたノウハウを活用して実施するものであることから、能開機構廃止法案の施行の日の前日までの間においては、能開機構に事前認定等を行わせることが適当。

（２）新機構は能開機構廃止法附則の規定により創設されるものであることから、法律上の整理も観点も、新機構が発足するまでの間、代わりに能開機構が新機構の行うべき業務を行うことについては、合理性があるものと解される。

（３）この場合においては、能開機構に新たに暫定的な業務が発生することとなるところ、当該業務の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「能開機構法」という。）上の位置づけについては、附則第３条第２項における新機構法第14条第３項の読替えに対応するものとして、能開機構法第11条第４項の読替えを行うことにより、能開機構が本来行うべき業務の遂行に支障のない範囲で附帯的に行う業務と位置づけることとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）（第七条―第十二条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援等（第十三条・第十四条）
第五章　雑則（第十五条―第二十一条）
第六章　罰則（第二十二条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって特定求職者の雇用の安定を図ることを

目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　次のいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条に規定する被保険者又は同法第十五条第一項に規定する受給資格者

ロ　イに掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの

二　公共職業安定所に求職の申込みをしている者

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条第一項の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得に

よる職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、毎年、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が認定特定求職者職業訓練を行

う者によって行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者及びその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、厚生労働省令で定める期間を限度として求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　求職者訓練受講支援給付は、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日からさかのぼって六年以内に認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間について求職者訓練受講支援給付の支給を受けたことがあるものに限る。）の期間の初日がある特定求職者には、支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者について、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等への出席状況その他の状況を勘案し、求職者訓練受講支援給付を支給することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給しない。（P）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給すること

ができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後において公共職業安定所長が新たに指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

3　特定求職者が第一項の規定により求職者訓練受講支援給付を支給されないこととされた場合においても、第七条第三項の規定の適用については、求職者訓練受講支援給付の支給があったものとみなす。

（返還命令等）

第十条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対

し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十　条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十一条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　特定求職者に対する就職の支援等

（就職支援計画（仮称）の作成）

第十三条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求

職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、公共職業安定所が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（就職への努力）

第十四条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供等を受けること等により、誠実かつ熱心に求職活動を行い、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（雇用保険法との関係）

（労働政策審議会への諮問）

第十五条　厚生労働大臣は、第七条第一項の基準若しくは期間若しくは第二項の額若しくは第三項若しくは第八条の場合を厚生労働省令で定めようとするとき又は第十条第一項の基準を定めようとするとき、その

他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（時効）

第十六条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第十条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十七条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　行政庁は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者、特定求職者の配偶者

若しくは特定求職者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産及び収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十八条　行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（認定特定求職者職業訓練が第二条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（雇用保険法との関係）

第十九条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（船員となろうとする者に関する特例）

第二十条　特定求職者が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員になろうとする者である場合に関しては、第二条第二号、第七条第一項、第十三条、第十四条及び第十七条第

二項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは、「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」又は「地方運輸局（運輸監理部を含む。）の長」とする。

（厚生労働省令への委任）

第二十一条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十二条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十七条第四項の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした場合

三　第十八条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定に

より機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十三条　特定求職者であつて認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受け、若しくは受けていた者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

二　第十八条第二項の規定による当該職員の質問（同条第四項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十四条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為に

つきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　P

（準備行為）

第三条　第三条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

2　前項の規定によりその例によることとされた第三条第三項の規定により機構が同条第一項の規定による認定に関する事務を行う場合における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律

第百六十五号）の適用については、同法第十四条第三項中「国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて」とあるのは「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第二条第一項の規定によりその例によることとされた同法第三条第三項の規定により行う行為について」とする。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条第一項の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条第一項の規定により定められた計画とみなす。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第九条第一項第四号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」の下に「、職業訓練の実施等による特定求

職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）」を加える。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練の認定に関すること、同法第六条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する指導及び助言、同法第十八条第四項の規定による報告徴収並びに同法第十九条第一項の規定による立入検査又は質問を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「並びに第七号及び第八号」に、「又は」を「若しくは」に改め、

「能力開発事業」の下に「又は同法第六十四条の規定による就職支援事業」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条中「又は同項」を「、同項」に改め、「これに附帯する業務を含む。）」の下に「又は同項第八号に掲げる業務」を加える。

附則第五条第八項中「第七号」を「第八号」に、「又は」を「若しくは」に、「職業能力開発業務」」を「に掲げる業務及び」」に、「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」を「及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務並びにこれらに」に改める。

（調整規定）

第七条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における附則第三条第一項の規定によりその規定の例によることとされた第三条第二項の規定の適用については

、同項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とし、附則第二条第二項中「機構が」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構が」と、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の適用については、同法第十四条第三項」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の適用については、同法第十一条第四項」とする。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

※　その他の規定の要否については検討中。

理由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給することができない求職者の就職を支援し、その雇用の安定を図るため、当該求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣法制局第四部長御説明資料）

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局雇用保険課

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

第１　趣旨

○　雇用保険制度においては、雇用失業情勢の急激な悪化や、こうした悪化が非正規労働者の雇用の安定に大きな影響が出ていること等を踏まえ、非正規労働者への適用拡大や、暫定的に就業促進手当の給付額を拡充するなどの措置を講じてきたところである。

○　このような中、依然として厳しい雇用失業情勢等を踏まえると、適切に失業者の生活を保障するとともに、失業者の早期再就職意欲を喚起することによって雇用の安定等を図るための早期再就職支援を行うとともに、就業機会のない求職者への就職の支援等を行うことが必要である。

○　このため、失業者の就職の促進等を図るために必要な支援を適切に実施するため、失業等給付の見直しを図るとともに、失業等給付に係る雇用保険料の引下げ等の改正を行うものである。

第２　改正事項の概略

１　雇用保険法の一部改正（第１条関係）

（１）失業等給付の充実・見直し

（ｉ）賃金日額の見直し

失業者に対する「基本手当」の算定の基礎となる「賃金日額」については、直近の賃金分布等をもとに見直しを図り、その下限額等の引き上げを図る。（雇用保険法第１６条、第１７条関係）

（ii）就業促進手当の充実（雇用保険法第５６条の３、附則第９条関係）

早期再就職のインセンティブを強化するため、就業促進手当のうち

ア　安定した職業に就いた者に支給されるものについて、支給残日数に係る支給要件を緩和する暫定措置を恒久化するとともに、支給額を引き上げる。

イ　アを受給しない就職困難者に支給されるものについて、支給額を引き上げている暫定措置の恒久化を図る。

（２）雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し（雇用保険法附則第15条関係）

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することとする。

（３）就職を支援する事業の実施（雇用保険法第64条、第65条の２、第66条及び第68条関係）

就職支援事業（仮称）を雇用保険の附帯事業とし、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づき、求職者に対し、就職に必要な職業訓練の機会を確保するとともに、必要に応じて訓練期間中の生活支援等を行うため、所要の規定の整備を行う。

２　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（第２条関係）

雇用保険率を、雇用保険の財政状況等を勘案し、現行の１０００分の１９．５から１０００分の１７．５に引き下げる。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条関係）

第３　施行期日

平成２３年８月１日

（ただし、１（２）について、公布日、１（３）について、平成２３年１０月１日、２について、平成２４年４月１日。）

賃金日額の上限額等の見直し（第１６条及び第１７条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

失業者に対して支給する基本手当の額は、離職前最後の６ヶ月間に支払われた賃金の総額を１８０で除した「賃金日額」に給付率５０～８０％を乗じて得た額として算定しているが、

- 最低生活の保障という趣旨に照らし、賃金が高額であった者がいたずらに基本手当に依存しないように、賃金日額の上限額が、
- 低所得者の保護を手厚いものとするために、賃金日額の下限額が、

それぞれ設けられている。

2　見直しの趣旨

賃金日額の上限額等（上限額、下限額及び屈折点（給付率が移行する額））は、毎年、毎月勤労統計調査における平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更することとなっている。

賃金日額に係る直近の改正である、平成 15 年改正においては、平成 13 年の賃金構造基本統計調査にもとづく 60 歳未満の者に係る賃金分布を踏まえて、法定の額を改定していることから、今般の改正に際しても、平成 21 年賃金構造基本統計調査等をもとに、法定の上限額等を見直すこととする。

賃金日額の下限額等の見直しの具体的内容（法第１７条関係）

1　賃金日額の下限額の現状

賃金日額の下限額は、雇用保険制度の創設時に、最低賃金（全国加重平均の場合）を勘案して決定した額について、毎月勤労統計調査における平均定期給与額が前年度の平均定期給与額と比較して上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更してきたものであるが、平成２２年度において、はじめて、最低賃金（全国加重平均の場合）で就業した賃金を日額換算した額が、賃金日額の下限額を上回る状況となった。

また、現行の賃金日額の下限額は、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満）の下位４％程度の水準となっている。

2　下限額及び屈折点（給付率が逓減給付率から 80％に移行する点）の見直し

（１）下限額設定の考え方

雇用保険の基本手当が失業者の失業期間中の生活を保障することを目的とするものであること等から、賃金日額の下限額は最低賃金による就業を上回る水準に設定する必要がある。

また、賃金日額の下限額が最低賃金を下回らないよう設定する必要性に加えて、賃金構造基本統計調査で、四分位・十分位の数値が算出されているので、額の算定につき技術的観点も考慮する必要がある。

（２）下限額及び屈折点の設定

①　賃金日額の下限額については、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満。短時間労働者以外の労働者に係る分布。）の第１十分位点以下の中位数の１/２の額（2,320 円）とすることとする。

②　屈折点（低）については、従来と同様、下限額の２倍の額とし、4,640 円とする。

（参考）

・最低賃金の全国加重平均：時給 730 円（平成 22 年度）

これを賃金日額に換算すると 2,086 円（730 円×20 時間÷７日＝2,086 円）

・2,320 円（改正後の法定の下限額）を時給換算した額は、812 円

賃金日額の上限額の見直しの具体的内容（法第１７条関係）

1　賃金日額の上限額等に係るこれまでの整理

これまで、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額は、他の年齢区分の者に係る額と異なる賃金分布に基づき設定してきた。

しかしながら、高年齢者雇用確保措置を講じている企業の割合は 97.6%（平成 22 年（平成 18 年においては、84.0%））となる（「高年齢者の雇用状況」集計結果による）等、高年齢者雇用確保措置が義務化された平成 18 年以後、60 歳以上の労働者を取り巻く環境には大きな変化が生じており、60 歳以上 65 歳未満の者について、別途の取扱いをする必要性は薄れている。

2　上限額の具体的設定

「65 歳未満」全労働者の賃金分布を元として、各年齢区分の上限額について、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に一定割合を乗じた額とする方法とすることとし、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額の設定については、

- 各年齢階層の賃金日額の上限額については、現在、賃金構造基本統計調査における、各年齢階層の第３四分位以上の中位数の額が、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金分布の第３四分位以上の中位数の額と比較してどの程度の割合かを把握した上で、一定の範囲内（±10%）の額として決定していること、
- 一方、受給資格者数に占める基本手当日額の上限額を受給する者の割合については、60 歳以上の者で高いことも考慮する必要があること、

を踏まえ、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に 105/100 を乗じた額とする。

	30 歳未満	30 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 65 歳未満
改正前の整理	Ａ×０．９	60 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ａ）	Ａ×１．１	60 歳以上 65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額
賃構（平成 21 年）の第３四分位以上の中位数	8,890 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 63.5%）	14,300 円	18,550 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 132.5%）	14,360 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 102.6%）
改正後の整理	Ｂ×０．９	65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ｂ）	Ｂ×１．１	Ｂ×１．０５
改正後の額	12,870 円	14,300 円	15,730 円	15,020 円

賃金日額の屈折点（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）の見直しの具体的内容（法第１６条関係）

1　屈折点（高）（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）に係るこれまでの整理

給付率が80%から50%まで逓減する部分から50%に移行する点（以下「屈折点（高）」という。）については、60歳以上65歳未満と、60歳未満の年齢区分について、それぞれ別に第３四分位の額を算出し、それぞれの屈折点（高）としてきた。

2　屈折点（高）の具体的設定

（１）屈折点（高）の設定の考え方

今回の改正においては、上限額と同様の考え方により、60歳以上65歳未満の屈折点（高）について、65歳未満共通の屈折点とすることが基本的には妥当であるが、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数の受給資格決定件数に占める割合(平成21年度)が、60歳以上65歳未満の層で6.8%と、他の年齢階層（29歳未満は18.0%、30歳以上45歳未満は19.7%、45歳以上60歳未満は18.4%）に比べて基本手当によるモラルハザードが特に顕著であることから、別途の取扱いとすることが必要である

※　ＩＬＯ第102号条約において、失業給付の給付率は、前職賃金の100分の45以上であることが要請されており、給付率を引き下げることは適切でない

（２）屈折点（高）の額の設定

年齢階層別の上限額が30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に比べて、上下1割以内の範囲で設定されていることを勘案し、60歳以上65歳未満の屈折点（高）については、60歳未満の屈折点（高）である第３四分位点に９／１０を乗じて得た数とするものとしたい。

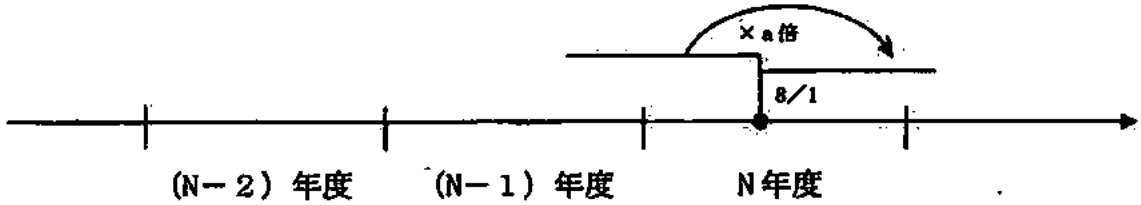
【屈折点】

	60歳未満	60歳以上65歳未満
改正前	60歳未満の賃金分布の第３四分位	60歳以上65歳未満の賃金分布の第３四分位
改正後	65歳未満の賃金分布の第３四分位（＝D）	D×０．９
改正後の額	11,740円	10,570円

自動変更対象額の改正（第１８条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

基本手当の日額等の算定の基礎となる自動変更対象額は、毎月勤労統計調査における労働者の平均定期給与額を基礎として算定した年度の平均給与額がその前年度の平均給与額に対する上昇又は低下した比率に応じ、当該年度の翌年８月１日以後、賃金日額等を自動変更した額を適用することとしている。



$$\frac{\text{(N－1）年度の平均給与額}}{\text{(N－2）年度の平均給与額}} = a \text{（倍）}$$

2　見直しの趣旨

本改正では、自動変更する日（８月１日）と同日に、賃金日額の下限額等の改定に係る規定を施行することとしている。

このように法定の額等を施行と同日に変更することについては、こうした取扱いを前提とする既存の法制度としては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）の例がある。（次頁）

（参考）自動変更対象額等の変更の基礎となる平均給与額について

自動変更対象額等を変更する年度	上記１の（N－２）年度の賃金構造基本統計調査の賃金分布を基にした法定の額	上記１の(N－２)年度	上記１の(N－１)年度
15 ※８月１日から変更	13	13	14
16 ⋮	14（＊） ⋮	14 ⋮	15 ⋮
23	21	21	22
24	22（＊）	22	23

＊：雇用保険法18条の規定により変更されたときは、その変更された額

（参考）法に定めた事項を当該規定の施行日に変更した事例

○　国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）により、厚生年金保険法の在職老齢年金の支給停止調整額に係る規定を改正した際に、

- 厚生年金保険法に規定する支給停止調整額は、「４８万円」と規定したうえで（厚生年金保険法第４６条第２項）
- 平成１７年度以後において、支給停止調整額に、各年度の名目賃金変動率（各年度の物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）を乗じて得た額（ただし、5,000円未満は切り捨てるものとする。）を適用する

との両規定を平成１７年４月１日施行で設けた例がある。

○　当該規定については、施行日（平成１７年４月１日）において、「４８万円」に、平成１７年度の物価上昇率（年金制度においては、「A年度の物価上昇率」とした場合、「A－１年の物価上昇率」を使用して算出。本件では、平成１６年物価上昇率として算出）に、実質賃金変動率（平成１３年度から平成１５年度の実質賃金変動率の平均）を乗じて得た率を乗じた額を、同日以後、支給停止調整額として適用するための規定である。

なお、平成１７年度において、「４８万円」に乗じた率は「1.003」であり、乗じて得た額が「481,400円」であったため、1,000の位以下は切り捨てられ、結果として、法定の額と同額の「４８万円」が適用されたが、規定の趣旨は、法に定めた事項を、施行日において、そのまま変更するとの前提に則ったものであり、本改正法において、施行日に自動変更を行うこととすることの例となるものである。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）　抄

第八条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十六条中、（中略）同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

3　前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　（略）、第八条、（略）までの規定　平成十七年四月一日

二～七　（略）

○厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）　抄

（再評価率の改定等）

第四十三条の二　再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一　（略）

二　イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ　当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（各年度における標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

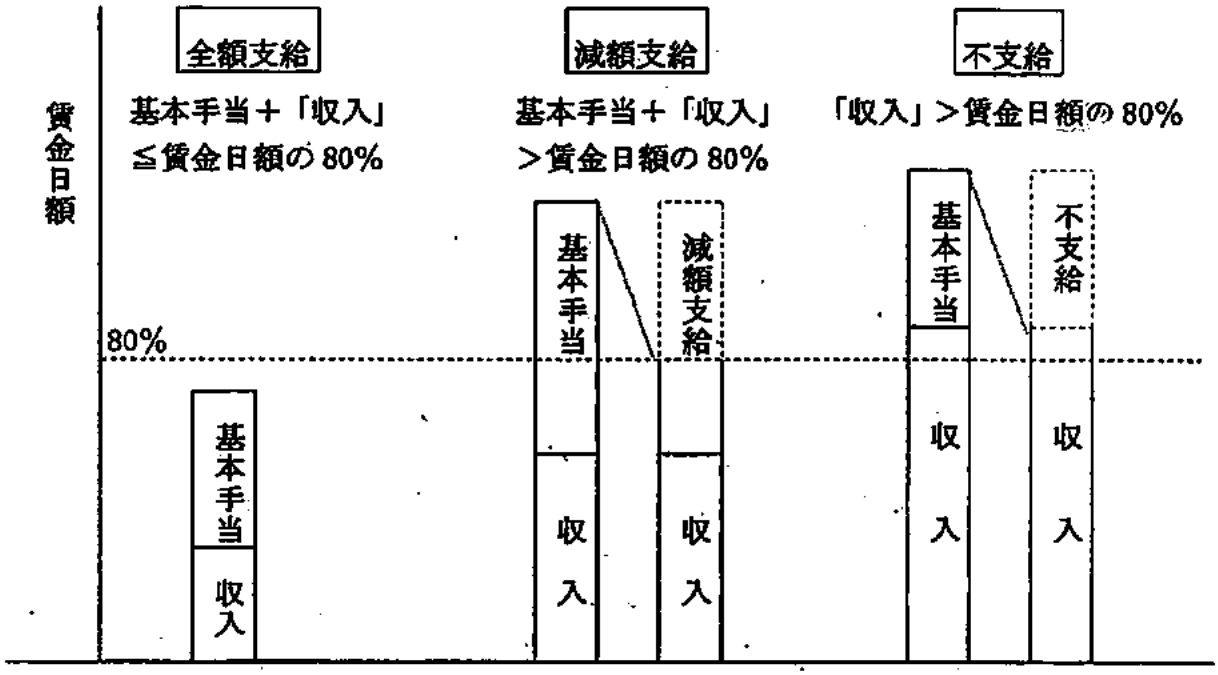
ロ　当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

（以下、略）

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額の改定
（第１９条及び第６１条関係）

１　制度の趣旨・概要

（１）内職等自己の労働による収入に係る控除額



（注）１　「収入」＝「収入の１日分に相当する額」－1,295円（改正後）
　　２　説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

（※）現在の法定の控除額である「1,388円」は、平成３年改正時に1,300円に改定したものを、以後、平均給与額の変化に伴い自動変更したものである。

（２）高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額

雇用保険の被保険者として雇用されている60歳以上65歳未満の者について、60歳時点に比して賃金が75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、支給しない扱いとしている。

（※）支給限度額は、30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に、給付率の上限である８割を乗じた額として設定されている。

２　見直しの趣旨

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（以下「控除額等」という。）は、これまで賃金日額等の法定額を改正する際に改正を行っているところであり、今回も、同様に、控除額等の改定を行うものである。

（※）控除額等については、平成６年及び平成15年改正時においても、賃金日額等の法定の額の改正に合わせ改定を行っている。

3　具体的内容

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額（法定の控除額は1,388円、現在適用されている額は1,295円）を1,295円に、高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（法定の支給限度額は358,800円、現在適用されている額は327,486円）を343,200円にそれぞれ改める。

（2）賃金日額の上限額等と同様の整理にもとづき、控除額等の変更の基礎である「平成13年4月1日」を「平成21年4月1日」に改める。

就業促進手当の給付額の引上げ（第５６条の３関係）

1　現行制度の概要・趣旨

就業促進手当については、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）において「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことを踏まえ、雇用保険のセーフティネット機能強化の一環として、平成21年度から３年間、暫定的に支給要件を緩和し、支給額を引き上げているところである。

これは、当時、雇用保険の基本手当の支給終了者（所定給付日数の受給中に再就職できなかった者）が７割以上に達していたところ、雇用失業情勢の悪化に伴い基本手当の支給終了者割合がさらに増加することが見込まれたことから、安定した再就職に向けたインセンティブを強化する観点から、雇用失業情勢が改善するまでの当面の措置として講じられたものである。

2　見直しの趣旨

近時の失業の構造を見ると、失業者に占める長期失業者（失業期間が１年以上の者）の割合が上昇しているところである。これに対応するため、平成23年度中に、雇用保険の受給期間が終了した長期失業者等の就職支援に係る法整備を図ることとしているところ、長期失業者の発生を事前に防止する観点からは、雇用保険法においても、雇用保険受給中の者に対する再就職に向けたインセンティブをさらに強化する新たな取組が必要とされるに至っている。

（※）　失業者に占める長期失業者の割合　平成11年　22.4%
（労働力調査）　平成21年　28.3%

以上の状況を踏まえ、雇用失業情勢に関わらず、安定した雇用への早期再就職をより一層促進して長期失業を防ぐための制度として就業促進手当を再構築するため、その支給額の改正を行うものである。

（※）なお、暫定措置が講じられた平成21年度は、完全失業率が5.2%（平成20年度：4.1%）、有効求人倍率が0.45倍（平成20年度：0.77倍）となる等、平成20年度と比べて非常に厳しい雇用失業情勢であった中で、受給資格決定件数に占める、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数は17.3%となり、平成20年度(15.8%)より増加しているところである。

3　具体的内容

【就業促進手当のうち、安定した職業に就いた者に支給されるもの】

所定給付日数の３分の１以上残して再就職した者については、基本手当に支給残日数の５０％を乗じて得た額、３分の２以上残して早期に再就職した者については、基本手当に支給残日数の６０％を乗じて得た額（※）を支給するものとする。

（※）当該手当の支給額の、支給残日数分の基本手当日額に対する割合について

は、かつて60%が上限（昭和59年度から平成12年度まで、所定給付日数が300日の者について、支給残日数200日の場合120日分の再就職手当（就業促進手当の前身を支給）であったことも考慮し、60%とする。

【就業促進手当のうち、上の給付を受給しない就職困難者に支給されるもの】

「３０%」から「４０%」に引き上げている暫定措置の恒久化を図る。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に規定する事業の実施のため、新たに附帯事業を設けることについて（第64条関係）

1　現在の労働市場の状況と雇用保険制度の課題

近年、労働市場においては、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が３割を超え、失業者に占める長期失業者の割合も、すう勢的に上昇している。特に、短期に離職することにより雇用保険の受給資格を満たさない者、受給期間が終了しても再就職できない者について、その就職を支援する必要性が高まっている。

2　現行の附帯事業について

（1）現行の附帯事業の目的

「雇用安定事業」（第６２条）は「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を、「能力開発事業」（第６３条）は「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」をそれぞれ目的として実施している。

（2）附帯事業により対策を講じる諸問題の要因等

我が国の企業における雇用慣行その他企業の行動に起因するところが多く、事業主の共同連帯の責任で解決することが適当であるものを対象としている。

3　新たな附帯事業について

（1）必要性

現在の附帯事業が、事業主の行動に起因する課題を事業主の共同連帯の責任で解決するものであるのに対し、

①　就業経験に乏しいこと

②　基礎的な能力開発の機会が与えられていなかったこと

③　能力開発を行うために必要な生活基盤がないケースが多いこと

といった要因から、事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題が生じてきており、これは、現在の二事業では解決することができないものである。

（2）新たな附帯事業の概念整理

次のいずれにも該当する事業となり、二事業とは別の概念となる。

①　事業主に雇用されていない者に対し、求職者本人に対して直接給付を実施するものであること

（二事業においては、求職者に対する直接給付はない。）

②　事業主に雇用された経験に乏しいか、経験がない者に対して基礎的な知識及び技能の付与を行う能力開発であること

（二事業においては、基本的に雇用された経験がある者に対する能力開発に

ついて助成を行っている。）

③　能力開発のために生活基盤の安定が必要である者に対して支援を行うことで、訓練の実施とあいまって就職の支援を一体的に実施するものであること
（二事業においては、求職者に対する直接給付はなく、また、訓練と就職支援を一体的に行うものはない。）

④　事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題への対処であること
（二事業は、事業主の行動に起因し、事業主の共同連帯の責任で解決すべき課題への対処である。）

（3）新たな条名等について

①　訓練や生活の支援等を一体的に行うことで、「就職の支援」を行うものであることから、「就職支援事業」とする。

※　「能力の開発及び向上」を手段としていることから、能力開発事業と重複するものの、目的が就職にある点で能力開発事業とは異なる。
なお、昭和52年の雇用保険法改正において、従来「雇用改善事業」として行われていた事業を発展させる形で「雇用安定事業」を実施することとした例があるが、この際は「失業の予防」という目的に重複が見られた。

②　なお、雇用保険法においては、附帯事業について、事業毎に条を分けて規定している。

雇用保険の国庫負担の本則復帰について
（附則第１５条関係）

1　制度の趣旨・概要

失業等給付に係る国庫負担については、附則第13条により、平成１９年度から当分の間、法律の本則（１／４）の５５％（１３．７５％）とされているが、平成２２年雇用保険法改正により、原始附則第１５条の規定が設けられたところである。

これは、「緊急経済対策」（平成２１年１２月８日閣議決定）において、平成２３年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を法律の本則に戻す旨を雇用保険法に規定することとされていることを踏まえたものである。

2．見直しの趣旨

（1）現行の規定

附則第15条では、「平成２３年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」とされている。

（2）今回の対応

国の厳しい財政状況等を勘案し、平成２３年度において国庫負担に関する暫定措置を廃止することは難しいが、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで廃止することとするための規定を置くこととする。

3　具体的内容

雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで、当該規定を廃止するものとする旨、規定することとする。

※　用例

「引き続き検討を行（う）」の例

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）　抄

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

「できるだけ速やかに、･･･ものとする」の例

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）　抄

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

雇用保険率の見直し（徴収法第１２条関係）

1　制度の概要

現在、雇用保険率は労働者の総賃金に対して1000分の19.5（原則。労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第4項）であり、このうち、1000分の16相当が失業等給付に係る保険料収入とされ、事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

ただし、失業等給付に係る保険料率とされている1000分の16について、現在は雇用保険率の弾力的変更（注）により、1000分の12相当分を事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

（注）雇用保険率の弾力的変更

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度末の積立金残高に当該会計年度の差引剰余（徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額から、失業等給付額を差し引いたもの）を加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額の２倍に相当する額を超え又は１倍に相当する額を下るに至った場合において、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第12条第5項）。

2　見直しの趣旨

失業等給付に係る保険料率については、平成15年改正により、従前の1000分の12から1000分の16へ引き上げた。しかしながら、実際の保険料率の推移を見ると、平成19年度以降は、弾力的変更の適用により引下げの下限である1000分の12となっている（平成21年度は、1年間限りの暫定措置として1000分の８）

積立金残高は、平成２１年度実績で約５兆3,800億円であるが、今回、失業等給付の収支試算を行ったところ、受給者実人員が平成21年度ベース（86万人）で高止まりし雇用失業情勢が悪化するシナリオで推移したとしても、現行の雇用保険率を1000分の19.5から1000分の17.5に引き下げたうえで（失業等給付に係る保険率を1000分の14にする）、さらに弾力的変更を適用して1000分の13.5とした場合でも、単年度赤字は約4,000億円、平成27年度における積立金残高は約3兆5,900億円と試算され、少なくとも今後五年間程度は雇用保険制度の安定的運営が図られる水準であることから、前述の通り、失業等給付に係る保険率を1000分の14とすることとする。

また、農林水産業、清酒製造業、建設業等についても、平成13年改正や平成15年改正にならい、失業等給付に係る保険料率を1000分の2ずつ引き下げることとしたい。

就職支援事業の創設に伴う雇用保険率の弾力条項の見直し
(徴収法第12条第5項)

1　制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額（＝＊）の2倍に相当する額を超え、又は1倍に相当する額を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第12条第5項）

$$＊＝\frac{\overbrace{(\text{徴収保険料額}+\text{国庫の負担額})-\text{失業等給付額}}^{\text{当該会計年度の差引剰余}}+\text{当該会計年度末積立金}}{\text{失業等給付額}}$$

2　見直しの概要

今般創設する就職支援事業が、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

①　「国庫の負担額」について

就職支援事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

②　「失業等給付額」について

就職支援事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

経過措置について

法律名	改正事項	要否	理由
雇用保険法	基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の法定の上限額等を改定するもの（第16条及び第17条関係）	○	施行前後における賃金日額及び基本手当の日額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正時と同様の整理）
	賃金日額の範囲等の自動変更の基準となる年度の改正（第18条）	○	法施行日に、賃金日額の範囲等の自動変更が確実に行われるようにするため、入念的に経過措置を規定するもの。
	控除額の変更の基礎となる年度等の改正（第19条）	○	法施行日に、控除額の変更が確実に行われるようにするため、入念的に経過措置を規定するもの。
	第37条	○	疾病等のため職業に就くことができない場合、疾病等のために基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の所定給付日数を限度に、基本手当日額に相当する額の傷病手当を支給することから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、傷病手当の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正時と同様の整理）

雇用保険法	第37条の４	○	高年齢継続被保険者が失業した場合に、一時金として支給する高年齢求職者給付金は、基本手当日額に応じたものとされていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 なお、平成６年改正及び平成15年改正の際には、当該給付金の給付日数や支給要件等を改正したことから、経過措置において、支給の適用関係を明らかにするための規定をおいたところ。 一方、本改正は、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにすることのみが経過措置を置く目的であるため、同様の経過措置の例（法第40条の特例一時金に関して、過去の改正の際に、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにするための経過措置を置いたもの）を参考に、高年齢求職者給付金の経過措置の規定を置くこととする。
	第40条	○	特例受給資格者に対して一時金として支給する特例一時金は、基本手当日額に応じて支給するものであるから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該一時金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 （賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正時と同様の整理）
	就業促進手当の額の見直し等を行う改正（第56条の３、附則第９条）	○	就業促進手当については、支給額の引上げ等を行うとともに、基本手当日額の改定に伴う支給上限額の引上げも行うことから、施行前後における当該手当の支給の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正時と同様の整理）
	第61条 第61条の２	○	・高年齢雇用継続給付の支給額等は、基本手当の日額に応じて決定されることとなっていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正時と同様の整理） ・また、当該給付の法定の支給限度額の変更が確実に行われるようにするため、入念的に経過措置を規定するもの
	第61条の４	○	育児休業給付金の額は、基本手当の日額をもととすることとなっていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正時と同様の整理）

雇用保険法	第61条の６	○	介護休業給付金の額は、基本手当の日額をもととすることとなっていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正時と同様の整理）
	就職支援事業の実施に伴う改正（第64条）	×	本改正法により実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業の実施に伴う改正（第65条）	×	本改正法により実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業に係る国庫負担の規定の整備（第66条）	○	新たな附帯事業の実施に伴い、施行前後における、国庫の負担額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（雇用継続給付を創設した平成6年改正時と同様の整理）
	就職支援事業に充てる保険料の規定の整備（第68条）	×	本改正法により実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	雇用保険の国庫負担に関する暫定措置廃止に係る規定の改正（附則第15条）	×	検討規定のため、経過措置は不要
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	雇用保険率の引下げ及び求職支援事業の実施に伴う弾力的運用の規定の整備（第12条）	○	雇用保険率の改正にあたり、施行前後における、雇用保険率の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（雇用保険率を改正した平成12年改正時と同様の整理）
特別会計に関する法律	就職支援事業の実施に伴う改正（第99条）	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要

特別会計に関する法律	就職支援事業の実施に伴う改正（第101条）	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業の実施に伴う改正（第103条）	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要

◇要否については、○×で記載してください。
◇理由については、経過措置が必要な理由（又は必要でない理由）を記載してください。
※法制局第四部部長は「必要でない理由も重要」とおっしゃっているとのこと。

◇理由欄記載例（経過措置が必要な場合）

○記載例（こんな感じで、という程度の例です。細かい文言等は正確な表現にしてください。）

基本的な構文：［改正の内容］については、［理由の内容］のため、［経過措置の内容］が必要である。

・○○については、基準を都道府県等の条例に委任するものであるが、基準が存在しない事態を避けるため、都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、○を○とみなす経過措置が必要である。
・○○については、現在義務となっている規定を努力義務化等するものであるが、この義務を根拠とした○○の規定が置かれているため、○○の経過措置が必要である。
・○○については、すべての市等へ移譲等するものであるが、移譲に当たっては○○の措置が必要であり、その措置に時間を要することから○○の経過措置が必要である。

◇理由欄記載例（経過措置が不要な場合）

○記載例（こんな感じで、という程度の例です。細かい文言等は正確な表現にしてください。）

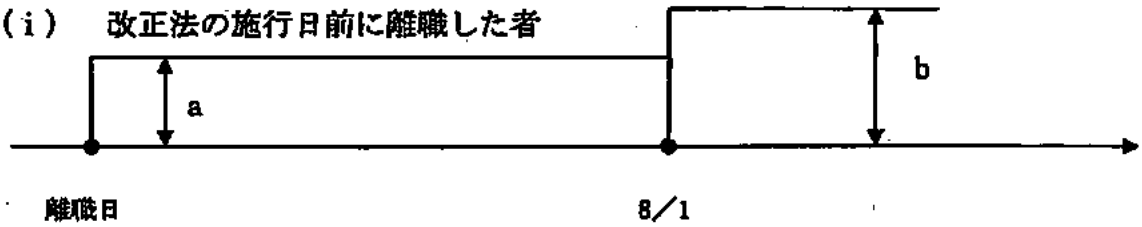
基本手当の日額等に関する経過措置（附則第２条関係）

1　今回の改正における基本手当の日額等に関する経過措置

本改正法による改正前後における賃金日額及び基本手当日額の適用関係を明らかにする必要があるが、その取扱いは、「2　前回改正時の整理」と同様、

- 法の施行前の離職者の、施行前の期間に係る賃金日額及び基本手当日額は、なお従前の例による。
- 自動変更された後の期間については、全ての受給資格者に、自動変更した後の下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額を適用することとする。

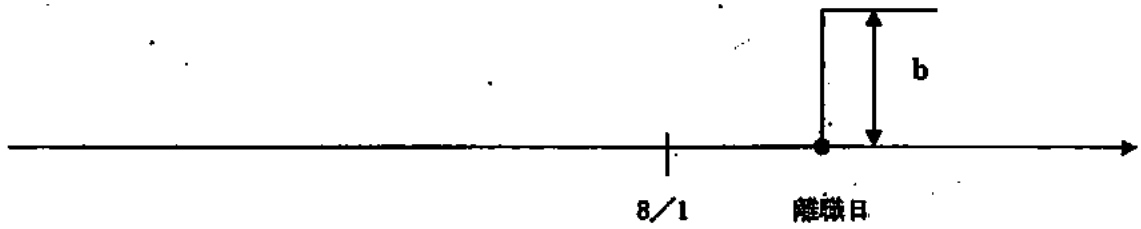
（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



ａ：施行日（８月１日）前は、従前の額を適用

ｂ：施行日以後は、改正後の額を自動変更した額を適用

（ii）　改正法の施行後に離職した者

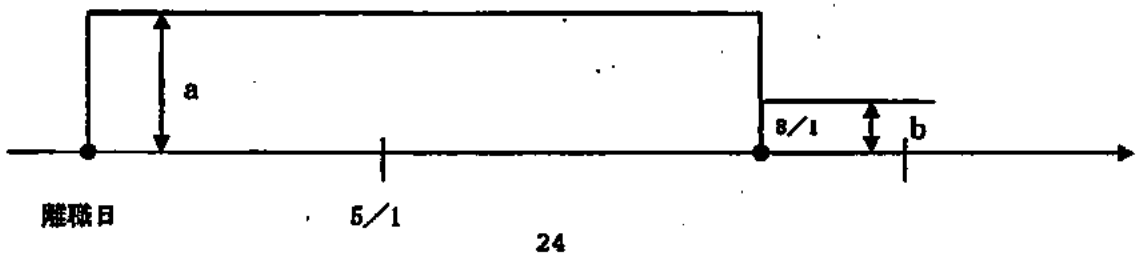


ｂ：改正後の額を自動変更した額を適用

2　平成１５年改正時の整理

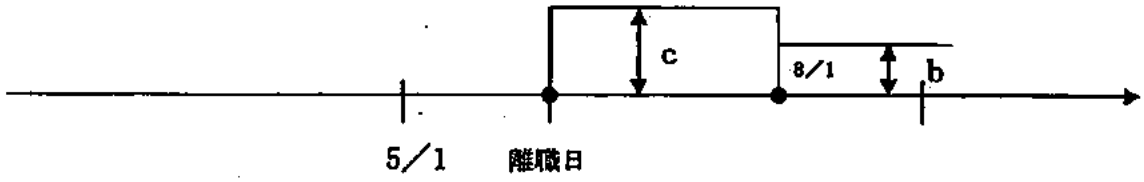
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）により、賃金日額の下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額の法定の額を改正した際には、施行日（15 年 5 月 1 日）前の離職者に係る下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額については「なお従前の例による」との規定により、法の施行前の期間及び法の施行後（自動変更の前）の期間について、改正法による改正前の賃金日額が適用されたが、8 月 1 日以後の賃金日額及び基本手当日額については、施行日以後の離職者と同様に自動変更後の下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額が適用されている。

（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



a ：改正法施行日（平成15年5月1日）以後も、従前の額を適用
b ：自動変更後は、改正後の法定の額を自動変更した額を適用

（ii）　改正法の施行日以後に離職した者



c ：施行日以後、改正後の額を適用
b ：改正後の法定の額を自動変更した額を適用

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律31号）　抄

附　則

（基本手当の日額等に関する経過措置）

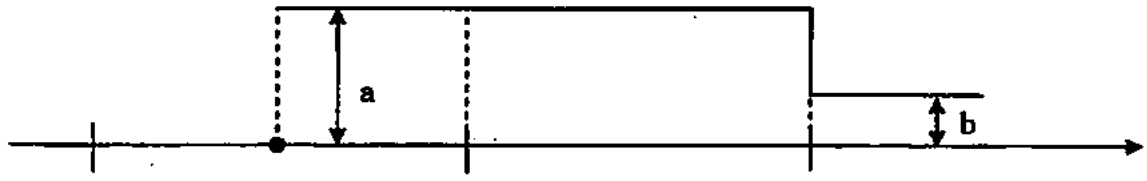
第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

就業促進手当の額に関する経過措置（附則第８条関係）

1　平成１５年改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）においては、「施行日前の離職者であって、施行日以後に職についたもの」に係る経過措置が規定されているが、これは、法施行日以後自動変更日までの間に職に就いた場合に、法施行前の額と法改正後の額のいずれをもとに、就業促進手当（一時金として支給）の額を算出すべきかという疑義が生じるためである。

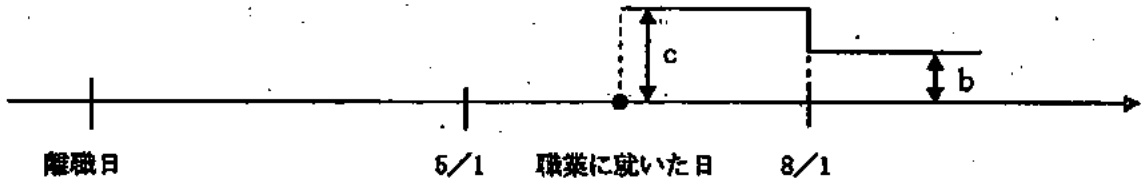
（ｉ）　改正法の施行日前に職業に就いた者



a：職業に就いた日が施行日（５月１日）から自動変更日までである場合は、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：職業に就いた日が自動変更日以後である場合は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ii）　改正法の施行日以後に就業に就いた者



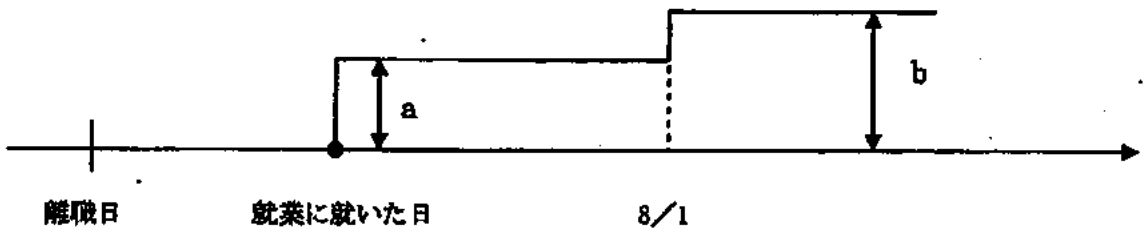
c：自動変更日までは、改正後の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：自動変更日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

2　今回改正における就業促進手当に関する経過措置

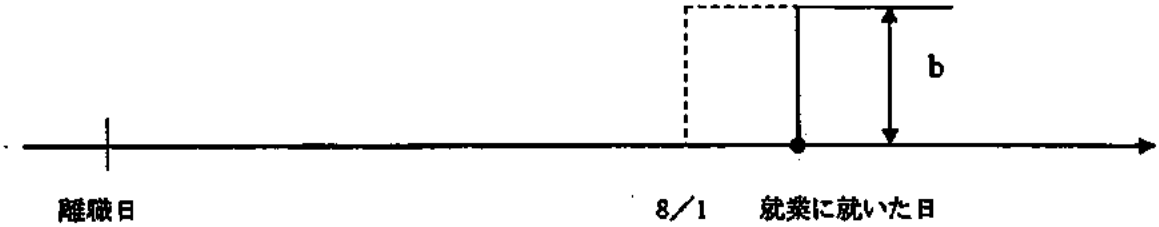
今回の改正においては、法施行日以後の就業促進手当の額は全ての受給資格者について同一の額が適用されることとなるが、前回改正時と同様に、施行前後の支給の適用関係を明らかにするための経過措置を置くものである。

（ｉ）　改正法の施行日前に就業に就いた者



a：施行日（８月１日）までは、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定
b：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ii）　改正法の施行後に就業に就いた者



b：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

就職支援事業に係る特別会計に関する法律における規定の整備
（附則第１４条関係）

1　制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成１９年法律第２３号）第９６条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

2　改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

3　具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの

雇　用　保　険　制　度　の　概　要

厚生労働省所管　労働保険特別会計　雇用勤定

事業主・労働者

保険料

【歳　入】　　【歳　出】

徴収勤定

特会法第102条　　（他勤定へ繰入）

特会法第102条

一般会計より受入等

他勤定より受入

（徴収勤定）

一般会計より受入

雇保法第66条
特会法第101条

運用収入

積立金より受入

特会法第103条第5項

雇用安定資金より受入

特会法第104条第5項

独立行政法人納付金

雑収入

（雑納金、不正受給金等返還金等）

前年度繰越資金受入

（庁舎新営工事の繰越）

雇用勤定

（一般会計へ繰入れ）

失業等給付

（失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、保険料還付金等徴収勤定へ繰入、予備費）

財源支出事務費

二事業

（中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出事業等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、独立行政法人運営費、保険料還付金等徴収勤定へ繰入、予備費）

求職者給付

雇保法第10条第2項・3項

一般求職者給付　（基本手当等）

雇保法第13条

高年齢求職者給付　（高年齢求職者基本給付金）

雇保法第37条の3

短期雇用特例求職者給付　（特例一時金）

雇保法第39条

日雇労働求職者給付　（日雇労働求職者給付金）

雇保法第45条，第53条

就職促進給付

雇保法第10条第4項

就業手当

雇保法第56条の2

再就職手当

雇保法第56条の2

常用就職支度手当等

雇保法第56条の2、第58条、第59条

教育訓練給付

（教育訓練給付金）
雇保法第10条第5項、
雇保法第60条の2

雇用継続給付

雇保法第10条第6項

高年齢雇用継続給付　（高年齢雇用継続基本給付金等）

雇保法第61条

育児休業給付　（育児休業基本給付金）

雇保法第61条の4

介護休業給付　（介護休業給付金）

雇保法第61条の7

事務費

財源支出事務費

雇用安定事業　（雇用調整助成金，中小企業緊急雇用安定助成金，地域雇用開発助成金等）

雇保法第62条

能力開発事業　（キャリア形成促進助成金，職業訓練実施の委託費等）

雇保法第63条

剰余（不足）

（積立金）
（雇用安定資金）

（剰余金積立て（繰入れ）・不足額補足）
積立金：特会法第103条5　又は4項．雇用安定資金：第104条第3項又は第4項

※ 雇保法・・雇用保険法（平成22年改正）
特会法・・特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円未満」を「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に、「四千二百十円以上一万九百五十円以下」を「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百

四十円以上四千二百十円未満」を「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号中「かつ四十五日以上」を「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」に改め、同項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十五条中「第六十二条及び第六十三条」を「前三条」に改める。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「において、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を加える。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十一・五」を「千分の十九

・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）（P）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定　この法律の公布の日

二　第一条中雇用保険法第六十四条、第六十五条、第六十六条及び第六十八条の改正規定並びに附則第十五条の規定　平成二十三年十月一日

三　第二条及び附則第十四条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

第三条　平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に対する第一条の規定による改正後の雇用保

険法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「、年度」とあるのは「、平成二十二年四月一日から始まる年度」と、「平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）」とあるのは「平成二十一年四月一日から始まる年度」と、「その翌年度」とあるのは「平成二十三年度」とする。この場合における同条第三項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額の変更とみなす。

2　前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（平成二十三年度における控除額の変更に関する経過措置）

第四条　平成二十三年度における控除額（新雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額をいう。）の変更に対する新雇用保険法第十九条第二項の規定の適用については、同項中「、年度」とあるのは「、平成二十二年四月一日から始まる年度」と、「平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）」とあるのは「平成二十一年四月

一日から始まる年度」と、「その翌年度」とあるのは「平成二十三年度」とする。この場合における同条第一項第一号に規定する控除額の変更は、同条の規定の適用については、同条の規定による同条第一項第一号に規定する控除額の変更とみなす。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第六条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第二条に規定する旧受給資格者であつて受給資格に係る離職の日において三十歳未満であるものとみなして

同条」とする。

二　第三十七条の四第二項の規定は、適用しない。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の三第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手

当の支給については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付の額に関する経過措置）

第九条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の額については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における支給限度額の変更に関する経過措置）

第十条　平成二十三年度における支給限度額（新雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額をいう。）の変更に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第七項中「　年度」とあるのは「、平成二十二年四月一日から始まる年度」と、「平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）」とあるのは「平成二十一年四月一日から始まる年度」と、「その翌年度」とあるのは「平成二十三年度」とする。この場合

における同条第一項第二号に規定する支給限度額の変更は、同条及び新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、新雇用保険法第六十一条の規定による同条第一項第二号に規定する支給限度額の変更とみなす。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第十一条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第十二条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下こ

の項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十三条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（雇用保険率に関する経過措置）

第十四条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十五条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百三条第三項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加え、同条第五項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

理　由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、雇用保険制度において、賃金日額の下限額等の引上げや就業促進手当の見直しを行うほか、被保険者等に関して就職に必要な職業訓練の機会の確保等を行うための就職支援事業を創設するとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練を受ける求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

第六十四条　削除

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（事業等の利用）

第六十五条　前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条に規定する求職者訓練受講支援給付に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険

（事業等の利用）

第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険

料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

第九条　削除

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げ	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）

る事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。	の範囲内において変更することができる。
6～8　（略）	6～8　（略）
9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。	9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（	（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（

雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）……一一
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……一二
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項……一三
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項……一四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一号の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項……一五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……一六
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項……一七
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……一八
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……一九

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）（P：求職者支援関係の改正については未反映）……一〇
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……一〇

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更） 第十八条　厚生労働大臣は、平成二十二年四月一日から始まる年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成二十三年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。 2・3　（略）	（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更） 第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。 2・3　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の減額） 第十九条　（略） 2　厚生労働大臣は、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基地として、平成二十三年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。 3　（略）	（基本手当の減額） 第十九条　（略） 2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更の平均給与額を超え、又はの平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基地として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。 3　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一号の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第二条に規定する旧受給資格者であつて受給資格に係る離職の日において三十歳未満であるものとみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2～5　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第一条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2・前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢雇用継続基本給付金） 第六十一条　（略） 2～6　（略） 7　厚生労働大臣は、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、平成二十三年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。	（高年齢雇用継続基本給付金） 第六十一条　（略） 2～6　（略） 7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）（P：求職者支援関係の改正については未反映）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五までの範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

平成二十三年
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
用例集

Ⅰ　雇用保険法関係（第一条）

【第五十六条の三】（就業促進手当）

「（全体について）A（…（その一部の場合）にあつては、A、かつ、B）」の例

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）　抄

（定義）

第二条

2　この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

「A（…にあつては、B）」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）　抄

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当す

る者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

【第六十六条第六項】（国庫の負担）

「一部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）　抄

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

Ⅱ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

【第十二条第五項】（弾力的運用の規定）

「費用（…の事務の執行に要する費用を除く。）」の例

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）　抄

（基金）

第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

Ⅲ　附則関係（第二条）

【附則第一条】（施行期日）

施行期日に係る規定における「第○条中…及び…の改正規定並びに附則第△条の規定」の例

○児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）　抄

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）

二　第一条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定　児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国について効力を生ずる日

三・四　（略）

【附則第二条】（基本手当の日額等に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

【附則第三条】（平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

【附則第四条】（平成二十三年度における控除額の変更に関する経過措置）

【附則第十条】（平成二十三年度における支給上限額の変更に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）　抄

（平成七年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

第三条　平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定にかかわらず、平成六年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成三年六月における平均定期給与額（第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合は、当該改正の基礎となった平均定

期給与額）を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成七年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動変更対象額を変更しなければならない。この場合における同項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額の変更とみなす。

2　前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

【附則第五条】（傷病手当の日額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

【附則第六条】（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）　抄

（特例一時金の額に関する経過措置）

第九条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対す

る新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第　項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

二　第四十条第二項の規定は、適用しない。

【附則第七条】（特例一時金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

【附則第八条】（就業促進手当の支給に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。

2～5　（略）

【附則第九条】（高年齢雇用継続給付の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第十一条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

3・4　（略）

【附則第十一条】（育児休業給付金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

第十二条　育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

【附則第十三条】（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）　抄

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十六条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

【附則第十四条】（雇用保険率に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十二年法律第五十九号）　抄

（雇用保険率に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第十二条第四項の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

法律名について

1．基本的な考え方

（1）本法律案は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 必要な職業能力を高めるための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、その早期の就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、法律案の内容もこれらの各施策について規定することとしている。

（2）このため、本法律案の内容を紛れなく適切に推察させる名称として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」とするものである。

2．「職業訓練の実施等による」について

（1）①必要な職業能力を高めるための職業訓練の実施、②訓練期間中の生活を支援するための給付の支給、③公共職業安定所による就職支援のうち、本制度の中心は訓練による能力開発であることから、政策手段としてこれを例示するものである。

（2）「職業訓練の実施」については、職業能力開発促進法第４条等に例がある。

3．「特定求職者」について

（1）今般の制度の対象者は、事業主と雇用関係のない者であることから、用語としては「失業者」又は「求職者」が考えられるが、「失業者」は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者を、「求職者」は求職の申込みをした者を指すものと考えられる。いずれも法律の名称に用いられている例は見当たらない。

（2）今回は、失業状態にある者のうち、「求職の申込み」をした者を対象とすることから、「求職者」とするものである。

（3）また、本制度においては、求職者のうち、雇用保険の失業等給付を受給できない者等の一定の要件に該当する求職者を対象としている。

（4）「特定○○」という用語は、法令上、ある範囲のもののうちの一定範囲のものを指す場合に用いられている（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）等）ことから、「特定求職者」とするものである。

4．「就職の支援」について

（1）本制度は、長期失業者等、市場に委ねているだけでは企業による雇用が進まない者について、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強い。

（2）雇用分野の法律としては、一定の求職者や労働者の雇用を進めていくための法律として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）等、「雇用の促進」といった名称を用いているものもいくつかあるが、このような法律は、雇用量を増大する手段を採っているため、今回は「支援」としたい。

※　労働関係法令においては、「職業の安定」（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））、「雇用の安定」（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号））等、「安定」という用語を用いる例があるが、これは職に就いた後の状態を指す用語であるため、適当でない。

（3）また、今回の制度は、職業訓練の実施、給付の支給、就職支援いずれも求職者本人に対する措置のみである。このため、「雇用」に至るまでの過程のうち、労働者に着目した「就職」との用語を用い、「就職の支援」とするものである。

法律案の全体構成、各章の名称について

１．法律案の全体構成について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的技能及び知識の付与により職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものである。本法律案も、これらの各施策について規定することとしている。

（２）法案全体の構成としては、まず総則として法律全体に通ずる目的規定、定義規定を置き、次に、実体的規定として（１）①から③まで係る規定を置き、その後に実体的規定に付属する雑則、罰則、附則に係る規定を置くこととする。

（３）実体的規定の規定順については、本制度の中心が、職業訓練とその間の生活を支援するための給付であることから、これを順に規定し、最後に、訓練受講者に全員に対して実施するものとして就職の支援等を規定することとする。

（４）本法律案は本則が 24 条であり、最近の同規模の立法例が章に区分されており節に区分されていないことから、章に区分することとする。

※ 全体が 20 条程度で章に区分される最近の主な立法例

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（20 条）
- 「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）」（23 条）
- 「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）」（30 条） 等

２．各章の名称について

（１）第２章

本章は、認定特定求職者職業訓練の認定に関する規定のみならず、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画、認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成等、認定特定求職者職業訓練に関する規定を集約した構成としており、また、これらの規定内容は、認定と並んでいずれも認定特定求職者職業訓練の制度運営に当たっての重要な要素であることから、「認定特定求職者職業訓練の認定等」といった標題とせず「認定特定求職者職業訓練」とする。

（2）第３章

本章は、求職者訓練受講支援給付の支給、給付制限、不正受給の場合の返還命令等、いずれも求職者訓練受講支援給付に関する規定から構成されていること、雇用保険法の給付に係る章の標題の例を踏まえ、「求職者訓練受講支援給付」とする。

（3）第４章

本章は、公共職業安定所長による就職支援計画の作成、本制度の対象となった特定求職者の就職への努力に係る規定で構成されることから、付随的な努力義務規定は「等」とし、「特定求職者に対する就職の支援等」とする。

目的規定について（第１条関係）

１．基本的な考え方について

求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、

① 基礎的な技能及び知識の付与による職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練

② 訓練期間中の生活を支援するための給付の支給

③ 公共職業安定所による就職支援

を実施することにより、就職に関して必要な支援を行うことを目的とするものであり、同制度を構成する施策について規定した本法律案の目的も、これを踏まえたものとすることが適当である。

２．「職業訓練の実施」について

（１）今般の制度では、厚生労働大臣が定める一定の基準等に基づき民間訓練機関等が設定する職業訓練を国が認定し、当該訓練を行う者に対して助成を行うことにより特定求職者の訓練受講機会の増大を図るものであるが、これはいわば、国が間接的に職業訓練を実施するものと言える。

（２）また、国が行う公共職業訓練等も求職者訓練受講支援給付の対象となることから、これらを捉え「職業訓練の実施」と規定する。

（３）なお、国が直接実施するわけではないが、目的規定において「実施する」と規定されている例としては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）」第１条等がある。

３．「職業訓練を受けることを容易にするための給付」について

「職業訓練を受ける」については、雇用保険法第63条第１項第５号等に例がある。

４．「等」について

「等」は、公共職業安定所による就職支援を指すものである。

５．「その就職を支援し」について

（１）本法律の直接の目的は、求職者の就職の支援であることから、その旨を規定する。

（２）なお、本法律案は、就職に必要な訓練を受講する機会を確保すること等により、現に存在する雇用に結び付けていく面が強いことから、雇用量を増大する手段を採る場合に用いる「促進」ではなく「支援」とし、職業訓練の実施等いずれも求職者本人に対する措置であることから、「雇用」に至るまでの過程のうち労働者に着目した「就職」を用いるものである。

6．「雇用の安定を図ることを目的とする。」について

（1）他の労働関係法令の例を踏まえ、本制度の直接の目的である「就職の支援」により達成される高次の目的を規定するものである。

（2）労働関係法令において、高次の目的としては、

① 「雇用の安定」（港湾労働法（昭和63年法律第40号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）等）、

② 「職業の安定」（職業安定法（昭和22年法律第141号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）、

③ 「福祉の増進」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等）

が考えられるが、「雇用の安定」が雇用に結び付けることに主眼を置いているのに対し、「職業の安定」は職に就いた後の失業予防の面を含んでおり、「福祉の増進」は労働者の保護の面を含んでいる。

（3）今回の法律案は、就職の支援を目的としており、一義的には、職に就くことを目的としたものであることから、「雇用の安定」と規定する。

（4）なお、「生活の安定」を用いる例も僅かにあるが、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）等、生活に直結する施策に係る場合に限られる。

特定求職者の定義について（第２条関係）

１．基本的な考え方について

（１）求職者支援制度は、雇用保険の失業等給付を受給できない者に対し、職業訓練の実施等により、その就職を支援する制度であるから、求職者が労働の意思及び能力を有していることが大前提となる。このため、これを柱書きに規定する。

（２）その上で、雇用保険の失業等給付を受給できない者、すなわち、雇用保険の被保険者又は受給資格者でないことが次の前提となる要件であることから、これを一号イとして規定する。

（３）また、雇用保険の失業等給付を受給できない者の中には、そもそも雇用保険の適用が除外されている者もおり、その中には、例えば、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の規定に基づく失業等給付相当を下回っており、国家公務員退職手当法第 10 条の規定に基づき失業者の退職手当が支給される者等、雇用保険の受給資格者又は被保険者相当の者として本制度の対象外とすることが適当な者もいるところ、これらの者を除外することができるよう「被保険者又は受給資格者でない者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの」を、第一号ロとして規定する。

（４）労働の意思及び能力を有していることは、（１）のとおり、本制度により認定特定求職者職業訓練を受講し、必要に応じて給付の支給を受ける大前提であるが、外形的に把握することは困難であることから、公に認定し把握するため、公共職業安定所に求職の申込みをしたことを要件とすることとし、第二号として規定する。

２．厚生労働省令で定める者について

P

３．「求職の申込みをしている者」について

求職の申込みをした状態にある者を指すが、求職者登録には有効期限があるため、申込みをした時期に特段の期限を付する必要はない。

※　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 48 年法律第 43 号）第 20 条第１号

（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第 20 条　公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　公共職業安定所に求職の申込みをしていること。

二～四　（略）

職業訓練の名称等について（第３条関係）

１．名称について

職業訓練の実施等による対象求職者の就職の支援に関する法律（仮称。以下「求職者支援法」という。）に規定する厚生労働大臣の認定による訓練の名称については、

- 認定を受けたものであること
- 特定求職者を対象とするものであること
- 職業訓練であること

の各要素を勘案し、「認定特定求職者職業訓練」とする。

２．認定を受けたものであることについて

（１）既存の法律上、厚生労働大臣等の認定に係る職業訓練の名称には、冒頭に「認定」の文言が付されている。

（例）

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64条。以下「能開法」という。）第24条第１項の規定により都道府県知事が認定する職業訓練→「認定職業訓練」（同条第３項）
- 同法第26条の３第１項の規定により厚生労働大臣が認定する実施計画に基づく実習併用職業訓練→「認定実習併用職業訓練」（第26条の５第１項）

（２）求職者支援法上の職業訓練も認定を受けて実施するものであることを明確にする観点から、これらの例を踏まえ、冒頭に「認定」の文言を付すこととする。

３．特定求職者を対象とするものであることについて

（１）能開法上の職業訓練又は雇用保険法上の教育訓練において、その名称に対象者の類型を付した例は見られない。

（２）これについては、能開法は労働者全般に対する職業訓練の在り方を規定した法律であり、求職者支援法が特定求職者を対象としていることとは位置づけが異なるものである。

（３）また、仮に訓練名称に対象者を明示しない場合又は「特定求職者」ではなく「求職者」という文言を付する場合、訓練の対象として本来想定している範囲を超えるかのような印象を与えるおそれがある。

（４）このため、求職者支援法上の認定に係る訓練については、法律が特定求職者に対するものとして置かれていることを踏まえ、対象者である「特定求職者」の文言を明示することとする。

４．職業訓練であることについて

（１）既存の法律に規定される訓練であって「職業訓練」又は「教育訓練」のいずれかに位置づけられるものは、その名称において「職業訓練」又は「教育訓練」の文言を用いることにより、他の「訓練」との違いを明確にしている。

※「職業訓練」及び「教育訓練」のいずれにも該当しない訓練の例

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第13条第1項に規定する適応訓練
- 同法第20条第5号に規定する職業準備訓練
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

（2）求職者支援法上の訓練については、受講者の就職を目的としたものであることから、当該訓練の類型を明確にするため、「職業訓練」の文言を付することとする。

（3）なお、「職業訓練」及び「教育訓練」については、いずれも法律上の定義は存在しないが、「職業訓練」は労働者（求職者を含む。以下同じ。）が職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得することを目的として行われるものを指すのに対し、「教育訓練」は、労働者に限らず幅広い対象者に対する教育を目的として行われるものを指すという概念上の違いがある。本法における訓練は、その対象者及び目的について前者に当たることから、「職業訓練」として整理することとするものである。

また、職業訓練の実施主体としては、既存の法律においては国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構等の公的主体が主に規定されているところ、職業訓練の実施はこれらの主体に限定されるものではなく、民間教育訓練機関が職業訓練を実施することも認められるものである（例：職業能力開発促進法第9条、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第11条第5項）。

職業訓練の認定を独立行政法人に行わせること等について（第３条、第６条関係）

１．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の活用について

（１）この法律に基づく職業訓練については、国が責任をもって、適正な制度運営を行う必要があることから、第一義的に職業訓練を認定する主体を、職業能力開発施策を所管する厚生労働大臣とするものであるが、実際の認定求職者支援訓練の認定に当たっては、個別の訓練について、就職につながるような適切なカリキュラムが設定されているか、想定されている水準の知識・技能等が習得できるだけの訓練内容となっているか等の専門的な審査が必要。

（２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）は、従来、国に代わって公共職業訓練を実施してきた独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が有する職業訓練に関するノウハウを承継するほか、能開機構が公共職業訓練の委託や、事業主に対する相談援助業務を行ってきた経緯から、地域の教育訓練機関との連携に長じており、国が自ら当該認定事務を実施するよりも効果的・効率的に認定事務を実施することが可能となるものである。

（３）また、新機構が厚生労働大臣の委任を受けて行う認定行為については、認定特定求職者職業訓練に係る受講希望者をあっせんし、訓練実施実績に応じた助成を行う対象として適当な訓練であることを認める位置づけの行為にすぎず、独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業（※）には該当しない。

※　独立行政法人ではなく国が直接実施すべき事業は、以下のとおり想定されている。

①　私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務及び事業（例：司法警察）

②　その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務及び事業（例：栄典）

③　災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務及び事業（例：防衛）

（「改訂　独立行政法人制度の解説」（独立行政法人制度研究会編、第一法規）15頁）

（４）なお、認定行為は、上記のように新機構の専門的なノウハウを要する部分のほか、厚生労働省令で定める認定基準（訓練時間、訓練分野、設備、講師、就職支援の内容等についての基準）に則って客観的に判断すべき点においては、新機構の裁量は生じない。

（５）これらの認定業務と併せ、認定を行った訓練を実施する者に対するカリキュラムの適切な運用、訓練実施機関として行うべき就職支援の在り方等について、指導、援助等を行うことについても、職業訓練の効果的な実施に関する知見等を有する新機構に行わせることが適当と考えられる。

当該事務については、認定に関する事務と異なり、厚生労働大臣の権限を委任するのではなく、機構がその有するノウハウを活用し、自らの業務として実施するものと位置づけることとする。

（６）なお、厚生労働省の地方支分部局として、都道府県労働局が置かれているところ

であるが、都道府県労働局は従来、職業能力開発行政に関する事務を分掌しておらず、職業訓練に関するノウハウを有しないことから、上記の認定業務を行わせることは適当でない。

2．参考とした例

（1）法律上、大臣が行うこととされている認定、指定等を独立行政法人等に行わせる例としては、計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の特定計量証明認定機関の認定を、経済産業大臣が独立行政法人製品評価技術基盤機構に行わせることとしている例がある。

（2）このほか、大臣が、その指定する者に認定を行わせる例として、

- 自然公園法（昭和32年法律第161号）第24条第1項の自然公園への立入の認定を、環境大臣がその指定する者に行わせることとしている例
- 漁船法（昭和25年法律第178号）第8条の動力漁船の工事完成後の認定を、農林水産大臣がその指定する者に行わせることとしている例

がある。

認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について（第４条関係）

１．認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画について

（１）認定特定求職者職業訓練の各年度の実施規模や、重点的に実施すべき訓練分野等については、各時期における特定求職者の規模や訓練ニーズの状況も踏まえて決定していく必要がある。

（２）これらをあらかじめ、政府において、この法律の実施責任を含む職業能力開発行政を所掌する厚生労働大臣が計画として定め、公にすることによって、民間教育訓練機関においても計画的、効率的に、認定特定求職者職業訓練を実施することが可能となる。

２．関係者の意見を聴くことについて

（１）当該計画は、各年度における認定特定求職者職業訓練の制度の運用の在り方について定めるものであることから、労働政策審議会の意見を聴くことを要しないものと整理することとする。

（２）一方、特定求職者の就職に資する職業訓練を実施するため、新規成長分野や雇用が見込まれる分野に係る訓練、地域の求人ニーズを踏まえた訓練等を認定していく必要があり、このように重点的な供給が必要な訓練分野を検討するに当たっては、あらかじめ関係行政機関の長（経済産業大臣、文部科学大臣等）、労使団体、訓練実施機関関係者等（以下「関係者等」という。）の意見を聴いて、目標とすべき実施規模やその配分等を定めることが効果的であることから、これら関係者等への意見聴取については、規定することとする。

３．参考とした例

（１）このように、個別の認定に当たって、制度に係る計画に即したものであるか否かその他の基準等に沿って判断することとしている例としては、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第５条の農業経営の改善及び安定のための計画の認定の例（※）がある。

※　市町村が、その計画が当該市町村の定める基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとするもの。

（２）このほか、個別の認定に当たって、計画に即しているかを要件とする仕組みとしては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）第46条に規定する認定保護増殖事業の例がある。

（３）厚生労働大臣による計画策定に当たって労働政策審議会への意見聴取を法定していない例としては、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７の職業訓練の実施に関する計画の例がある。

給付について（第７条関係）

１．給付の名称について

（１）求職者支援制度における給付の名称については、

①　求職者が訓練を受けることを容易にするための給付であること

②　求職者個人に対する給付であること

を明らかにしたものとすることが適当である。

（２）訓練期間中の生活の支援の目的が訓練受講を容易にすることであることから、給付の名称を「求職者訓練受講支援給付」とする。

（３）対象者が何らかの行動を取ることを支援するための給付という名称では、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する「母子家庭自立支援給付金」の例がある。

２．支給要件、額及び給付期間を厚生労働省定めとする理由について

（１）雇用保険法における技能習得手当等や雇用対策法における職業転換給付金の支給要件、額、期間等が基本的に厚生労働省令で定められていることを踏まえ、本法案においても厚生労働省令で定めるものである。

（２）第７条第１項の厚生労働省令は、支給方法の手続を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める基準は、

①　常態として職に就いていないこと

②　申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の前年の所得を１２で除して得た額の合計が２５万円以下であること

③　申請者及び申請者と同居する親、子（未成年を除く。）、配偶者の預貯金の合計が３００万円以下であること

等を定めることを想定している。

（３）第７条第１項の厚生労働省令で定める期間は、原則として訓練１回（連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）には２回目の訓練を含む。）について２年を限度とすることを定めることを想定している。

（４）第７条第２項の厚生労働省令は、10 万円を定めることを想定している。

３．給付を支給しない期間を６年としていることについて

（１）就職支援という本制度の趣旨を踏まえれば、際限なく訓練を受講でき、又は給付を受給することができることとすることは、早期就職意欲の喚起を阻害するおそれがあることから適当でない一方、本制度の給付を受ける必要性は繰り返し生じ得るため、一定期間経過後には再度受給することができるような仕組みとすることが必要である。

（２）このため、訓練開始日から過去６年以内に求職者訓練受講支援給付の支給を受けた別の認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の期間の初日がある場合等は、

原則として、求職者訓練受講支援給付は支給しないこととする。

（3）ここで、

① 「6年」としているのは、本制度が訓練受講後早期に就職することが期待される制度であり、パートタイム労働者の平均継続就業期間のデータを踏まえれば、受給開始後すぐに就職した者であっても6年は就業が期待できることを踏まえたものであり（平均継続就業期間6．4年 （平成19年就業構造基本調査））、

② 6年の起算点を訓練の初日としているのは、訓練の終了要因としては、訓練期間の満了、就職による中途退校、無断退校等様々考えられるところ、終了要因にかかわらず、当該時点を、以後給付を受けられない期間の起算点とすることは不適当であることによる。

（4）なお、特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合としては、

① 連続受講が可能な場合（基礎的な認定特定求職者職業訓練→公共職業訓練等）

② 認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の初日から求職者訓練受講支援給付の支給を受けない場合

等を定めることを想定している。

4．支給主体について

雇用対策法に基づく転換給付金の支給主体も「国」とされていること等を踏まえ、本給付の支給主体も「国」と規定する。

返還命令等について（第10条関係）

1．返還命令等を設ける理由

不正受給をした者については、

① 求職者訓練受講支援給付は、これを偽りの申請等の不正な手段を用いて給付した場合、国は財政面において不当な損害を被ることとなること

② 求職者訓練受講支援給付は、給付の対象者を生活における支援が真に必要な者に限定するため、労働の意思及び能力があること、収入が一定額以下であることを要件とすることを想定しているが、これらについては行政機関による要件事実の把握が困難であり、受給者からの申告に依存する面が大きく、不正受給の生じる余地が大きいこと

から、すでに給付の支給を受けた者がある場合には、国は当該者に対し給付した額の返還及び２倍以下の納付金の納付を命ずることができることとする。

2．他の制度の例

（1）返還命令及び納付命令を規定している例としては、雇用保険法があり、納付命令は、不正受給額の２倍に相当する額以下の金額となっている。

（2）また、今回の事業と同様、附帯事業として行っているものとしては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の附帯事業として行っている賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）の未払賃金の立替払事業において、不正受給額の１倍（同額）に相当する額以下の金銭の納付を命ずることとできるとされている。

3．主体について

返還命令等の結果、金銭は国庫に返納されることとなること、雇用保険を管掌する主体は「政府」であること、雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、賃金の支払の確保等に関する法律等において、返還命令等の主体としては「政府」と規定されていることを踏まえ、「政府」とする。

受給権の保護、公課の禁止、時効について（第11条、第12条及び第16条関係）

1．受給権の保護について

（1）求職者訓練受講支援給付は、一身専属的な権利であり、かつ、求職者が訓練を受講することを支援するための給付であることから、その目的に使用されることを確保するため、これを他人に譲り渡すことはできず、担保に供することも差し押さえることも禁止することとする。

（2）類似の給付について受給権の保護が図られている例としては、職業転換給付金（雇用対策法（昭和41年法律第132号）第21条）がある。

2．公課の禁止について

（1）求職者訓練受講支援給付は、求職者が訓練を受講することを支援するための給付であるところ、これに公課を課し減額することは、本給付の趣旨に照らし矛盾することとなることから、本給付に公課は課さないこととする。

（2）類似の給付について公課の禁止が設けられている例としては、職業転換給付金（雇用対策法第22条）がある。

3．時効について

（1）本法における金銭の徴収権、求職者訓練受講支援給付を受ける権利等はその行使が容易であり、またこれらの権利関係をいたずらに長期にわたって不安定な状態の下に置くことは、煩雑な事務をますます複雑化するおそれがあることから、民法及び会計法に対する特別法的規定として、二年の短期消滅時効にかからせることとする。

（2）類似の給付について時効を設けている例としては、失業等給付（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第74条）がある。

特定求職者に対する就職の支援等について（第13条・第14条関係）

1．法律に規定する理由について

（1）就職支援は、求職者支援制度の目的を達成する上で、必要不可欠の施策であり、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と並ぶ求職者支援制度の柱の一つである。

（2）このため、

① 重要性を明らかにするとともに、認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等、求職者訓練受講支援給付と併せて規定することで求職者支援制度を構成する施策の全体像を明確にする必要があること

② 本制度の目的にかんがみれば、訓練を受講し就職する意思及び能力を真に有した、本制度による支援が真に必要な者に対象者を限定することが適当であることから、特定求職者に対する就職の支援に係る規定を設けるものである。

2．就職への努力について

（1）本制度は、労働の意思及び能力のある、雇用保険の失業等給付を受給できない者の就職を支援する制度であるから、対象となる求職者が積極的に求職活動を行っていかなければならないことは当然である。

（2）その制度の趣旨を明らかにするため、公共職業安定所に来所し、公共職業安定所長が作成する就職支援計画に沿って職業指導や情報の提供等を受けることを含め、誠実かつ熱心に求職活動を行い、職業に就くよう努めなければならない旨を、確認的に法律上明記する。

（3）なお、確認的に就職への努力義務を法律上明記した例としては、雇用保険法第10条の2がある。

3．主体について

就職支援計画については、個々の求職者の状況に応じて、個別に作成するものであり、かつ、実務的な内容であることから、「公共職業安定所長」を主体とする。

雑則の規定順について（第15条から第22条まで関係）

1．規定する順番について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、時効等実体的規定に付属する規定を第15条から第19条までとして、船員になろうとする者に関する特例に係る規定を第20条として、権限の委任、厚生労働省令への委任に係る包括的規定を第21条及び第22条として、順に規定する。

第15条　労働政策審議会への諮問
第16条　時効
第17条　報告等
第18条　立入検査
第19条　雇用保険法との関係
第20条　船員となろうとする者に関する特例
第21条　権限の委任
第22条　厚生労働省令への委任

2．参考とした例

今般規定する雑則の規定順は、保険制度に関する他の労働関係法令において、以下のとおりとなっている。

○　雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）
第72条　労働政策審議会への諮問
第74条　時効
第76条　報告等
第79条　立入検査
第81条　権限の委任
第82条　厚生労働省令への委任

○　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（抄）
第42条　時効
第46・47条　報告等
第48条　立入検査
第49条の3　厚生労働大臣の権限の委任

労働政策審議会への必要諮問事項について（第15条関係）

1．必要諮問事項とする基準について

求職者訓練受講支援給付の支給基準、給付限度期間、6年の求職者訓練受講支援給付を受給することができない期間の例外等、実務的な手続、様式を定めるものを除いて本制度の枠組に係る事項を定める厚生労働省令等について、労働政策審議会の必要諮問事項とする。

報告等、立入検査について（第17条及び第18条関係）

1　主体について

（1）本法案においては、認定特定求職者職業訓練及び求職者訓練受講支援給付に係る業務は厚生労働大臣が、就職支援計画の作成については公共職業安定所長がその主体となっていることから、その権限に係る業務に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるよう、各項ごとに「厚生労働大臣」又は「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」を主体として規定する。

（2）また、委任により業務を行う新機構においても、その権限に係る業務に関して必要な報告を求める必要があることから、「機構」を主体として規定する。

船員となろうとする者に関する特例について（第20条関係）

1．船員の読替規定を設ける趣旨について

（1）認定特定求職者職業訓練及び公共職業訓練等には、船員となろうとする者に対する訓練も含まれる。

（2）船員になろうとする者に対する職業相談、職業指導、職業訓練等への受講指示等については、船員職業安定法に基づき運輸局等が行うこととされていることから、本法律案で公共職業安定所に行うこととなっている求職申込み、公共職業安定所長が行うこととなっている訓練への受講指示、就職支援計画の作成等については運輸局で行うことが必要であり、必要読替規定を設けるものである。

（3）類似の規定例としては、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第18条等がある。

2．規定する位置について

雑則においては、実体的規定に付属する規定、特例に係る規定、包括的規定の順に規定を置いている例が多いことを踏まえ、権限委任規定の前に規定する。

準備行為について（附則第３条及び第４条関係）

１．準備行為の必要性について

（１）本法の施行日（以下「施行日」という。）については平成23年10月１日としているところ、同日から認定特定求職者職業訓練を実施するためには、あらかじめ認定行為自体を終え、同日付けで認定特定求職者職業訓練を開始することも可能としておくための措置を講じておくことが必要。このため、附則において準備行為に関する規定を設けることとするものである。

（２）具体的には、個々の職業訓練の認定及びその前提としての各年度における全国的な訓練の重点実施分野、実施規模の見通し等を定めた計画の策定を、施行日前においても行うことができる旨の規定を設けることとする。

２．独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に事前認定を行わせることについて

（１）上記の施行日前において実施する準備行為のうち、職業訓練の認定に関する事務（以下「事前認定事務」という。）については、施行日後は、第３条第３項の規定により厚生労働大臣が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせることとしていることから、施行日前においても同様に、機構に事前認定事務に行わせることとする。

（２）機構が附則第３条第２項の規定により事前認定事務を行う場合の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）あくまで本法の規定により特例的に行う業務であることに鑑み、新機構が本来行うべき業務の遂行に支障のない範囲で附帯的に行う業務について規定する新機構法第14条第３項の規定を適用し、必要な読替えを行うこととするものである。

厚生労働省設置法の一部改正について（附則第５条関係）

１．改正の概要

（１）現行の厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号。以下「設置法」という。）第４条第１項に掲げる厚生労働省の所掌事務のうち職業能力開発関係の事務としては、同項第 63 号から第 65 号までにおいて、それぞれ

① 公共職業訓練に関すること。

② 技能検定に関すること。

③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第４条第２項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

が規定されているところ、本法附則において、設置法第４条第１項を改正し、同項の所掌事務に新たに第 63 号の２として「認定特定求職者職業訓練に関すること。」を加えることとする。

（２）労働政策審議会が処理すべき事項の根拠法律として、本法を追加する。

（３）設置法第４条第１項第 63 号の２の事務を、都道府県労働局長に分掌させる旨の改正を行う。

２．所掌事務の追加について（設置法第４条関係）

（１）本法の施行に伴う新たな所掌事務については、設置法第４条第１項第 63 号の次に第 63 号の２として規定することとする。

（２）現行の設置法第４条第１項においては、まず、国が所掌する制度についての規定（職業訓練、技能検定）を挙げ、次に事業主等が独自に行う職業能力開発の奨励についての規定を挙げている。

（３）今般追加する事務については、国が個別法に基づき運営する職業訓練についての事務であり、また、職業訓練に関する内容であることから、設置法第４条第１項第 63 号（公共職業訓練に関すること）の次に規定を置くことが適当と考える。

（４）「認定特定求職者職業訓練」という名称は、本法において独自に規定されるものであるが、現行の設置法第４条第１項第 63 号の「公共職業訓練」及び同項第 64 号の「技能検定」についても、職業能力開発促進法において規定される用語であるところ、根拠法律を引用していないところ。

（５）これらの例にならい、「認定特定求職者職業訓練」についても、その根拠法令を引用せず規定することとする。

３．労働政策審議会が処理すべき事項の規定ぶりについて（設置法第９条）

（１）設置法第９条第１項第４号においては、労働政策審議会がその規定によりその権限に属させられた事項を処理する法律として、労働基準関係法令、職業安定関係法

令、職業能力開発関係法令及び雇用均等関係法令の順に、それぞれ設置法第4条第1項の所掌事務の規定順にならって列挙されている。

（2）本法については、職業安定関係及び職業能力開発関係の両分野にまたがる法律であることから、職業安定関係法令の末尾に挙げられている「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」と、職業能力開発関係法令の冒頭に挙げられている「職業能力開発促進法」との間に規定することとする。

4．都道府県労働局に分掌させる事務について（設置法第21条関係）

設置法第4条第1項第63号の2に掲げる事務のうち設置法第21条第1項の規定に基づき都道府県労働局が分掌する事務としては、

- 第4条第1項の計画の各管轄区域内の関係者への周知
- 第5条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者への助成

を想定している。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正について
（附則第６条関係）

１．改正の概要

本条は、

① 本法第３条第１項及び第２項の規定により厚生労働大臣が行う職業訓練の認定及びその取消しについて、同条第３項の規定により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせることとしていること、

② 第６条の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者に対して指導及び助言を行うものとすることとしていること

③ 第18条第４項の規定により、新機構は認定特定求職者職業訓練を実施する者等に対して報告を求めることができることとしていること、

④ 第19条第４項の規定により、厚生労働大臣は新機構に同条第１項に規定する立入検査又は質問を行わせることができることとしていること

から、法人の根拠法である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「新機構法」という。）について、①から④までの業務（以下「認定業務等」という。）を追加する等の所要の改正を行うもの。

２．業務の追加について（新機構法第11条及び第14条関係）

（１）本法の規定による認定特定求職者職業訓練の認定事務については、新機構法第14条第１項の業務（機構が新機構法第３条の目的を達成するために行う業務）として追加することとする。これは、認定業務等は、新機構法第３条の「求職者（略）の職業の安定（略）を図る」という目的に合致したものであることによる。

（２）また、新機構においては、職業能力開発業務について新機構の中期計画、年度計画等について労働者、事業主及び学識経験者からなる運営委員会の議を経ることとしているところ、認定業務等についても職業訓練に関する業務として、運営委員会の関与の対象とすることとするものである。

３．区分経理について（新機構法第16条関係）

（１）新機構法においては、財源の種類に応じて、経理を区分することとしているところ、現行では、各業務の財源は、

①新機構法第14条第１項第１号から第４号までに掲げる事務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として）

②新機構法第14条第１項第５号に掲げる事務：一般会計

③新機構法第14条第１項第６号に掲げる事務：障害者雇用納付金収入等

④新機構法第14条第１項第７号に掲げる事務：労働保険特別会計雇用勘定（雇用保険法第63条の能力開発事業として）

となっている。

（2）認定等業務については、（1）の①から④までのいずれとも異なり、雇用保険法第 64 条の就職支援事業として、労働保険特別会計雇用勘定から運営費交付金を交付することとなるため、新たな経理区分を設けるものである。

3．緊急時における厚生労働大臣の要求について（新機構法第 18 条関係）

（1）独立行政法人に対しては、原則として、緊急時等においてのみ主務大臣による関与が限定的に認められているところ、新機構法においても、第 18 条の規定により厚生労働大臣が特定の業務を実施することを新機構に要求することができることとされている（同様の規定は、他の独立行政法人にも一般的に置かれているところ）。

（2）本法の施行に伴い、新機構に新たに認定業務等が追加されることから、これについても新機構法第 18 条の要求業務の対象とするものである。

4．その他（新機構法附則第 5 条関係）

新機構法附則第5条第8項の読替規定において引用されている本則の条文の改正を反映するため、技術的な改正を行う。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律との調整規定について
（附則第７条関係）

１．調整規定の必要性について

（１）附則第３条第１項（公布日施行）において、第３条第１項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為（以下「事前認定等」という。）は、この法律の施行前においても、同項及び同条第３項の規定の例により行うことができることとしているところ。

（２）第３条第３項においては、厚生労働大臣が同条第１項の認定を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）に行わせる旨規定しているところ、新機構が発足するのは独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（以下「能開機構廃止法」という。）の施行日である平成23年４月１日であり、仮に、本法の公布日が能開機構廃止法案の施行日よりも先となった場合には、第３条第３項の規定の主体である新機構が発足していないことから、同項の規定の例により職業訓練の認定を行うことができなくなることから、新機構に代わる主体に事前認定等を行わせるための調整規定を設けることが必要。

２．独立行政法人雇用・能力開発機構に事前認定等を行わせることについて

（１）能開機構廃止法の施行前には、能開機構廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が、職業訓練の実施に関するノウハウを有していることや、新機構が今後行う本法に基づく認定特定求職者職業訓練に関する事務についても、能開機構が有してきたノウハウを活用して実施するものであることから、能開機構廃止法案の施行の日の前日までの間においては、能開機構に事前認定等を行わせることが適当。

（２）新機構は能開機構廃止法附則の規定により創設されるものであることから、法律上の整理も観点も、新機構が発足するまでの間、代わりに能開機構が新機構の行うべき業務を行うことについては、合理性があるものと解される。

（３）この場合においては、能開機構に新たに暫定的な業務が発生することとなるところ、当該業務の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「能開機構法」という。）上の位置づけについては、附則第３条第２項における新機構法第14条第３項の読替えに対応するものとして、能開機構法第11条第４項の読替えを行うことにより、能開機構が本来行うべき業務の遂行に支障のない範囲で附帯的に行う業務と位置づけることとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）（第三条―第六条）
第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）（第七条―第十二条）
第四章　特定求職者に対する就職の支援等（第十三条・第十四条）
第五章　雑則（第十五条―第二十二条）
第六章　罰則（第二十三条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給すること等により、その就職を支援し、もって特定求職者の雇用の安定を図ることを

目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定求職者」とは、労働の意思及び能力を有している者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一　次のいずれにも該当しない者

イ　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条に規定する被保険者又は同法第十五条第一項に規定する受給資格者

ロ　イに掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定めるもの（P）

二　公共職業安定所に求職の申込みをしている者

第二章　認定特定求職者職業訓練（仮称）

（認定特定求職者職業訓練）

第三条　厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、次条の計画に即したものであること、特定求職者の就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得による職

業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練であることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定特定求職者職業訓練を行う者が当該認定特定求職者職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定特定求職者職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　厚生労働大臣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）に、第一項の規定による認定に関する事務及び前項の規定による認定の取消しに関する事務を行わせるものとする。

（認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画）

第四条　厚生労働大臣は、毎年、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練の実施に関する計画を定めるものとする。

（認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成）

第五条　国は、特定求職者の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が認定特定求職者職業訓練を行

う者によって行われることを奨励するため、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

（指導及び助言）

第六条　機構は、認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、認定特定求職者職業訓練の効果的な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三章　求職者訓練受講支援給付（仮称）

（求職者訓練受講支援給付の支給）

第七条　国は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は雇用保険法第十五条第三項に規定する公共職業訓練等（以下「公共職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、当該特定求職者及びその属する世帯の他の世帯員の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する場合に、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、厚生労働省令で定める期間を限度として求職者訓練受講支援給付を支給する。

2　求職者訓練受講支援給付の額は、厚生労働省令で定める。

3　特定求職者が、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等の開始の日からさかのぼって六年以内に認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等（当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けた期間について求職者訓練受講支援給付の支給を受けたことがあるものに限る。）の期間の初日があるときは、求職者訓練受講支援給付は、支給しない。ただし、当該特定求職者の就職の支援のために特に必要がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（給付制限）

第八条　求職者訓練受講支援給付の支給を受ける特定求職者が、認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等に係る出席状況その他の状況を勘案し、求職者訓練受講支援給付を支給することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、求職者訓練受講支援給付は、支給しない。（P）

第九条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした者には、求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、求職者訓練受講支援給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後において公共職業安定所長が新たに指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける期間について、求職者訓練受講支援給付を支給する。

3　特定求職者が第一項の規定により求職者訓練受講支援給付を支給されないこととなったときは、第七条第三項の規定の適用については、求職者訓練受講支援給付の支給があったものとみなす。

（返還命令等）

第十条　偽りその他不正の行為により求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した求職者訓練受講支援給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた求職者訓練受講支援給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において認定特定求職者職業訓練を行う者が偽りの届出、報告又は証明をしたためその求職者訓練受講支援給付が支給されたものであるときは、政府は、当該認定特定求職者職業訓練を行う者に対し、その求職者訓練受講支援給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による求職者訓練受講支援給

付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

（受給権の保護）

第十一条　求職者訓練受講支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、求職者訓練受講支援給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第四章　特定求職者に対する就職の支援等

（就職支援計画（仮称）の作成）

第十三条　公共職業安定所長は、その指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者の就職を容易にするため、当該特定求職者の就職を支援するための計画（次項において「就職支援計

画」という。）を作成するものとする。

2　就職支援計画には、公共職業安定所が特定求職者に対して行う職業指導、情報の提供その他厚生労働省令で定める事項について記載するものとする。

（就職への努力）

第十四条　公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受ける特定求職者は、公共職業安定所に出頭し、前条第二項の規定により公共職業安定所が行う職業指導、情報の提供等を受けること等により、誠実かつ熱心に求職活動を行い、職業に就くように努めなければならない。

第五章　雑則

（労働政策審議会への諮問）

第十五条　厚生労働大臣は、第七条第一項の基準若しくは期間、同条第二項の額、同条第三項若しくは第八条の場合を厚生労働省令で定めようとするとき又は第十条第一項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（時効）

第十六条　求職者訓練受講支援給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利若しくは第十条第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

（報告等）

第十七条　厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、認定特定求職者職業訓練を行う者又は認定特定求職者職業訓練を行う者であった者（以下「認定特定求職者職業訓練を行う者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けている特定求職者又は公共職業安定所長が指示した認定特定求職者職業訓練又は公共職業訓練等を受けていた特定求職者（以下「特定求職者等」という。）に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、求職者訓練受講支援給付の支給に関し必要があるときは、特定求職者及びその属する

世帯の他の世帯員の資産及び収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関に報告を求めることができる。

4　機構は、第三条第一項若しくは第二項又は第六条に規定する業務に関し必要があると認めるときは、認定特定求職者職業訓練を行う者等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

（立入検査）

第十八条　厚生労働大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、認定特定求職者職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（認定特

定求職者職業訓練が第三条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合して行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

4　機構は、前項の規定により同項に規定する立入検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　第二項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

6　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（雇用保険法との関係）

第十九条　第五条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する助成及び第七条の規定による求職者訓練受講支援給付の支給は、雇用保険法第六十四条に規定する就職支援事業として行う。

（船員となろうとする者に関する特例）

第二十条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員になろうとする者に関しては、第二条第二号、第十三条第二項及び第十四条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第七条第一項、第十三条第一項、第十四条及び第十七条第二項中「公共職

業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。）の長」とする

（権限の委任）

第二十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第六章　罰則

第二十三条　認定特定求職者職業訓練を行う者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず

、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十七条第四項の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした場合

三　第十八条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十四条　特定求職者等が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第二項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

二　第十八条第一項の規定による当該職員の質問（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同条第一項の規定による検査（同条第三項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十五条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ

。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第七条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　P

（準備行為）

第二条　第三条第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第三項の規定の例により行うことができる。

2　前項の規定によりその例によることとされた第三条第三項の規定により機構が同条第一項の規定による認定に関する事務を行う場合における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の適用については、同法第十四条第三項中「国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて」とあるのは、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第三条第一項の規定によりその例によることとされた同法第三条第三項の規定により行う行為について」とする。

第四条　厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、同条の計画を定めることができる。

2　前項の規定により定められた計画は、この法律の施行の日において第四条の規定により定められた計画とみなす。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二　認定特定求職者職業訓練に関すること。

第九条第一項第四号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」の下に「、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）」を加える。

第二十一条第一項中「第六十二号まで」の下に「、第六十三号の二」を加える。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第

三条第二項に規定する認定特定求職者職業訓練の認定に関すること、同法第六条の規定による認定特定求職者職業訓練を行う者に対する指導及び助言、同法第十八条第四項の規定による報告徴収並びに同法第十九条第一項の規定による立入検査又は質問を行うこと。

第十四条第二項中「及び第七号」を「並びに第七号及び第八号」に、「又は」を「若しくは」に改め、「能力開発事業」の下に「又は同法第六十四条の規定による就職支援事業」を加える。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五　第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十八条中「又は同項」を「、同項」に改め、「これに附帯する業務を含む。）」の下に「又は同項第八号に掲げる業務」を加える。

附則第五条第八項中「第七号」を「第八号」に、「又は」を「若しくは」に、「職業能力開発業務」を「に掲げる業務及び」に、「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」を「及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務並びにこれらに」に改める。

（調整規定）

第七条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における附則第二条第一項の規定によりその規定の例によることとされた第三条第三項の規定の適用については、同項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」とし、附則第三条第二項中「機構が」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構が」と、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の適用については、同法第十四条第三項」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の適用については、同法第十一条第四項」とする。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

※　その他の規定の要否については検討中。

理　由

非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給することができない求職者の就職を支援し、その雇用の安定を図るため、当該求職者に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称）

用例集

【法律の名称関係】

・「～の実施による」

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

・定義された「特定～」を法律の名称に用いている例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

（定義）

第二条　（略）

1　この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

・「就職」及び「支援」を同一の条文で用いている例

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条

2

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

【第一条関係】

・構文の例

○　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（目的）

第一条　この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安

定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

・定義を置いている語の定義を目的規定で規定していない例

○　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

・「職業訓練を受ける」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（能力開発事業）

第六十三条

五　職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

・「～を容易にするための給付」

○雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（職業転換給付金の支給）

第十八条

二　求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

【第一条及び第二条関係】

・定義を置いている語を目的規定で用いている例

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（目的）

第一条　この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定特殊自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（同条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）であって、次に掲げるもの（けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具その他政令で定めるものを除く。）をいう。

一・二　（略）

2　この法律において「特定原動機」とは、特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される装置で主務省令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定特殊自動車排出ガス」とは、特定特殊自動車の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいう。

・定義規定の用語が一つで、総則が目的規定と定義規定だけで構成されている例

○　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、主要な野菜について、一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより、主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「指定野菜」とは、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう。

・国が直接実施しないものについて「実施する」としている例

◎原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

（目的）

第一条　この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

○都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）

（目的）

第一条　この法律は、都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設の整備等を促進することにより都市鉄道等の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

【第二条関係】

・構文の例

○林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（定義）

第二条

2　この法律において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体

二　造林業、育林業又は素材生産業を営む者

三　前号に掲げる者の組織する団体

四　前三号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの

【第三条第一項】

・「技能及び知識の習得」と「職業能力の開発及び向上」の関係に関する例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（熟練技能等の習得の促進）

第十二条の二　事業主は、必要に応じ、労働者がその習得に相当の期間を要する熟練した技能及びこれに関する知識（以下この条

において「熟練技能等」という。）に関する情報を体系的に管理し、提供することその他の必要な措置を講ずることにより、その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

2　（略）

・「訓練を行う者」の用例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　（略）

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　（略）

・国、独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県以外の主体が職業訓練を行う場合について規定されている例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

第九条　事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによって行うことができる。

○独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　（略）

2～4　（略）

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものに

ついて行うものとする。

・略称のない計画を「第〇項の計画」として引用する用例

〇道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）

（高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等）

第四条　政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の債務の負担の軽減により、高速道路利便増進事業のために必要となる高速道路貸付料（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。）の額の減額を機構が行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日（以下「承継日」という。）において、承継日における次に掲げる機構の債務（以下「機構債務」という。）で第四項の同意（第八項の変更の同意を含む。）を得た次項の計画（以下「同意計画」という。）に定められたものを、一般会計において承継する。

一・二　（略）

2　機構及び高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社（以下この条において単に「会社」という。）は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の規定に基づき管理を行っている高速道路（高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。）（当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。）に係る高速道路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。

一～五　（略）

3～10　（略）

〇国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）

（国民の意見を反映した管理経営の実施）

第六条　政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2　政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

・「就職に必要な」の例

〇　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（地域雇用開発のための事業）

第十条　政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

2　（略）

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（失業の認定）

第十五条　（略）

2　（略）

3　失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

4・5　（略）

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一・二　（略）

三　国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四　（略）

2　（略）

・「基礎的な技能及びこれに関する知識」の例

○　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（最低賃金の減額の特例）

第七条　使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一　精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二　試の使用期間中の者

三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四　軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

・「認定をすることができる」の用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第二十四条　都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　（略）

3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4　（略）

（実施計画の認定）

第二十六条の三　実習併用職業訓練を実施しようとする事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、実習併用職業訓練の実施計画（以下この節において「実施計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を申請することができる。

2　（略）

3　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な実習併用職業訓練に関する基準として厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

・「…計画に即したものであること、…その他○○省令で定める基準に適合するもの」の用例

○　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条　基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条　計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

・「…計画に即して」の用例

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

第四十七条　認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2～4　（略）

・認定対象の名称を「認定○○」としている用例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（都道府県知事による職業訓練の認定）
第二十四条　（略）
2　（略）
3　都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
4　（略）

（表示等）
第二十六条の五　認定事業主は、認定実施計画に係る実習併用職業訓練（以下「認定実習併用職業訓練」という。）を実施するときは、労働者の募集の広告その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定実習併用職業訓練が実施計画の認定を受けている旨の表示を付することができる。
2　（略）

○　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（計画の変更等）
第六条　（略）
2　都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3　（略）

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（改善計画の変更等）
第九条　（略）
2　都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3　（略）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の変更等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の認定を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　第十二条第一項の認定に係る実施計画（第一項の規定による認定又は前項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき。

四　（略）

4　（略）

【第三条第三項関係】

・「○○大臣は、機構に～を行わせるものとする。」の例

○　計量法（平成四年法律第五十一号）

（機構が処理する事務）

第百六十八条の五　経済産業大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　第百二十一条の二の規定による認定に関する事務

二～七　（略）

（認定）

第百二十一条の二　特定計量証明事業（第百七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一　特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。

二　特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。

三　特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

（計量器等の提出）

第百四十九条　（略）

2　経済産業大臣は、第百六十八条の三第一項又は第百六十八条の六第一項の規定により、研究所又は独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査を行わせることが著しく困難であ

ると認められる計量器、特殊容器又は特定物象量が表記された特定商品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

3・4　（略）

○　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（機構が処理する事務）

第六十九条の二　主務大臣（前条第二項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。次条から第六十九条の五までにおいて同じ。）は、機構に、第五十七条第一項の規定による登録に関する事務、第五十九条第一項（第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の更新に関する事務、第六十条第二項及び第六十一条（これらの規定を第六十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務、第六十三条の規定による登録の取消しに関する事務、第六十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務、第六十五条第一項の規定による登録に関する事務、同条第三項の規定による登録の取消しに関する事務、同項第三号の規定による報告徴収に関する事務、同項第四号の規定による検査に関する事務並びに第六十八条の規定による公示に関する事務（同条第六号及び第七号に係るものに限る。）を行わせるものとする。

○　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

（立入検査）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4～6　（略）

7　主務大臣は、前項の規定による要請があった場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8～12　（略）

・大臣がその指定する者に認定を行わせることとしている例

○　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

（立入りの認定）

第二十四条　国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一・二　（略）

2～8　（略）

（指定認定機関）

第二十五条　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2～6　（略）

○　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）

（工事完成後の認定）

第八条　第四条の規定により建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船がしゆん工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、同条第三項第三号から第八号までに掲げる事項に係る許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、農林水産省令又は都道府県規則の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、計画総トン数五トン未満の動力漁船については、この限りでない。

（指定認定機関）

第九条　農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条の規定による認定（以下「認定」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　（略）

【第四条関係】

・「実施に関する計画」の例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

・大臣等による実施計画・方針等の作成の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

・国以外の者が実施主体となる事業について計画を定める例

○　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

（中小企業支援計画）

第三条　経済産業大臣は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、中小企業の経営資源の確保を支援する次に掲げる事業であつて、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの（以下「中小企業支援事業」という。）の実施に関する計画を定めるものとする。

一～五　（略）

2　経済産業大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、国、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う事業が相互に重複しないようにするとともに、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の計画を定めたときは、すみやかにこれを都道府県知事（第一項の政令で指定する市の市長を含む。以下同じ。）に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

○　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（作成）

第四条の二　農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

4　農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

○　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（生態系維持回復事業計画）

第三十条の二　環境大臣及び生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2　生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生態系維持回復事業の目標

二　生態系維持回復事業を行う区域

三　生態系維持回復事業の内容

四　前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4　環境大臣等は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

5　第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第三十条の三　（略）

2　（略）

3　国及び地方公共団体以外の者は、環境省令で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の環境大臣の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4～9　（略）

・「○○計画を定めるに当たっては、関係行政機関の長…の意見を聴くものとする。」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（職業能力開発基本計画）

第五条　（略）

2～4　（略）

5　厚生労働大臣は、職業能力開発基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、関係行政機関の長及び都道府県知事の意見を聴くものとする。

6・7　（略）

・「関係行政機関の長その他の関係者」の例

○　統計法（平成十九年法律第五十三号）

（資料の提出及び説明の要求）

第五十六条　総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

【第五条関係】

・「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によって講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

○　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）

（職業訓練の実施）

第八条　国及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、同意雇用開発促進地域内に居住する求職者に対して迅速かつ効果的な職業訓

練を実施するため、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練等について特別の措置を講ずるものとする。

2　国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うように努めるものとする。

○　日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）

（事業）

第八条　日本学士院は、次の事業を行う。

一　学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二　会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三　その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

・「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二　離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三　定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四　雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五　（略）

・「助成を行う」の例

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（中央協会に対する助成）

第七十六条　国は、中央協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

（都道府県協会に対する助成）

第八十七条　都道府県は、都道府県協会に対して、その業務に関し必要な助成を行うことができる。

2　国は、前項に規定する助成を行う都道府県に対して、これに要する経費について補助することができる。

○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）

（地方公共団体の出資等）

第二十一条　（略）

2　関係地方公共団体は、同意特定鉄道の整備を促進するため必要があると認めるときは、特定鉄道事業者に対して補助、貸付けその他の助成を行うことができる。

3　（略）

・「予算の範囲内において～助成…できる」の用例

○ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（防音構造化の促進等）

第十三条　（略）

2　道路管理者は、特定住宅の所有者が、当該特定住宅を、前項の制限が定められた区域外に移転し、又は除却する場合には、当該特定住宅の所有者及び当該特定住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却に関し、必要な助成措置を講ずることができる。

3　（略）

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）

（移転の補償等）

第五条　（略）

2　（略）

3　国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設

その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

・使途を特定しない金銭について「予算の範囲内」で交付するとしている例

○　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）

（労働保険事務組合に対する報奨金）

第二十三条　政府は、当分の間、政令で定めるところにより、徴収法第三十三条第一項の委託に基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付すべき労働保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労働保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

○　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）

（奨励金等）

第十一条　政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

（奨励金等）

第十九条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

・雇用保険事業に係る交付金等について「予算の範囲内において」を用いている例

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

（交付金）

第二十三条　国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

○　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（交付金）

第三十五条　国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

【第六条関係】

・認定主体が認定先に対して助言及び指導を行う例

○　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）

（認定基準等）

第六条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一～六　（略）

2～7　（略）

（助言及び指導）

第十五条　所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）

（認定の基準）

第三条　都道府県知事は、前条第一項の認定（以下「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一～八　（略）

第七条　地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

○　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第十六条　一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3～8　（略）

9　都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

・「効果的な実施」の例

○　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）

（国等の援助等）
第八条　国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2　（略）

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）
（国等の援助等）
第十二条　国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2　（略）

○　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）
（国等の援助等）
第七条　国及び地方公共団体は、基本計画に基づき実施される活用行事及び特定事業等（以下「計画活用行事等」という。）の実施主体に対し、計画活用行事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
2・3　（略）

・「必要な指導及び助言」の例

○　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）
（指導及び助言）
第四十八条の二　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

○　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）
（指導及び助言）
第十二条　国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）

（指導及び助言）
第十六条　国は、認定農商工等連携事業者又は認定農商工等連携支援事業者に対し、当該認定農商工等連携事業又は認定農商工等連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）
（指導及び助言）
第十五条　国及び都道府県は、認定事業者に対し、木材安定供給確保事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）
（指導及び助言）
第十一条　国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）
（指導及び助言）
第十五条　国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者並びに認定中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）
（指導及び助言）
第十六条　厚生労働大臣は、認定団体及びその構成事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

・「機構は～行うものとする。」の例（作用法において）

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
第五条　機構は、認定の申請をした者が認定を受けないで死亡した場合において、その死亡した者が認定を受けることができる者であるときは、その死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの又はその死亡した者について葬祭を行う者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けることができる者であった旨の決定を行

うものとする。

2・3　（略）

○　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）

（特定先端大型研究施設の設置者の業務）

第五条　（略）

2　日本原子力研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。

一　中性子線共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

二　中性子線専用施設を設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該研究等に必要な中性子線の提供その他の便宜を供与すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条　機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2　（略）

○　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）

（買入れ）

第七条　（略）

2～4　（略）

5　機構は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについては、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は第三項の規定による買入れを優先的に行うものとする。

・現行の独立行政法人雇用・能力開発機構の事務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行う

こと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（厚生労働省令で定める事業主に係るものに限る。）及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであつて地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものに

ついて行うものとする。

・現行の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の事務

○　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第七十四条の二第一項に規定する業務を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。

・独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務

○　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案附則第十三条（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務関係部分）

附　則

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学

校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。

第十一条第二項中「から第四号まで」の下に「及び第七号」を、「雇用安定事業」の下に「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　機構は、第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、同号に規定する施設（同号に規定する宿泊施設を除く。）を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

4　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

第十一条を第十四条とする。

【第七条関係】

・「・・・が～することを支援するための給付」との構成となっている名称の例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条　都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一～三　（略）

・本人向け給付で「～支援給付」との名称となっている例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（自立支援給付）

第六条　自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給とする。

・給付金の種類が一つで、「国は、・・・給付を支給する。」としている例

○　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）

（特別障害給付金の支給）
第三条　国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

・「その属する世帯の他の世帯員の所得の状況・・・その他の事情を勘案して～令で定める基準に該当する場合に」

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）
（支給認定等）
第五十四条　市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

・「・・・場合に、公共職業訓練等を受ける期間について支給する。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（技能習得手当及び寄宿手当）
第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。
2～5　（略）

・「～を限度として支給する。」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
（支給の期間及び日数）
第二十条　基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。
一～三　（略）

・限度期間が政省令で規定されている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律
（昭和四十八年十月五日法律第百十一号）

（遺族補償費の支給）

第二十九条　都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

2　（略）

3　遺族補償費の支給は、政令で定める期間を限度として行なう。

4・5　（略）

・給付額が省令で規定されている例

○　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

附則

（障害前払一時金及び遺族前払一時金）

第五条　協会は、当分の間、第八十七条の規定に基づく障害年金を受けることができる者（同一の事由について労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金の支給を受ける場合に限る。）が、厚生労働省令で定める期間内に請求をしたときは、厚生労働省令で定める額を障害前払一時金としてその者に支給する。この場合において、その者に支給する額は、その者の最終標準報酬日額に障害の程度に応じ別表第五に定める日数を乗じて得た額を限度とする。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条　技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2・3　（略）

4　技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5　（略）

・「○○が、・・・ときは、～は、支給しない。」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就業促進手当）

第五十六条の二　（略）

2　受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号ロ又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3～5　（略）

・「～からさかのぼって」

○破産法（平成十六年法律第七十五号）

（優先的破産債権）

第九十八条

3　優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、破産手続開始の時からさかのぼって計算する。

・「～の期間の初日」

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（介護休業の申出）

第十一条

4　第一項ただし書及び第二項（第二号を除く。）の規定は、期間を定めて雇用される者であって、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（第十三条において準用する第七条第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

【第八条関係】

・給付を支給しない場合が省令で規定されている例

○　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

第十七条　第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者について確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他の政令で定める制度であって、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）を実施する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解

約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定企業年金制度等を実施した旨の申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、同法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

・保険制度以外で給付制限を設けている例

○　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）

（補償給付の制限）

第四十二条　被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

【第九条関係】

・不正受給の場合に給付制限を行っている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付制限）

第三十四条　偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

2　前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

3　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4　受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

・「以後において・・・新たに」

○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）

（就職指導等）

第十条の二

四　当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

【第十条関係】

・不正受給の場合に不正により受給した額の返還命令、当該額の二倍に相当する額以下の納付命令を設けている例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（返還命令等）

第十条の四　偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3　徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

・附帯事業において、不正受給の場合に返還命令、納付命令を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金

額の納付を命ずることができる。

3・4　（略）

【第十一条関係】

・受給権の保護を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（受給権の保護）

第十一条　失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（譲渡等の禁止）

第二十一条　職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

【第十二条関係】

・公課の禁止を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（公課の禁止）

第十二条　租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

○　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

（公課の禁止）

第二十二条　租税その他の公課は、職業転換給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として、課することができない。

【第十三条第一項関係】

・構文の例

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2　（略）

・「就職」、「支援」を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条　受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一　（略）

二　前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2～4　（略）

○　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）

第三十条　（略）

2　都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

三　母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

・「～作成するものとする。」

○　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（計画の作成）

第二十三条　厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

・「公共職業安定所が行う・・・職業指導」

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（給付日数を延長した場合の給付制限）

第二十九条　訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

【第十四条関係】

・就職への努力を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（就職への努力）

第十条の二　求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

【第十五条関係】

・労働政策審議会への諮問を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（労働政策審議会への諮問）

第七十二条　厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の三第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十

条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準又は第三十八条第一項第二号の時間数を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。

【第十六条関係】

・時効を規定している例

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（時効）

第七十四条　失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

【第十七条関係】

・附帯事業において、報告徴収に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（返還等）

第八条　（略）

2・3　（略）

4　政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に関して必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者（同項の規定に該当すると認められる者を含む。）又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金の支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

（報告等）

第十二条　都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・雇用保険法における報告徴収に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（報告等）

第七十六条　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2　行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4　（略）

第七十七条　行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

・金融機関等に対し、報告を求めることができるとする規定を設けている例

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（資料の提供等）

第十二条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

（資料の提供等）

第百十三条の二　市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

・報告徴収規定及び立入検査規定において「○○である者」及び「○○であった者」の双方を対象としている例

○　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

（報告及び検査）

第五十四条　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　（略）

6　第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（報告等）

第百十五条の二十七　市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　（略）

○　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

（報告等）

第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4　（略）

・「機構（独立行政法人）は、～報告を求めることができる。」の例

○　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（特別事業主に対する報告の徴収等）

第五十条の六　機構（※）は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（※：独立行政法人環境再生保全機構）

（保険医療機関等に対する報告の徴収等）

第五十五条　機構は、第十三条第一項の規定による保険医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2　第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3　機構は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。

（公務所等への照会）

第八十一条　厚生労働大臣及び機構は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

（資料の提出等）

第五十二条　（略）

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

【第十八条関係】

・附帯事業において、立入検査に係る規定を設けている例

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（立入検査）

第十三条　労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2　労働基準監督署長は、第七条の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3　前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

・独立行政法人に立入検査を委任している例

○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（立入検査等）

第三十七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定適合性評価機関に対し、その認定に係る事業に関し報告をさせ、又はその職員に、認定適合性評価機関の営業所、事業所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る事業の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

5　主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6　機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7　第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【第十九条関係】

・個別法に規定する事業を、雇用保険法の附帯事業と位置付けている例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）

（雇用保険法との関係）

第九十六条　国による公共職業能力開発施設（障害者職業能力開発校を除く。）及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二項（障害者職業能力開発校に係る部分を除く。）、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

○　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

（労働者災害補償保険法との関係）

第九条　この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第三号に掲げる事業として行う。

【第二十条関係】

・　特例で、定義規定を読み替えている例

○　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

（船員に関する特例）

第六十条　（略）

2　船員等に関しては、第二条第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項第二号及び第四項、第六条第一項第二号（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）及び第三項、第七条（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第二項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項第一号及び第三項、第九条の二第一項、第十一条第二項第一号及び第二号ロ並びに第三項、第十二条第三項、第十五条第三項第一号及び第四項、第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九条第五項、第二十条第二項、第二十一条第一項第三号及び第二項、第二十三条、第二十九条、第五十七条、第五十八条並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第五条第二項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第九条第二項第三号、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第九条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第二十三条第二項中「労働基準法第三十二条の三の規定により労働させること」とあるのは「短期間の航海を行う船舶に乗り組ませること」と、同項及び第二十四条第一項中「始業時刻変更等の措置」とあるのは「短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置」と、同項第三号中「制度、第六章の規定による所定外労働の制限に関する制度」と

あるのは「制度」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十二条の二中「第二章から第八章まで」とあるのは「第二章から第五章まで、第八章」と、第五十二条の三中「から第五十二条の六まで」とあるのは「、第五十二条の五及び第六十条第三項」と、第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第五十六条の二中「第十六条の六第一項、第十六条の八第一項、第十六条の九、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二」とあるのは「第十六条の六第一項」と、第五十七条中「第十六条の五第一項、第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号、第十七条第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条の五第一項」と、「、第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」とする。

（定義）

第二条　この法律（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二　（略）

三　要介護状態　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

四　対象家族　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五　家族　対象家族その他厚生労働省令で定める親族をいう。

【第二十一条関係】

・権限の委任に係る規定

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

（権限の委任）

第八十一条　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2　前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

【第二十二条関係】
・厚生労働省令への委任に係る規定
（厚生労働省令への委任）
第八十二条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

【第二十三条関係】
・雇用保険法の個人（被保険者、受給資格者等）に対する罰則規定
○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）
第八十五条　被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合
二　第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三　第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

・附帯事業において、罰則を設けている例
○　貸金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）
第十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
二　第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
三　第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

【第二十四条関係】
・独立行政法人が行う立入検査等に係る罰則を規定している例
第八十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一～八　（略）
九　第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、第六

十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による立入検査（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）若しくは第六十九条第三項の規定による収去（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第六十九条第一項から第三項まで若しくは第七十六条の八第一項の規定による質問（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

十～十二　（略）

【附則第三条第一項関係】

・「認定（及びこれに関し必要な）手続その他の行為は、…施行（日）前においても、…する（行う）ことができる。」の例

○電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）

附　則

第一条　（略）

2　この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四条の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができる。

3　（略）

○建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）

附　則

（準備行為）

第二条　（略）

2　新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

○介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）

第十七条　前三条に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第二十七条又は同法第三十二条の規定による要介護認定又は要支援認定の手続、同法第七十条の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の手続、同法第七十九条の規定による同法第四十六条第一項の指定の手続、同法第八十六条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の手続、同法第九十四条の規定による開設の許可の手続、同法第百七条の規定による同法第四十八条第一項第三号の指定の手続、同法第百十七条の規定による市町村介護保険事業計画の策定の準備、同法第百十八条の規定による都道府県介護保険事業支援計画の策定の準備、同法第百八十条の規定による介護給付費審査委員会の委員の委嘱の手続

その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

【附則第三条第二項関係】

・「機構が～を行う場合における…法の適用については、」の例

○　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）

（預金保険法の特例）

第五十七条　第五十一条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第百五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第百四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、同法第百五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

【附則第四条関係】

○「施行前においても、～を定めることができる。」の例

・動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）

附　則

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

2　環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

（漁港漁場整備基本方針に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の漁港漁場整備法（以下「新法」という。）第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の二第一項から第三項までの規定の例により、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めることができる。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第六条の二第一項及び第二項の規定により定められた漁港漁場整備基本方針とみなす。

○「施行日において～計画とみなす。」の例

・漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）

附　則

第三条　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第四条に規定する漁港漁場整備事業について、新法第六条の三第一項から第四項までの規定の例により、漁港漁場整備事業に関する長期の計画の案を定め、閣議の決定を求めることができる。この場合において、同条第一項中「漁港漁場整備基本方針」とあるのは、「漁港法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　第一項の規定により定められた漁港漁場整備事業に関する長期の計画は、施行日において新法第六条の三第一項から第三項までの規定により定められた漁港漁場整備長期計画とみなす。

【附則第五条関係】

・作用法の制定又は一部改正に伴い、各府省設置法に当該府省の所掌事務を追加する改正を行っている例

○　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）

附　則

（厚生労働省設置法の一部改正）

第二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第九条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（略）

○　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

附　則

（法務省設置法の一部改正）

第八条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

（略）

○　通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）

附　則

（国土交通省設置法の一部改正）

第十六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「、通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十二の二　通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

（略）

・省の所掌事務規定において、個別法に規定されている固有名詞を、法律上の根拠を明示せずに引用している例

○　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（所掌事務）

第四条　厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十二　（略）

六十三　公共職業訓練に関すること。

六十四　技能検定に関すること。

六十五～百十一　（略）

2　（略）

【附則第六条関係】
・未成立の法律の一部改正を行っている例
○　防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）

附　則

（ねんきん事業機構法の一部改正）

第六十八条　ねんきん事業機構法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条のうち、国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の改正規定中「第三条第二項第二号」に、「三　厚生労働省」を「二　厚生労働省」に改め、同法第八条第一項の改正規定中「、第三号ロ」及び「を「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、」に、「、社会保険庁長官」を「それぞれ社会保険庁長官又は」に改める。

附則第十八条第一項中「第三条第二項第三号ロ」を「第三条第二項第二号ロ」に改める。

※　ねんきん事業機構法案は、最終的に廃案となった。

○　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（信託法の一部改正）

第二百四十六条　信託法（平成十八年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「及び支店又は従たる事務所の所在地」を「の所在地（外国法人にあっては、各事務所の所在地）」に改める。

※　信託法は、平成十八年法律第百八号として公布された。

○　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）

附　則

（信託業法の一部改正）

第百三十二条　信託業法（平成十六年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「以上の数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一条第九項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

※　信託業法は、平成十六年法律第百五十四号として公布された。

【附則第七条関係】

・「第○条の規定によりその規定の例によることとされた第△条」の用例

○　弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）

附　則

（弁護士の資格の特例に関する経過措置）

第三条　（略）

2　前項に規定するもののほか、この法律の施行の日前に旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った者（この法律による改正後の弁護士法（以下「新法」という。）第五条各号のいずれかに該当する者及び新法第六条に規定する者を除く。）の弁護士となる資格については、なお従前の例による。この場合において、旧法第六条第一項中「次に掲げる者」とあるのは「法務大臣が、弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）による改正後の弁護士法第五条から第五条の六までの規定の例により、第二号に該当し、その後に弁護士業務について研修の課程を修了したと認定した者」と、同項第二号中「通算して五年以上となる者」とあるのは「平成二十年三月三十一日までに通算して五年以上になること。」とする。

3　（略）

（罰則）

第四条　前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項の規定によりその規定の例によることとされた新法第五条の二第一項の規定による申請において、前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる読み替えられた旧法第六条第一項第二号に規定する職に在った期間その他の重要な事項につき虚偽の申請をして、法務大臣に同項の認定をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　（略）

○　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）

附　則

（特例退職年金の支給）

第三十八条　（略）

2・3　（略）

4　昭和六十年農林共済改正法附則第五十条第一項の規定により年金額が算定されていた退職年金の受給権者に対して支給する特例退職年金の額は、第二項の規定にかかわらず、附則第三十一条第二項の規定の例により算定した額とする。

5　前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を特例退職年金の額とする。

一　施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額（昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額）

二　施行日以後における退職年金の額（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされた廃止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除した額）

6～10　（略）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣法制局第四部長御説明資料）

平成２３年１月

厚生労働省職業安定局雇用保険課

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

第１　趣旨

○　雇用保険制度においては、雇用失業情勢の急激な悪化や、こうした悪化が非正規労働者の雇用の安定に大きな影響が出ていること等を踏まえ、非正規労働者への適用拡大や、暫定的に就業促進手当の給付額を拡充するなどの措置を講じてきたところである。

○　このような中、依然として厳しい雇用失業情勢等を踏まえると、適切に失業者の生活を保障するとともに、失業者の早期再就職意欲を喚起することによって雇用の安定等を図るための早期再就職支援を行うとともに、就業機会のない求職者への就職の支援等を行うことが必要である。

○　このため、失業者の就職の促進等を図るために必要な支援を適切に実施するため、失業等給付の見直しを図るとともに、失業等給付に係る雇用保険料の引下げ等の改正を行うものである。

第２　改正事項の概略

１　雇用保険法の一部改正（第１条関係）

（１）失業等給付の充実・見直し

（ｉ）賃金日額の見直し

失業者に対する「基本手当」の算定の基礎となる「賃金日額」については、直近の賃金分布等をもとに見直しを図り、その下限額等の引上げを図る。（雇用保険法第１６条、第１７条関係）

（ii）就業促進手当の充実（雇用保険法第５６条の３、附則第９条関係）

早期再就職のインセンティブを強化するため、就業促進手当のうち

ア　安定した職業に就いた者に支給されるものについて、支給残日数に係る支給要件を緩和する暫定措置を恒久化するとともに、支給額を引き上げ、

イ　アを受給しない就職困難者に支給されるものについて、支給額を引き上げている暫定措置の恒久化を図る

こととする。

（２）雇用保険の国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し（雇用保険法附則第15条関係）

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することとする。

（３）就職を支援する事業の実施（雇用保険法第64条、第65条の２、第66条及び第68条関係）

就職支援事業（仮称）を雇用保険の附帯事業とし、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づき、求職者に対し、就職に必要な職業訓練の機会を確保するとともに、必要に応じて訓練期間中の生活支援等を行うため、所要の規定の整備を行う。

２　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（第２条関係）

雇用保険率を、雇用保険の財政状況等を勘案し、現行の１０００分の１９．５から１０００分の１７．５に引き下げる。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第１２条関係）

第３　施行期日

平成２３年８月１日

（ただし、１（２）について、公布日、１（３）について、平成２３年１０月１日、２について、平成２４年４月１日。）

賃金日額の上限額等の見直し（第１６条及び第１７条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

失業者に対して支給する基本手当の額は、離職前最後の６ヶ月間に支払われた賃金の総額を１８０で除した「賃金日額」に給付率５０～８０％を乗じて得た額として算定しているが、

- 最低生活の保障という趣旨に照らし、賃金が高額であった者がいたずらに基本手当に依存しないように、賃金日額の上限額が、
- 低所得者の保護を手厚いものとするために、賃金日額の下限額が、

それぞれ設けられている。

2　見直しの趣旨

賃金日額の上限額等（上限額、下限額及び屈折点（給付率が移行する額））は、毎年、毎月勤労統計調査における平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更することとなっている。

賃金日額に係る直近の改正である、平成15年改正においては、改正時点における最新の額である平成13年の賃金構造基本統計調査にもとづく60歳未満の者に係る賃金分布を踏まえて、法定の額を改定していることから、今般の改正に際しても、平成21年賃金構造基本統計調査等をもとに、法定の上限額等を見直すこととする。

賃金日額の下限額等の見直しの具体的内容（法第１７条関係）

1　賃金日額の下限額の現状

賃金日額の下限額は、雇用保険制度の創設時に、最低賃金（全国加重平均の場合）を勘案して決定した額について、毎月勤労統計調査における平均定期給与額が前年度の平均定期給与額と比較して上昇し、又は低下した比率に応じて自動変更してきたものであるが、平成２２年度において、はじめて、最低賃金（全国加重平均の場合）で就業した賃金を日額換算した額が、賃金日額の下限額を上回る状況となった。

また、現行の賃金日額の下限額は、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満）の下位４％程度の水準となっている。

2　下限額及び屈折点（給付率が逓減給付率から 80％に移行する点）の見直し

（１）下限額設定の考え方

雇用保険の基本手当が失業者の失業期間中の生活を保障することを目的とするものであること等から、賃金日額の下限額は最低賃金により就業した場合を下回らない水準に設定する必要がある。

また、賃金日額の下限額が最低賃金を下回らないよう設定する必要性に加えて、賃金構造基本統計調査で、四分位・十分位の数値が算出されているので、額の算定につき技術的観点も考慮する必要がある。

（２）下限額及び屈折点の設定

① 賃金日額の下限額については、賃金構造基本統計調査の賃金分布（65 歳未満。短時間労働者以外の労働者に係る分布。）の第１十分位点以下の中位数の１/２の額（2,320 円）とすることとする。

② 屈折点（低）については、従来と同様、下限額の２倍の額とし、4,640 円とする。

(参考)

・最低賃金の全国加重平均：時給 730 円（平成 22 年度）

これを賃金日額に換算すると 2,086 円（730 円×20 時間÷７日＝2,086 円）

・2,320 円（改正後の法定の下限額）を時給換算した額は、812 円

賃金日額の上限額の見直しの具体的内容（法第１７条関係）

1　賃金日額の上限額等に係るこれまでの整理

これまで、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額は、他の年齢区分の者に係る額と異なる賃金分布に基づき設定してきた。

しかしながら、高年齢者雇用確保措置を講じている企業の割合は 97.6%（平成 22 年（平成 18 年においては、84.0%））となる（「高年齢者の雇用状況」集計結果による）等、高年齢者雇用確保措置が義務化された平成 18 年以後、60 歳以上の労働者を取り巻く環境には大きな変化が生じており、60 歳以上 65 歳未満の者について、別途の取扱いをする必要性は薄れている。

2　上限額の具体的設定

「65 歳未満」全労働者の賃金分布を元として、各年齢区分の上限額について、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に一定割合を乗じた額とする方法とすることとし、「60 歳以上 65 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額の設定については、

・　各年齢階層の賃金日額の上限額については、現在、賃金構造基本統計調査における、各年齢階層の第３四分位以上の中位数の額が、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金分布の第３四分位以上の中位数の額と比較してどの程度の割合かを把握した上で、一定の範囲内（±10%）の額として決定していること、

・　一方、受給資格者数に占める基本手当日額の上限額を受給する者の割合については、60 歳以上の者で他の年齢階層よりも高いことも考慮する必要があること、

を踏まえ、「30 歳以上 45 歳未満」の者に係る賃金日額の上限額に 105/100 を乗じた額とする。

	30 歳未満	30 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 65 歳未満
改正前の整理	Ａ×０．９	60 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ａ）	Ａ×１．１	60 歳以上 65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額
賃構（平成 21 年）の第３四分位以上の中位数	8,890 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 63.5%）	14,300 円	18,550 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 132.5%）	14,360 円（30 歳以上 45 歳未満の額の 102.6%）
改正後の整理	Ｂ×０．９	65 歳未満の賃金分布の第３四分位以上の中位数の額（＝Ｂ）	Ｂ×１．１	Ｂ×１．０５
改正後の額	12,870 円	14,300 円	15,730 円	15,020 円

賃金日額の屈折点（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）の見直しの具体的内容（法第１６条関係）

1　屈折点（高）（給付率が逓減給付率から50%に移行する点）に係るこれまでの整理

給付率が80%から50%まで逓減する部分から50%に移行する点（以下「屈折点（高）」という。）については、60歳以上65歳未満と、60歳未満の年齢区分について、それぞれ別に第３四分位の額を算出し、それぞれの屈折点（高）としてきた。

2　屈折点（高）の具体的設定

（１）屈折点（高）の設定の考え方

今回の改正においては、上限額と同様の考え方により、60歳以上65歳未満の屈折点（高）について、65歳未満共通の屈折点とすることが基本的には妥当であるが、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数の受給資格決定件数に占める割合(平成21年度)は、60歳以上65歳未満の層で6.8%と、他の年齢階層（29歳未満は18.0%、30歳以上45歳未満は19.7%、45歳以上60歳未満は18.4%）に比べて極めて低く、基本手当によるモラルハザードが特に顕著であることから、別途の取扱いとすることが必要である

※　ＩＬＯ第102号条約において、失業給付の給付率は、前職賃金の100分の45以上であることが要請されており、給付率を引き下げることは適切でない。

（２）屈折点（高）の額の設定

年齢階層別の上限額が30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に比べて、上下１割以内の範囲で設定されていることを勘案し、60歳以上65歳未満の屈折点（高）については、60歳未満の屈折点（高）である第３四分位点に９／１０を乗じて得た数とするものとしたい。

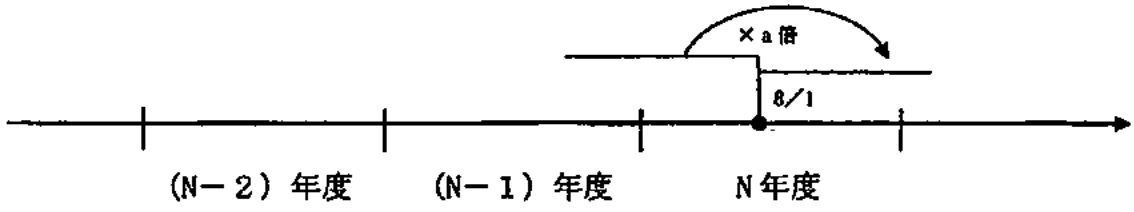
【屈折点】

	60歳未満	60歳以上65歳未満
改正前	60歳未満の賃金分布の第３四分位	60歳以上65歳未満の賃金分布の第３四分位
改正後	65歳未満の賃金分布の第３四分位（＝D）	Ｄ×０．９
改正後の額	11,740円	10,570円

自動変更対象額の改正（第１８条関係）

1　現行制度の趣旨・概要

基本手当の日額等の算定の基礎となる自動変更対象額は、毎月勤労統計調査における労働者の平均定期給与額を基礎として算定した年度の平均給与額がその前年度の平均給与額に対する上昇又は低下した比率に応じ、当該年度の翌年８月１日以後、賃金日額等を自動変更した額を適用することとしている。



$$\frac{\text{（N－１）年度の平均給与額}}{\text{（N－２）年度の平均給与額}} = \text{a}\ \text{（倍）}$$

2　見直しの趣旨

本改正では、自動変更する日（８月１日）と同日に、賃金日額の下限額等の改定に係る規定を施行することとしている。

このように法定の額等を施行と同日に変更することについて、こうした取扱いを前提とする既存の法制度としては、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第31号）の例がある。（次頁）

（参考）自動変更対象額等の変更の基礎となる平均給与額の年度について

自動変更対象額等を変更する年度	上記１の（N－２）年度の賃金構造基本統計調査の賃金分布を基にした法定の額	上記１の（N－２）年度	上記１の（N－１）年度
15 ※８月１日から変更	13	13	14
16 ⋮	14（＊） ⋮	14 ⋮	15 ⋮
23	21	21	22
24	22（＊）	22	23

＊：雇用保険法18条の規定により変更されたときは、その変更された額

（参考）法に定めた事項を当該規定の施行日に変更することとした事例

○　国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）により、厚生年金保険法の在職老齢年金の支給停止調整額に係る規定を改正した際に、

- 厚生年金保険法に規定する支給停止調整額は、「４８万円」と規定したうえで、
- 平成１７年度以後において、支給停止調整額に、各年度の名目賃金変動率（各年度の物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率）を乗じて得た額（ただし、5,000円未満は切り捨てるものとする。）を適用する

との規定（厚生年金保険法第４６条第２項）を平成１７年４月１日施行で設けた例がある。

○　当該規定については、施行日（平成１７年４月１日）において、「４８万円」に、平成１７年度の物価上昇率（年金制度においては、「A年度の物価上昇率」と規定された場合、「A－１年の物価上昇率」を使用して算出。本件では、平成１６年物価上昇率により算出）に、実質賃金変動率（平成１２年度から平成１５年度までの実質賃金変動率の平均）を乗じて得た率を乗じた額を、同日以後、支給停止調整額として適用するための規定である。

なお、平成１７年度において、「４８万円」に乗じた率は「1.003」であり、乗じて得た額が「481,400円」であったため、1,000の位以下は切り捨てられ、結果として、法定の額と同額の「４８万円」が適用されたが、規定の趣旨は、法に定めた事項を、施行日において、そのまま変更するとの前提に則ったものであり、本改正法において、施行日に自動変更を行うこととすることの例となるものである。

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成１６年法律第３１号）　抄

第八条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

（中略）

第四十六条中、（中略）同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

3　前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　（略）、第八条、（略）までの規定　平成十七年四月一日

二～七　（略）

○厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）　抄

（再評価率の改定等）

第四十三条の二　再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一　（略）

二　イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ　当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下この号において「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（各年度における標準報酬月額等（この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。）の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

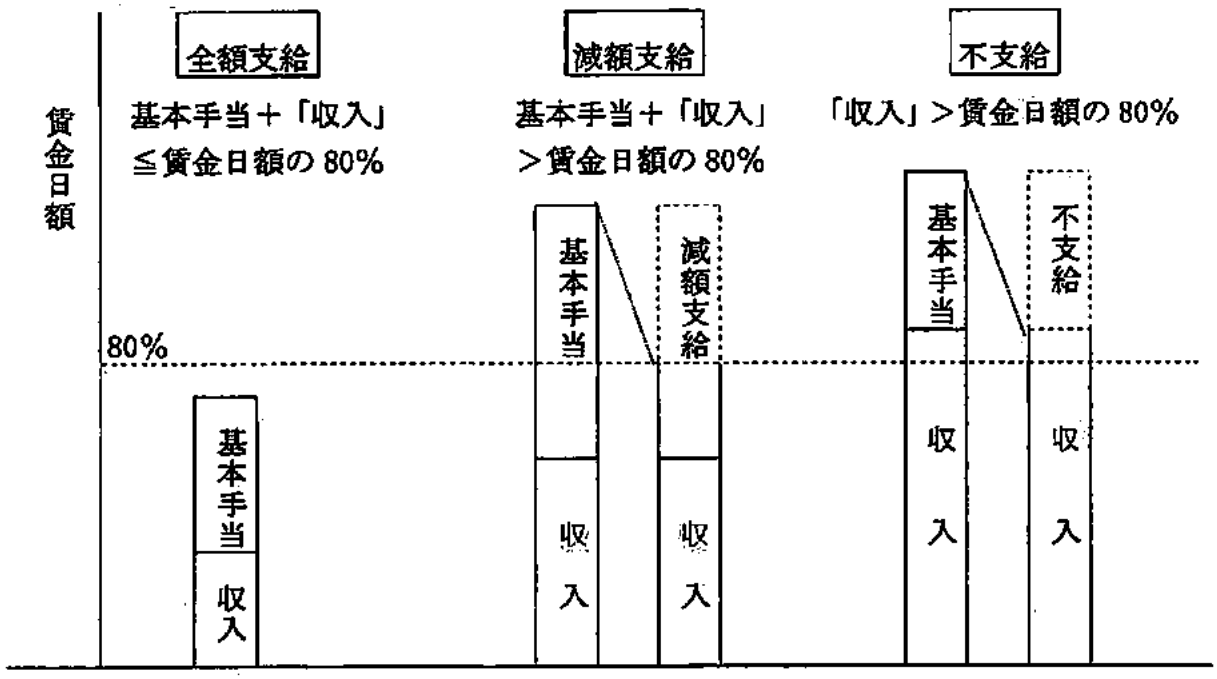
ロ　当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

（以下、略）

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額の改定
（第１９条及び第６１条関係）

1　制度の趣旨・概要

（１）内職等自己の労働による収入に係る控除額



（注）１　「収入」＝「収入の１日分に相当する額」－1,295円（改正後）
　　２　説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

（※）現在の法定の控除額である「1,388円」は、平成３年改正時に1,300円に改定したものを、以後、平均給与額の変化に伴い自動変更したものである。

（２）高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額

雇用保険の被保険者として雇用されている60歳以上65歳未満の者について、60歳時点に比して賃金が75%未満に低下した場合に支給される高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、支給しない扱いとしている。

（※）支給限度額は、30歳以上45歳未満の者に係る賃金日額の上限額に、給付率の上限である８割を乗じた額として設定されている。

2　見直しの趣旨

内職収入に係る控除額及び高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（以下「控除額等」という。）は、これまで賃金日額等の法定額を改正する際に改正を行っているところであり、今回も同様に、控除額等の改定を行うものである。

（※）控除額等については、平成６年及び平成15年改正時においても、賃金日額等の法定の額の改正に併せ改定を行っている。

3　具体的内容

（1）内職等自己の労働による収入に係る控除額（法定の控除額は1,388円、現在適用されている額は1,295円）を1,295円に、高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（法定の支給限度額は358,800円、現在適用されている額は327,486円）を343,200円にそれぞれ改める。

（※）内職等自己の労働による収入に係る控除額については、従来から、直近の適用されている額を法律上規定しているところ。

（2）賃金日額の上限額等と同様の整理にもとづき、控除額等の変更の基礎である「平成13年4月1日」を「平成21年4月1日」に改める。

就業促進手当の給付額の引上げ（第５６条の３関係）

1　現行制度の概要・趣旨

就業促進手当については、「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定）において「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことを踏まえ、雇用保険のセーフティネット機能強化の一環として、平成21年度から３年間、暫定的に支給要件を緩和し、支給額を引き上げているところである。

これは、当時、雇用保険の基本手当の支給終了者（所定給付日数の受給中に再就職できなかった者）が７割以上に達していたところ、雇用失業情勢の悪化に伴い基本手当の支給終了者割合がさらに増加することが見込まれたことから、安定した再就職に向けたインセンティブを強化する観点から、当面の措置として講じられたものである。その際、「今年度からの３年間のうちに景気回復を最優先で実現する」とされたことから、他の多くの雇用対策と同様、３年間の措置とすることとしたところである。

2　見直しの趣旨

（１）近時の失業の構造を見ると、失業者に占める長期失業者（失業期間が１年以上の者）の割合が上昇しているところである。現在長期失業者の発生を事前に防止する観点から、雇用保険法においても、雇用保険受給中の者に対する再就職に向けたインセンティブをさらに強化する新たな取組が必要とされている。

（※）	失業者に占める長期失業者の割合（労働力調査）	平成11年	22.4%
		平成21年	28.3%
		平成22年上半期	34.0%

（２）暫定措置が講じられた平成21年度は、完全失業率が5.2%（平成20年度4.1%）、有効求人倍率が0.45倍（平成20年度：0.77倍）となる等、平成20年度と比べて非常に厳しい雇用失業情勢であった中で、受給資格決定件数に占める、就業促進手当のうち安定した職業に就いた者に支給されるものの受給者数は17.3%となり、平成20年度（15.8%）より増加しているところである。

このことから、就業促進手当の支給要件の緩和及び支給額の引上げは、失業者の早期再就職の促進に大きな効果があるものと考えられる。長期失業者の発生防止は至急を要する課題であるため、暫定措置を恒久化するとともに、一部支給額の引上げを図る。

3　具体的内容

【就業促進手当のうち、安定した職業に就いた者に支給されるもの】

支給要件に係る暫定措置（支給残日数が所定給付日数の３分の１以上かつ45日以上であるとの要件を、所定給付日数の３分の１以上のみを要件とすると緩和）を恒久化するとともに、支給額について、基本手当に支給残日数の５０％を乗じて得た額（３分の２以上残して早期に再就職した者については、基本手当に支給

残日数の６０％を乗じて得た額（※））とするものとする。

（※）当該手当の支給額の、支給残日数分の基本手当日額に対する割合については、かつて60%が上限（昭和59年度から平成12年度まで、所定給付日数が300日の者について、支給残日数200日の場合120日分の再就職手当（就業促進手当の前身を支給）であったことも考慮し、60%とする。

【就業促進手当のうち、上の給付を受給しない就職困難者に支給されるもの】

支給額を基本手当に支給残日数の「３０％」を乗じて得た額から、基本手当に支給残日数の「４０％」を乗じて得た額に引き上げている暫定措置について、恒久化する。

H13.1.6
参考

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に規定する事業の実施のため、新たに附帯事業を設けることについて（第64条関係）

1　現在の労働市場の状況と雇用保険制度の課題

近年、労働市場においては、パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員等の非正規労働者が雇用者に占める割合が３割を超え、失業者に占める長期失業者の割合も、すう勢的に上昇している。特に、短期に離職することにより雇用保険の受給資格を満たさない者、受給期間が終了しても再就職できない者について、その就職を支援する必要性が高まっている。

2　現行の附帯事業について

（１）現行の附帯事業の目的

「雇用安定事業」（第６２条）は「失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図ること」を、「能力開発事業」（第６３条）は「職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進すること」をそれぞれ目的として実施している。

（２）附帯事業により対策を講じる諸問題の要因等

我が国の企業における雇用賃金慣行その他企業の行動に起因するところが多く、事業主の共同連帯の責任で解決することが適当であるものを対象としている。

3　新たな附帯事業について

（１）必要性

現在の附帯事業が、事業主の行動に起因する課題を事業主の共同連帯の責任で解決するものであるのに対し、

①　就業経験に乏しいこと

②　基礎的な能力開発の機会が与えられていなかったこと

③　能力開発を行うために必要な生活基盤がないケースが多いこと

といった要因から、事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題が生じてきており、これは、現在の二事業では解決することができないものである。

（２）新たな附帯事業の概念整理

次のいずれにも該当する事業となり、二事業とは別の概念となる。

①　事業主に雇用されていない者に対し、求職者本人に対して直接給付を実施するものであること

（二事業においては、求職者に対する直接給付はない。）

②　事業主に雇用された経験に乏しいか、経験がない者に対して基礎的な知識及び技能の付与を行う能力開発であること

（二事業においては、基本的に雇用された経験がある者に対する能力開発に

ついて助成を行っている。）

③　能力開発のために生活基盤の安定が必要である者に対して支援を行うことで、訓練の実施とあいまって就職の支援を一体的に実施するものであること
（二事業においては、求職者に対する直接給付はなく、また、訓練と就職支援を一体的に行うものはない。）

④　事業主、労働者及び国のすべての行動に起因し、これらすべての共同連帯の責任で解決すべき課題への対処であること
（二事業は、事業主の行動に起因し、事業主の共同連帯の責任で解決すべき課題への対処である。）

（3）新たな条名等について

①　訓練や生活の支援等を一体的に行うことで、「就職の支援」を行うものであることから、「就職支援事業」とする。

※　「能力の開発及び向上」を手段としていることから、能力開発事業と重複するものの、目的が就職にある点で能力開発事業とは異なる。

なお、昭和52年の雇用保険法改正において、従来「雇用改善事業」として行われていた事業を発展させる形で「雇用安定事業」を実施することとした例があるが、この際は「失業の予防」という目的に重複が見られた。

②　なお、雇用保険法においては、附帯事業について、事業毎に条を分けて規定している。

雇用保険の国庫負担の本則復帰について
（附則第１５条関係）

１　制度の趣旨・概要

失業等給付に係る国庫負担については、附則第13条により、平成１９年度から当分の間、法律の本則（１／４）の５５％（１３．７５％）とされているが、平成２２年雇用保険法改正により、原始附則第１５条の規定が設けられたところである。

これは、「緊急経済対策」（平成２１年１２月８日閣議決定）において、平成２３年度以降について、安定財源を確保した上で、国庫負担を法律の本則に戻す旨を雇用保険法に規定することとされていることを踏まえたものである。

２　見直しの趣旨

（１）現行の規定

附則第15条では、「平成２３年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。」とされている。

（２）今回の対応

国の厳しい財政状況等を勘案し、平成２３年度において国庫負担に関する暫定措置を廃止することは難しいが、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで廃止することとするための規定を置くこととする。

３　具体的内容

雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保したうえで、当該規定を廃止するものとする旨、規定することとする。

※　用例

「引き続き検討を行（う）」の例

○中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）　抄

（国家公務員制度の改革）

第四十八条　政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

「できるだけ速やかに、･･･ものとする」の例

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）　抄

附　則

（医療保険制度の改革等）

第二条　（略）

2　政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一～三　（略）

雇用保険率の見直し（徴収法第１２条関係）

1　制度の概要

現在、雇用保険率は労働者の総賃金に対して1000分の19.5（原則。労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第４項）であり、このうち、1000分の16相当が失業等給付に係る保険料収入とされ、事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

ただし、失業等給付に係る保険料率とされている1000分の16について、現在は雇用保険率の弾力的変更（注）により、1000分の12相当分を事業主及び被保険者が折半で負担しているところである。

（注）雇用保険率の弾力的変更

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度末の積立金残高に当該会計年度の差引剰余（徴収保険料額及び国庫の負担額の合計額から、失業等給付額を差し引いたもの）を加減した額が、当該会計年度に失業等給付として支払った額の２倍に相当する額を超え又は１倍に相当する額を下るに至った場合において、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を±1000分の４の範囲で変更できることとされている（徴収法第12条第５項）。

2　見直しの趣旨

失業等給付に係る保険料率については、平成15年改正により、従前の1000分の12から1000分の16へ引き上げた。しかしながら、実際の保険料率の推移を見ると、平成19年度以降は、弾力的変更の適用により引下げの下限である1000分の12となっている（平成21年度は、1年間限りの暫定措置として1000分の８）。

積立金残高は、平成２１年度実績で約５兆3,800億円であるが、今回、失業等給付の収支試算を行ったところ、受給者実人員が平成21年度ベース（86万人）で高止まりし雇用失業情勢が悪化するシナリオで推移したとしても、現行の雇用保険率を1000分の19.5から1000分の17.5に引き下げたうえで（即ち、失業等給付に係る保険料率を1000分の14にする）、さらに弾力的変更を適用して1000分の13.5とした場合でも、単年度赤字は約4,000億円、平成27年度における積立金残高は約３兆5,900億円と試算され、少なくとも今後五年間程度は雇用保険制度の安定的運営が図られる水準であることから、前述の通り、失業等給付に係る保険料率を1000分の14とすることとする。

また、農林水産業、清酒製造業、建設業等についても、平成13年改正や平成15年改正にならい、失業等給付に係る保険料率を1000分の２ずつ引き下げることとしたい。

就職支援事業の創設に伴う雇用保険率の弾力条項の見直し
（徴収法第12条第5項）

1　制度の概要

雇用保険においては、毎会計年度において、当該会計年度の差引剰余を当該会計年度末の積立金残高に加減した額の、当該会計年度に失業等給付として支払った額に対する割合（＝＊）が2倍を超え、又は1倍を下るに至った場合、厚生労働大臣が保険収支の推移、経済の動向などを勘案の上、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を変更できることとされている（徴収法第12条第5項。いわゆる雇用保険率の弾力条項）。

$$＊＝\frac{\overbrace{(\text{徴収保険料額}+\text{国庫の負担額})-\text{失業等給付額}}^{\text{当該会計年度の差引剰余}}+\text{当該会計年度末積立金}}{\text{失業等給付額}}$$

2　見直しの概要

今般創設する就職支援事業については、求職者に直接給付する等、事業主のみの負担により実施している他の附帯事業とは異なること等を勘案し、失業等給付に係る保険料収入により事業実施することとしている。このため、雇用保険率に係る弾力的変更の適用の検討を行うための前提となる国庫の負担額及び失業等給付額に、就職支援事業に係る費用等も含まれることとする必要がある。

①　「国庫の負担額」について

就職支援事業については、その要する費用を国庫において負担するため、国庫の負担額の中に、当該事業に要する費用が含まれることとなるよう改める。

②　「失業等給付額」について

就職支援事業により実施した給付等についても、失業等給付額と同様の取扱いとなるよう改める。

経過措置について

法律名	改正事項	要否	理由
雇用保険法	基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の法定の上限額等を改定するもの(第16条及び第17条関係)	○	施行前後における賃金日額及び基本手当の日額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第３条と同様の整理）
	賃金日額の範囲等の自動変更の基準となる年度の改正（第18条）	○	法施行日に、賃金日額の範囲等の自動変更が確実に行われるようにするため、入念的に経過措置を規定するもの。
	控除額の変更の基礎となる年度等の改正（第19条）	○	法施行日に、控除額の変更が確実に行われるようにするため、入念的に経過措置を規定するもの。
	第37条	○	疾病等のため職業に就くことができない場合、疾病等のために基本手当の支給を受けることができない日について、基本手当の所定給付日数を限度に、基本手当日額に相当する額の傷病手当を支給することから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における傷病手当の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第５条と同様の整理）

雇用保険法	第37条の４	○	高年齢継続被保険者が失業した場合に、一時金として支給する高年齢求職者給付金は、基本手当日額に一定の日数分を乗じて得た額とされていることから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 なお、平成６年改正及び平成15年改正の際には、当該給付金の給付日数や支給要件等を改正したことから、経過措置において、支給の適用関係を明らかにするための規定をおいたところ。 一方、本改正は、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにすることのみが経過措置を置く目的であるため、同様の経過措置の例（法第40条の特例一時金に関して、過去の改正の際に、基本手当日額の改定に伴う適用関係を明らかにするための経過措置を置いたもの）を参考に、高年齢求職者給付金の経過措置の規定を置くこととする。
	第40条	○	特例受給資格者に対して一時金として支給する特例一時金は、基本手当日額に応じて支給するものであるから、基本手当日額の改定に伴い、施行前後における、当該一時金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。 （賃金日額及び基本手当の日額を改定した平成15年改正法附則第７条と同様の整理）
	就業促進手当の額の見直し等を行う改正（第56条の３、附則第９条）	○	就業促進手当については、支給額の引上げ等を行うとともに、基本手当日額の改定に伴う支給上限額の引上げも行うことから、施行前後における当該手当の支給の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第８条第１項と同様の整理）
	第61条 第61条の２	○	・高年齢雇用継続給付の支給額等については、支給対象月の賃金の額に対するみなし賃金日額（６０歳に達した日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）の割合に応じて給付率が決定されることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第11条と同様の整理） ・また、当該給付の法定の支給限度額の変更が確実に行われるようにするため、入念的に経過措置を規定するもの。

雇用保険法	第61条の４	○	育児休業給付金の額は、休業開始時賃金日額（育児休業を開始した日の前日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）を基礎とすることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第12条と同様の整理）
	第61条の６	○	介護休業給付金の額は、休業開始時賃金日額（育児休業を開始した日の前日を離職の日とみなした場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額）を基礎とすることから、賃金日額の改定に伴い、施行前後における当該給付金の額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（平成15年改正法附則第13条と同様の整理）
	就職支援事業の実施に伴う改正（第64条）	×	本改正法により実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業の実施に伴う改正（第65条）	×	本改正法により実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業に係る国庫負担の規定の整備（第66条）	○	新たな附帯事業の実施に伴い、施行前後における、国庫の負担額の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（雇用継続給付を創設した平成6年改正時と同様の整理）
	就職支援事業に充てる保険料の規定の整備（第68条）	×	本改正法により実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	雇用保険の国庫負担に関する暫定措置廃止に係る規定の改正（附則第15条）	×	検討規定のため、経過措置は不要

労働保険の保険料の徴収等に関する法律	雇用保険率の引下げ及び求職支援事業の実施に伴う弾力的運用の規定の整備（第12条）	○	雇用保険率の改正にあたり、施行前後における、雇用保険率の適用関係を明らかにするため、経過措置が必要。（雇用保険率を改正した平成12年改正時と同様の整理）
特別会計に関する法律	就職支援事業の実施に伴う改正（第99条）	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業の実施に伴う改正（第101条）	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
	就職支援事業の実施に伴う改正（第103条）	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要
住民基本台帳法	別表第一	×	本改正法により新たに実施する就職支援事業に係る規定であり、従来の法秩序との連続性は予定されていないため、経過措置は不要

基本手当の日額等に関する経過措置（附則第２条関係）

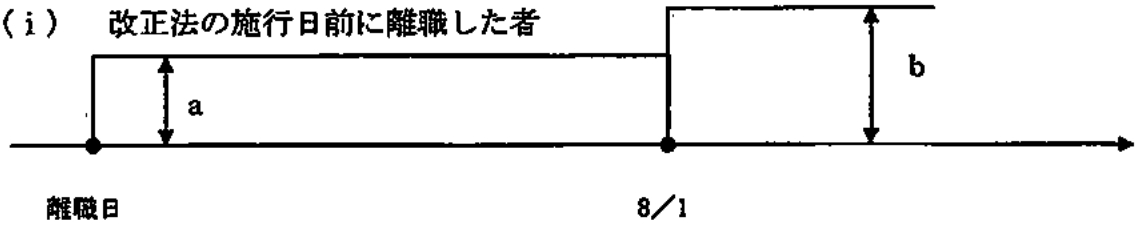
1　今回の改正における基本手当の日額等に関する経過措置

本改正法による改正前後における賃金日額及び基本手当日額の適用関係を明らかにする必要があるが、その取扱いは、「2　平成１５年改正時の整理」と同様、

- 法の施行前の離職者の、施行日前の期間に係る賃金日額及び基本手当日額は、なお従前の例による、
- 自動変更された後の期間については、全ての受給資格者に、自動変更した後の下限額、上限額、及び屈折点（給付率が異なることとなる額）を適用する

こととする。

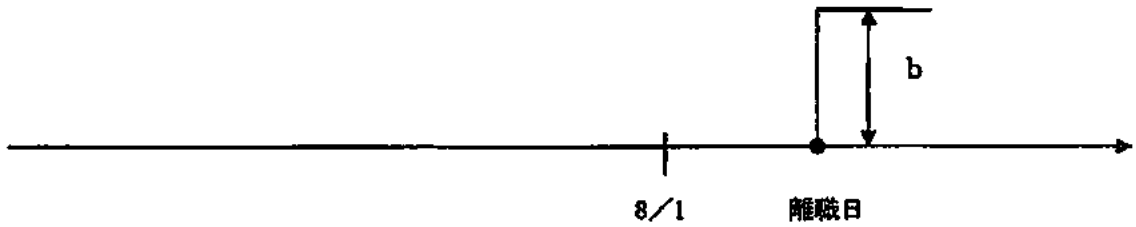
（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



ａ：施行日（８月１日）前は、従前の額を適用

ｂ：施行日以後は、改正後の額を自動変更した額が適用

（ii）　改正法の施行後に離職した者

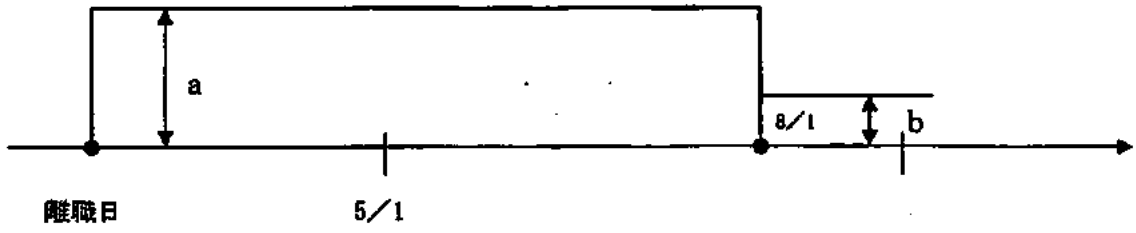


ｂ：改正後の額を自動変更した額が適用

2　平成１５年改正時の整理

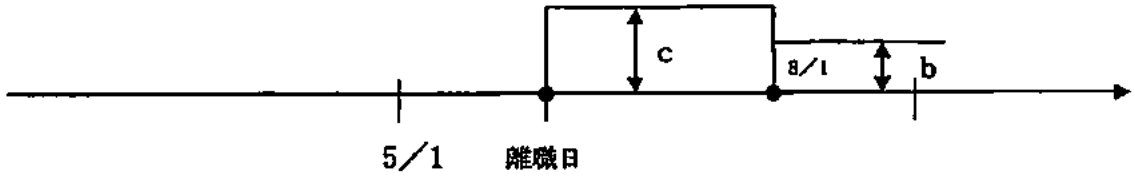
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）により、賃金日額の下限額、上限額及び屈折点（給付率が異なることとなる額）の法定の額を改正した際には、施行日（15 年５月１日）前の離職者に係る下限額、上限額及び給付率が異なることとなる額については「なお従前の例による」との規定により、法の施行前の期間及び法の施行後（自動変更の前）の期間について、改正法による改正前の賃金日額が適用されたが、８月１日以後の賃金日額及び基本手当日額については、施行日以後の離職者と同様に自動変更後の下限額、上限額及び屈折点（給付率が異なることとなる額）が適用されている。

（ｉ）　改正法の施行日前に離職した者



a ：改正法施行日（平成 15 年 5 月 1 日）以後も、従前の額を適用
b ：自動変更後は、改正後の法定の額を自動変更した額が適用

（ii）　改正法の施行日以後に離職した者



c ：施行日以後、改正後の額を適用
b ：改正後の法定の額を自動変更した額が適用

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律 31 号）　抄

附　則

（基本手当の日額等に関する経過措置）

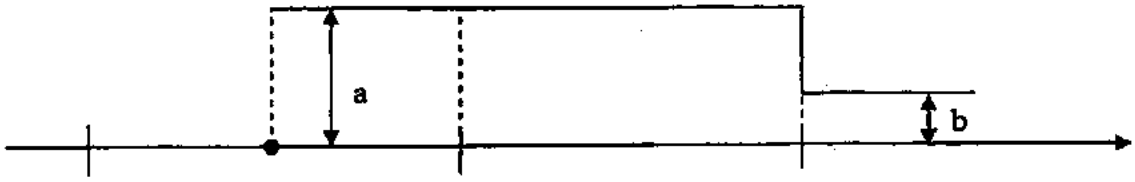
第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

就業促進手当の額に関する経過措置（附則第８条関係）

1　平成１５年改正時の整理

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第３１号）においては、「施行日前の離職者であって、施行日以後に職についたもの」に係る経過措置が規定されているが、これは、法施行日以後自動変更日までの間に職に就いた場合に、法施行前の額と法改正後の額のいずれをもとに、就業促進手当（一時金として支給）の額を算出すべきかという疑義が生じるためである。

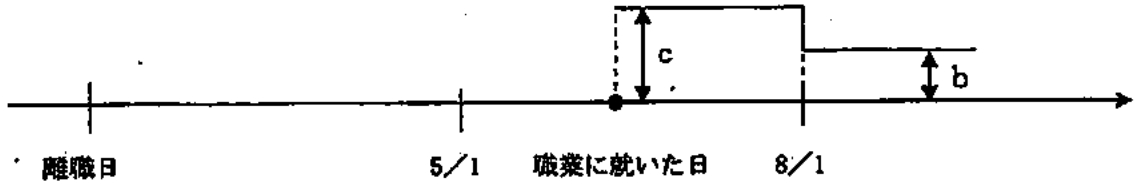
（ｉ）　改正法の施行日前に職業に就いた者



a：職業に就いた日が施行日（５月１日）から自動変更日までである場合は、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：職業に就いた日が自動変更日以後である場合は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ⅱ）　改正法の施行日以後に就業に就いた者



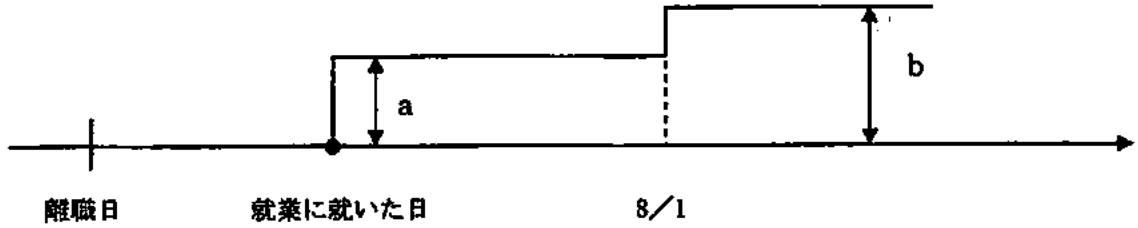
c：自動変更日までは、改正後の賃金日額及び基本手当日額により額を算定

b：自動変更日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

2　今回改正における就業促進手当に関する経過措置

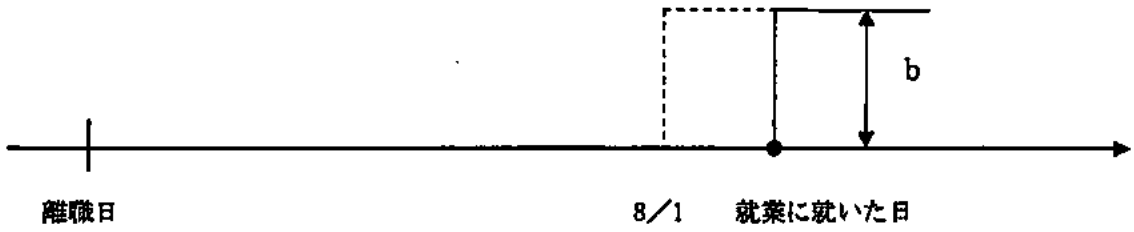
今回の改正においては、法施行日以後の就業促進手当の額は全ての受給資格者について同一の額が適用されることとなるが、前回改正時と同様に、施行前後の支給の適用関係を明らかにするための経過措置を置くものである。

（ｉ）　改正法の施行日前に就業に就いた者



a：施行日（８月１日）までは、従前の賃金日額及び基本手当日額により額を算定
b：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

（ii）　改正法の施行後に就業に就いた者



b：施行日以後は、自動変更された賃金日額及び基本手当日額により額を算定

就職支援事業（仮称）の創設に伴う住民基本台帳法の規定の整備について
（附則第１５条関係）

１　雇用保険法における新事業（就職支援事業）の創設

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第　　号）」（以下「求職者支援法」という。）の創設に伴い、同法に具体的事業内容を規定している求職者に対する職業訓練の機会の確保等を実施する事業等については、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６４条に規定する附帯事業（「就職支援事業」（仮称））として実施することとしている。

２　雇用保険法の附帯事業に係る住民基本台帳法との現行の整理

○　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の７の規定により、都道府県知事は、同法別表第１の上欄に掲げる国の機関等から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとされている。

○　同法別表第１の７０の項の規定により、厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）から都道府県知事に対して、雇用保険法の附帯事業（雇用安定事業又は能力開発事業）の実施に関する事務の処理に関し、本人確認情報の求めがあったときに限り、都道府県知事は、その情報を提供するものとされている。

これは、例えば、雇用安定事業の雇入れ助成金の申請のため、事業主が提出した労働者に係る本人確認資料に疑義が生じた際など、都道府県に本人確認情報の提供を依頼できるようにしておく必要に備えた規定である。

※　今後、現在継続審議中の「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成２３年４月１日施行（予定））によって、機構が廃止された際には、これまで、機構が行っていた助成金業務であって、その申請に係る本人確認のために住民基本台帳の利用を必要とする業務については、同法の規定により、国に移管することとしている。（当該業務は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）には継承しない。）

このため、機構の廃止後は、同事業に係る住民基本台帳法の別表第１の７０の項の規定から「独立行政法人雇用・能力開発機構」を削除することとしている。

３　改正の趣旨

就職支援事業の実施に係る①及び②の事務の処理に関し、それぞれ、以下のとおり、本人確認情報の提供を受ける必要が生じる場合が想定される。

①特定求職者に対する給付の支給等

求職者支援法第７条の規定による特定求職者に対する給付の支給や、同法第５条の規定による助成は、就職支援事業として厚生労働省において行うところ、当該事業の実施のため、特定求職者や訓練実施機関の代表者の氏名等について、本人確認情報との突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

②職業訓練の認定

求職者支援法においては、厚生労働大臣が行う職業訓練の認定に関する事務を、新機構に行わせることとしている。

このうち、上記の認定に係る職業訓練（以下「認定特定求職者職業訓練」という。）を行う訓練実施機関が、機構に対し職業訓練の認定を申請する際に記載する代表者の氏名等を、本人確認情報と突合することで確認する場合が生じること等が想定される。

なお、当該認定行為は、求職者支援法第５条の規定に基づき認定特定求職者職業訓練を実施する者に助成を行う前提として必要なものであり、また、当該助成を雇用保険法第６４条第１項の就職支援事業として行うこととしていることから、機構が行う認定に関し必要な本人確認情報を住民基本台帳から取得できる根拠を規定する必要がある。

4　具体的内容

①の事務の処理に際して「厚生労働省」が、②の事務の処理に際して「機構」が、それぞれ本人確認情報の利用をできるようにする必要がある。

このため、住民基本台帳法別表第１の７０の項の上段に、新たに事務実施主体として、厚生労働大臣と並列して「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を追加し、また、その行う事務として「雇用保険法第６４条の就職支援事業（の実施に関する事務）」を追加することとする。

就職支援事業に係る特別会計に関する法律における規定の整備
（附則第１６条関係）

１　制度の趣旨・概要

特別会計に関する法律（平成１９年法律第２３号）第９６条においては、「労働保険特別会計は、（中略）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。」とされている。

２　改正の趣旨

今般、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（仮称）に基づく職業訓練や求職者の訓練期間中の生活支援等を行うための事業（以下「就職支援事業」という。）を雇用保険法の事業として位置付けることとしていることから、当該事業に要する国庫負担分を一般会計から雇用勘定に繰り入れる等の措置を講ずるため、特別会計に関する法律の規定を改める必要がある。

３　具体的内容

次ページ資料「雇用保険制度の概要」において、下線部箇所について、改正措置を講じるもの

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「二千百四十円以上四千二百十円未満」を「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に改め、同条第二項中「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に、「四千二百十円以上一万九百五十円以下」を「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千百四十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千五百八十円」を「一万五千二十円」に改め、同号ロ中「一万六千八十円」を「一万五千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万四千六百二十円」を「一万四千三百円」に改め、同号ニ中「一万三千百六十円」を「一万二千八百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改め、同条第三項中「二千百

四十円以上四千二百十円未満」を「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」に、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号中「かつ四十五日以上」を「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」に改め、同項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号ロ中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第六十四条を次のように改める。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十五条中「第六十二条及び第六十三条」を「前三条」に改める。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」を「、雇用継続給付」に改め、「第三号において同じ。）」

の下に「及び就職支援事業」を加え、同項に次の一号を加える。

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による給付に要する費用の二分の一

第六十六条第六項中「において、」の下に「就職支援事業に要する費用及び」を加える。

第六十八条第二項中「失業等給付」の下に「及び就職支援事業」を加える。

附則第九条を次のように改める。

第九条　削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できるだけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十一・五」を「千分の十九

・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）」に改め、「失業等給付の額」の下に「並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額」を加え、「失業等給付額」を「失業等給付額等」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に改め、同条第九項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十七から千分の二十五まで」を「千分の十五から千分の二十三まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定　この法律の公布の日

二　第一条中雇用保険法第六十四条から第六十六条まで及び第六十八条の改正規定並びに附則第十五条及び附則第十六条の規定　平成二十三年十月一日

三　第二条及び附則第十四条の規定　平成二十四年四月一日

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第二条　受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

第三条　平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に係る第一条の規定による改正後の雇用保険

法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「、年度」とあるのは「、平成二十二年四月一日から始まる年度」と、「平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）」とあるのは「平成二十一年四月一日から始まる年度」と、「その翌年度の」とあるのは「平成二十三年」とする。この場合における同条第三項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額の変更とみなす。

2　前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

（平成二十三年度における控除額の変更に関する経過措置）

第四条　平成二十三年度における新雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額の変更に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「、年度」とあるのは「、平成二十二年四月一日から始まる年度」と、「平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）」とあるのは「平成二十一年四月一日から始まる年度」と、「その翌年度

の」とあるのは「平成二十三年」とする。この場合における同条第一項第一号に規定する控除額の変更は、同条の規定の適用については、同条の規定による同条第一項第一号に規定する控除額の変更とみなす。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第六条　高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第二条に規定する旧受給資格者であつて受給資格に係る離職の日において三十歳未満であるもの（受給資格に係る離職の日において六十）とみなして同条」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の三第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（高年齢雇用継続給付の額に関する経過措置）

第九条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあって

は、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の額については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における支給限度額の変更に関する経過措置）

第十条　平成二十三年度における新雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額の変更に係る同条の規定の適用については、同条第七項中「、年度」とあるのは「、平成二十二年四月一日から始まる年度」と、「平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）」とあるのは「平成二十一年四月一日から始まる年度」と、「その翌年度の」とあるのは「平成二十三年」とする。この場合における同条第一項第二号に規定する支給限度額の変更は、同条及び新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、新雇用保険法第六十一条の規定による同条第一項第二号に規定する支給限度額の変更とみなす。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第十一条　育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第十二条　介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十三条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度に係る国庫の負担額につい

て適用する。

（雇用保険率に関する経過措置）

第十四条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

2　新徴収法第十二条第五項の規定は、平成二十四年度以後の年度に係る雇用保険率の変更について適用する。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の項中「厚生労働省」の下に「又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、「又は同法第六十三条の能力開発事業」を「、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第二項第二号イ中「及び能力開発事業費」を「、能力開発事業費及び就職支援事業費」に改める。

第百一条第二項中「雇用継続給付」の下に「、就職支援事業」を加える。

第百三条第三項及び第五項中「失業等給付費」の下に「及び就職支援事業費」を加える。

本則改正事項

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五百七十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千三百二十円（その額が次条の規定により変更されたときは、そ	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。 （賃金日額） 第十七条　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。 一　二千百四十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その

の変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千二十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万五千七百三十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千三百円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万二千八百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額）

二　次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ　受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者　一万五千五百八十円

ロ　受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者　一万六千八十円

ハ　受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者　一万四千六百二十円

ニ　受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者　一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2　（略）

3　前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百九十五円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始る年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

いて読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一　その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三　（略）

2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

（就業促進手当）

第五十六条の三　就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一　次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ・ロ　（略）

二　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2　（略）

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

3　就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項第一号イに該当する者　現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に十分の三を乗じて得た額

二　第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三　第一項第二号に該当する者　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ　（略）

ロ　特例受給資格者　その者を基本手当の受給資格者とみなして第十

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万千七百四十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

ハ　（略）

4・5　（略）

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六十一条　高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

（就職支援事業）

第六十四条　政府は、被保険者等に関し、職業訓練を受ける機会を確保し、これを受けることを容易にすることを通じ、その就職を支援するため、就職支援事業として、次の事業を行うことができる。

一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第　　号）第三条に規定する認定特定求職者職業訓練を行う者に対して、認定特定求職者職業訓練が行われることを奨励するために必要な助成を行うこと及び当該訓練又は公共職業訓練等を受ける同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条の規定による給付を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、求職者の就職を支援するために必要な事

額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。

2～6　（略）

7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

第六十四条　削除

第であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2　政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（事業等の利用）

第六十五条　前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）及び就職支援事業に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

四　就職支援事業のうち、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による給付に要する費用の二分の一

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、就職支援事業に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

（事業等の利用）

第六十五条　第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

（国庫の負担）

第六十六条　国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）に要する費用の一部を負担する。

一～三　（略）

2～5　（略）

6　国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

（保険料）

第六十八条　雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付及び就職支援事業に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

第九条　削除

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

2　前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に二事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てるものとする。

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（国庫負担に関する暫定措置）

第十五条　雇用保険の国庫負担については、平成三十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項、第五項及び第六項（雇用保険事業の事務の執行に要する経費を除く。）並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに第六十四条第一項第一号の規定により行う助成及び給付に充てられた額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げ	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2・3　（略） 4　雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。 一～五　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）

る事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

の範囲内において変更することができる。

6～8　（略）

9　前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十五条関係）

改正案

別表第一（法第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
七十　厚生労働省又は独立行政法人雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の就職支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

現行

別表第一（法第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
（略）	（略）
七十　厚生労働省	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び就職支援事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付、就職支援事業及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入	（歳入及び歳出） 第九十九条　労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 （略） 2　雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一　歳入 （略） 二　歳出 イ　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 （略） （一般会計からの繰入対象経費） 第百一条　（略） 2　雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条及び第六十七条に規定する求職者給付並びに同法第六十六条に規定する雇用継続給付及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費で国庫が負担するものとする。 （積立金） 第百三条　（略） 3　雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入

額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費及び就職支援事業費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4　（略）

5　労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

【読替表】

雇用保険法関係（第一条）……二
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項……二
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項……三
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項……四
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一号の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項……五
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項……六
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項……七
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項……八
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項……九

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）（P：求職者支援関係の改正については未反映）……十
○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項……十

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第一条による改正後の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条第二項の規定による読み替えられた同条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の四十五（二千百四十円以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万五百七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の四十五までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）	（基本手当の日額） 第十六条　基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千三百二十円以上四千六百四十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千六百四十円以上一万千七百四十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。 2　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更） 第十八条　厚生労働大臣は、平成二十二年四月一日から始まる年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成二十三年八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。 2・3　（略）	（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更） 第十八条　厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。 2・3　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（基本手当の減額） 第十九条　（略） 2　厚生労働大臣は、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、平成二十三年八月一日以後の控除額を変更しなければならない。 3　（略）	（基本手当の減額） 第十九条　（略） 2　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。 3　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一号の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三十七条の四第一項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）附則第二条に規定する旧受給資格者であつて受給資格に係る離職の日において三十歳未満であるものとみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2～5　（略）	（高年齢求職者給付金） 第三十七条の四　高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。 一・二　（略） 2～5　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第七条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四十条第一項及び第二項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）	（特例一時金） 第四十条　特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。 2　前項に規定する場合における第十七条第四項の規定の適用については、同項第二号ニ中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」とする。 3・4　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（高年齢雇用継続基本給付金） 第六十一条　（略） 2～6　（略） 7　厚生労働大臣は、平成二十二年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、平成二十三年八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。	（高年齢雇用継続基本給付金） 第六十一条　（略） 2～6　（略） 7　厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の四第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）	（育児休業給付金） 第六十一条の四　（略） 2・3　（略） 4　育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5～7　（略）

雇用保険法関係（第一条関係）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定による読み替えられた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして同条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における改正法第一条の規定による改正前の第十七条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）	（介護休業給付金） 第六十一条の六　（略） 2・3　（略） 4　介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。 一・二　（略） 5・6　（略）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）（P：求職者支援関係の改正については未反映）

○雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律第二条による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第九項の規定による読み替えられた同条第五項

（傍線の部分は読替部分）

読替後	読替前
（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三から千分の二十一まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五から千分の二十三まで、同号に掲げる事業については千分の十六から千分の二十四まで）の範囲内において変更することができる。 6～9　（略）	（一般保険料に係る保険料率） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五までの範囲内において変更することができる。 6～9　（略）

平成二十三年
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
用例集

I　雇用保険法関係（第一条）

【第五十六条の三】（就業促進手当）

「（全体について）A（…（その一部の場合）にあつては、A、かつ、B）」の例

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）　抄

（定義）

第二条

2　この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

「A（…にあつては、B）」

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）　抄

附　則

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条　平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当す

る者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

【第六十四条】（就職支援事業）

「訓練を受ける機会を確保」の例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（関係者の責務）

第四条　事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助その他その労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助を行うこと等によりその労働者に係る職業能力の開発及び向上の促進に努めなければならない。

「・・・を受けることを容易にする」の例

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職

業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によって講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

「就職」と「支援」を一つの条文で用いている例

○母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）抄

（寡婦就業支援事業等）

第三十五条　（略）

2　（略）

三　寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に関し必要な支援を行うこと。

「奨励するため」の例

○　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）抄

（事業主等に対する助成等）

第十五条の三　国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によって講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成その他必要な措置を講ずることができる。

「～に対して、必要な助成…を行う」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）抄

第六十二条　政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一　景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二～四　（略）

「未施行の法律を引用している例」

○消費者庁設置法案（消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号））として成立・施行）抄

（所掌事務）

第四条　消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　消費者安全法（平成二十年法律第▼▼▼号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五～二十七　（略）

「個別法において独立行政法人への委任を規定している例」

○地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）抄

（地域雇用開発のための助成及び援助）

第七条　政府は、第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画（同条第七項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係る雇用開発促進地域（以下「同意雇用開発促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該地域雇用開発計画で定められた同意雇用開発促進地域内において行うべき助成及び援助に関する事項の内容に応じ、当該同意雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主、当該雇い入れた者について職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練を実施する事業主その他の厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項の助成及び援助の業務に係る事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）抄

（雇用安定事業等としての助成及び援助）

第七条　政府は、認定計画に係る改善事業の実施を促進するため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次の事業を行うものとする。

一～五　（略）

2　政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

【第六十六条第六項】（国庫の負担）

「一部の事業」に要する費用及び（並びに）「事業全体」の事務の執行に要する費用」の例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）　抄

（保険料率）

第百六十条　（略）

3　（略）

三　保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

Ⅱ　労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係（第二条）

【第十二条第五項】（弾力的運用の規定）

「費用（・・・の事務の執行に要する費用を除く。）」の例

○石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）　抄

（基金）

第三十一条　機構は、救済給付の支給に要する費用（当該支給の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける。

Ⅲ　附則関係（第二条）

【附則第一条】（施行期日）

施行期日に係る規定における「第○条中…及び…の改正規定並びに附則第△条の規定」の例

○児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）　抄

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（略）

二　第一条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定　児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国について効力を生ずる日

三・四　（略）

【附則第二条】（基本手当の日額等に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第三条　受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

【附則第三条】（平成二十三年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

【附則第四条】（平成二十三年度における控除額の変更に関する経過措置）

【附則第十条】（平成二十三年度における支給上限額の変更に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）　抄

（平成七年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置）

第三条　平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定にかかわらず、平成六年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成三年六月における平均定期給与額（第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合は、当該改正の基礎となった平均定期給与額）を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成七年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動変更対象額を変更しなければならない。この場合における同項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額の変更とみなす。

2　前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

【附則第五条】（傷病手当の日額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第五条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

【附則第六条】（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）　抄

（特例一時金の額に関する経過措置）

第九条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

二　第四十条第二項の規定は、適用しない。

【附則第七条】（特例一時金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（特例一時金の額に関する経過措置）

第七条　特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

【附則第八条】（就業促進手当の支給に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）

第八条　新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。

2～5　（略）

【附則第九条】（高年齢雇用継続給付の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（高年齢雇用継続給付に関する経過措置）

第十一条　六十歳に達した日（その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となった旧受給資格者に対する高年齢再就職給付金の支給については、なお従前の例による。

3・4　（略）

【附則第十一条】（育児休業給付金の額に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十五年法律第三十一号）　抄

（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

第十二条　育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正

する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

【附則第十三条】（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成六年法律第五十七号）　抄

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第十六条　新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

【附則第十四条】（雇用保険率に関する経過措置）

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

附　則（平成十二年法律第五十九号）　抄

（雇用保険率に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第十二条第四項の規定は、施行日以後の期間に係る労働保険料について適用し、施行日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。